

令和 7 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 ..... 2
  - 1. 所管事務調査 ..... 103
- 

令和 8 年 3 月 1 6 日 (月曜日)

# 文教福祉委員会会議録

令和8年3月16日 月曜日

午前10時01分開議

午後 8時08分閉議（実時間523分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）
1. 議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号
1. 議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号
1. 議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第10号・令和8年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第24号・財産の取得の変更について（中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書）
1. 議案第34号・八代市千丁健康温泉センター条例の廃止について
1. 議案第35号・八代市老人憩いの家条例の一部改正について
1. 議案第36号・八代市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
1. 議案第37号・八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制

定について

1. 議案第38号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
1. 議案第39号・八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 議案第41号・八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について
1. 令和7年陳情第13号・はりきゅう等施設利用券について
1. 令和8年陳情第1号・屋内の遊び場設置について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（下岳保育園の休園について）（国民健康保険税条例の改正予定について）（八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について）（第4期八代市教育振興基本計画について）（本市の不登校対策の充実について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 山本敬晃君  
副委員長 橋本徳一郎君  
委員 永江恵子君  
委員 野崎伸也君  
委員 深田浩介君  
委員 堀口晃君  
委員 村川清則君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 田中智樹君  
 教育部次長 下津恵美君  
 教育政策課長 押方佐地子君  
 教育政策課長補佐兼  
 ICT教育推進係長 緒方義久君  
 教育政策課長補佐兼  
 学校給食係長 中松大輔君  
 教育サポートセンター所長 中村裕一君  
 学校教育課長 加賀真一君  
 学校教育課長補佐 米村寛樹君  
 理事兼教育施設課長 稲本健一君  
 生涯学習課長 泉宜孝君  
 博物館未来の森ミュージアム副館長 田島良洋君  
 博物館未来の森ミュージアム審議員兼学芸係長 山崎摂君  
 健康福祉部長  
 (福祉事務所長兼務) 辻田美樹君  
 健康福祉部次長  
 (福祉事務所次長兼務) 高崎博文君  
 健康福祉部次長  
 (福祉事務所次長兼務) 森田克彦君  
 こども未来課長 甲斐春一君  
 こども未来課長補佐 秋永誠一君  
 こども未来課保育係長 石本裕美君  
 こども未来課主幹兼  
 こども政策係長 大江田浩隆君  
 こども家庭支援課長  
 (こども家庭センター長兼務) 守田直美君  
 生活援護課長 萩野賢志君  
 国保ねんきん課長 時枝秀一郎君  
 国保ねんきん課主幹兼  
 医療給付係長 山田卓君  
 国保ねんきん課主幹兼  
 保険税係長 上野洋平君  
 国保ねんきん課  
 後期高齢者医療係長 垣下裕之君  
 介護保険課長 山村悟君  
 健康福祉政策課長 福田裕之君  
 障がい者支援課長  
 (障がい者虐待防止センター所長兼務) 吉村紀美子君

健康推進課長 坂井健治君  
 健康推進課長補佐 宮崎宏恵君  
 高齢者支援課長  
 (成年後見支援センター所長兼務) 上野信君

総務企画部  
 千丁支所地域振興課長補佐  
 兼健康福祉係長 藤澤智博君

○記録担当書記 安永尚斗君

(午前10時01分 開会)

○委員長（山本敬晃君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例等につきましては、特別委員会に付託となりますので御承知おき願います。

◎議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）

○委員長（山本敬晃君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（田中智樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部の田中と申します。よろしく願います。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号の教育部所管分につきまして、次長の下津より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願います。

○教育部次長（下津恵美君） おはようござい

ます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部次長の下津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

では、予算書3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に3707万5000円を追加し、補正後の額を84億1559万7000円とするものです。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。

予算書19ページを御覧ください。

上段の表、款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費に、職員給与経費（退職手当）として2232万円を計上しております。

これは、今年度末をもって早期退職する職員1人分の退職手当について補正するものでございます。

その下の表、款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費に、負担金補助及び交付金として1475万5000円を計上しております。

これは、公益財団法人学校給食会の人件費相当分について、令和7年度人事院勧告に準ずる給与改定により当初の予定より上回る見込みであるため、補正するものでございます。

以上が、教育部が提案いたしております補正予算・第14号の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 学校給食の運営補助の分で1475万5000円、これ、対象者数は何人ぐらいになります。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課でございます。

給食会の職員数93人が対象となります。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます

た。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第9款・教育費を終了します。

執行部、交代をお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の辻田です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度補正予算の審議をお願いする案件の説明者について、一括で御案内させていただきます。

議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号、第3款・民生費及び第4款・衛生費中、健康福祉部関係分については健康福祉部高崎次長が説明いたします。その後、議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号については時枝国保ねんきん課長が、第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については山村介護保険課長が、議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号については福田健康福祉政策課長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君） おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の高崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正

予算・第14号のうち、健康福祉部が所管します補正予算について、失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君） 3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費に2億7817万1000円を追加し、補正後の予算額を129億3862万2000円とし、項2・児童福祉費に1億6122万9000円を追加し、補正後の予算額を115億7341万7000円とし、項3・生活保護費に7183万5000円を追加し、補正後の予算額を34億5702万9000円としまして、民生費の総額は、3つ上になりますが、287億5114万8000円としています。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に2334万4000円を追加し、補正後の予算額を20億289万5000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、53億7071万4000円としています。

続きまして、15ページをお願いします。

歳出の主な内容を説明いたします。

下段の表、款3・民生費、項1・社会福祉費でございます。

まず、目1・社会福祉総務費に1億1417万1000円を計上しています。

内訳としましては、表の右側、説明欄の1つ目、施設開設準備経費助成特別対策事業として1740万円を計上しています。これは、高齢者施設等の開設時に必要な経費の一部を補助するもので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1か所の開設に係る人件費、広告宣伝費等に対する補助です。

特定財源として、全額、県支出金、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金を予定してい

ます。

2つ目、地域介護・福祉空間整備等交付金事業として3385万9000円を計上しています。

これは、高齢者施設などの防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するための施設整備に係る経費の一部を補助するものです。補助対象として、非常用自家発電設備の設置を1施設、浴室改修工事を3施設に予定しています。

特定財源としまして、全額、国庫支出金、地域介護・福祉空間整備等交付金を予定しています。

なお、ただいま説明しました2つの事業については、本年度内の完了が困難であるため、全額、繰越明許費の設定を行っています。

3つ目、特別会計繰出金事業（介護）として、繰出金6291万2000円を計上しています。

これは、令和7年度税制改正への対応に必要な介護保険システムの改修経費並びに介護給付費及び地域支援事業費の本市負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものです。事業の詳細については、介護保険特別会計補正予算・第2号で説明いたします。

次に、目4・障害福祉対策費に障害福祉サービス給付事業として、扶助費1億6400万円を計上しています。

これは、生活介護や重度訪問介護などの件数が増えたことなどにより、給付費が不足することによるものです。

特定財源は、障害者自立支援給付費負担金として、2分の1の国庫支出金及び4分の1の県支出金を予定しています。

16ページをお願いします。

項2・児童福祉費、目3・保育所費に1億6122万9000円を計上しています。

内訳としましては、説明欄の1つ目、私立保育所保育事業に1億1868万7000円、2

つ目、施設型給付事業に3357万8000円を計上しています。これは、人事院勧告による国家公務員の給与勧告に準じ、保育所の運営費の積算根拠となる公定価格が令和7年4月1日に遡って改定されたことなどにより、不足する給付費を補正するものです。

特定財源は、子どものための教育・保育給付として、2分の1の国庫支出金及び4分の1の県支出金などを予定しています。

次に、保育所等物価高騰対策支援金支給事業に896万4000円を計上しています。

これは、県の補助事業を活用し、物価高騰の影響に直面する保育所等の事業者に対し、事業の安定的な運営を支援するため、施設の規模に応じた補助金を支給するものです。

特定財源として、全額、県支出金、保育所等物価高騰対策支援金補助金（定額）を予定しています。

なお、この事業に関しては、本年度内の完了が困難であるため、全額、繰越明許費の設定を行っています。

次に、中段の表、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費に、生活保護事業（追加給付）として委託料15万4000円を計上しています。

これは、平成25年に実施された生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に必要な扶助費の追加支給を行うためのシステム改修経費を補正するものです。

特定財源として、全額、国庫支出金、生活保護適正実施推進事業補助金を予定しています。

目2・扶助費に生活保護費給付事業として、扶助費7168万1000円を計上しています。

これは、高齢者世帯数の増加に伴い、医療扶助や介護扶助が増加したことによる生活保護費の不足額を補正するものです。

特定財源として、4分の3の国庫支出金、生

活保護費負担金を予定しています。

続きまして、下段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費に2334万4000円を計上しています。

まず、説明欄の1つ目、こども医療費助成事業として、扶助費1819万円を計上しています。

これは、1件当たりの医療費の増加及び1人当たりの年間受診回数の増加により、医療費助成費用が不足するため補正するものです。

特定財源として、全額、繰入金、ふるさと八代元気づくり応援基金を予定しています。

次に、2つ目、特別会計繰出金事業（診療所）として、繰出金515万4000円を計上しています。

これは、令和7年度のへき地診療所運営費補助金が減額となる見込みであることから、予算を組み替える必要があるため、減額相当分を繰り出すものです。事業の詳細については、診療所特別会計補正予算・第2号で説明いたします。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** 私立保育所保育事業と施設型給付事業というのがあったんですけども、これ、12月定例会でも同じ内容が出てたと思うんですけども、それとの違いというのと、あわせて、これ、12月定例会のときは地域型の分があったんですけども、今回はないんですけども、そちらの理由というのを教えてください。

**○こども未来課保育係長（石本裕美君）** こども未来課の石本です。

今回、12月で補正予算をさせていただいた内容なんですけれども、12月補正が令和6年度の公定価格の単価で積算しておりました給付

費、それから令和7年度当初の公定価格で積算した給付費、その差額の金額の補正に対するものでした。

今回補正をお願いしますのが、令和7年度の人事院勧告に伴い給付費が増額、人件費の分が主なものになるんですけれども、増額改定されたことによるものです。

それから、委員さん御指摘の地域型保育事業の補正がないのはなぜかというところなんですけれども、地域型保育事業というのが、入所児童が20人未満の小さい保育園の運営費になります。今回は、この差額というのがそこまで大きくなかったものですから、必要ないということで判断しまして、こちらのほうは、上昇分はありますが補正なくても対応可能ということで、補正はお願いしておりません。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 衛生費のこども医療費助成事業の医療費扶助分が不足したということですが、これは、どういった疾患とかが多くてということは分かりますか。

○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君） おはようございます。こども家庭支援課、守田でございます。

こども医療費につきましては、まず、市のほうに支払いの内容としては、医療名だけで病名はお子様の分には入ってきておりませんので、正確な、八代市でどのくらいの病気が多かったというのは分かりかねるところなんですけれども、コロナ禍の後、県内どこでもなんですけど、いろいろな感染症が抑制されておりまして、その反動がここ二、三年多くあります。昨年ぐらいから、インフルエンザが流行してあったり、嘔吐下痢とか、そういったことが流行しているというお話は聞いておりますが、何件ほど

多くなったかというのは、ちょっと推測としてしか申し上げられない状況です。

ただ、以前と比べまして、子供の児童数は減ってはおりますけれども、1件当たりの医療費の増加ですとか、年間の受診回数の増加などが、今回、最終的に補正をしないと足りなかったということになっております。

以上、お答えいたします。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 生活保護費の給付事業についてお尋ねしたいと思います。高齢者世帯の増加に伴ってということで、医療費、また介護扶助費が増加したということで、当初の部分の予定というのは想定がされて……、7000万円という結構な金額なんですけども、当初、予定をされてた分から増えたということで、今回追加補正というような形になるんだらうけども、何か、人口動態とかいろんな部分においては想定されるような気がするんですけど、その辺のところについて、お聞かせいただきたいと思います。

○生活援護課長（萩野賢志君） 生活援護課、萩野です。

委員御指摘の当初予算の見込みの話なんですけれども、通常、当初予算を組むときは、前年もしくは過去の実績からの伸び率を掛けて翌年度の当初を組むというようなやり方で行っております。

高齢者世帯が非常に増加しているという現実、例えば、65歳以上の者で構成される、いわゆる高齢者世帯、こちらが、5年前の令和3年度末でいくと979世帯、直近の2月末現在の数で言いますと1034世帯と、全体に占める割合が、令和3年度が66.1%に対し直近の2月末は68.4%と、高齢者の伸びが非常に顕著で、そういった影響から、今回補正をお願いしております介護扶助と医療扶助、高齢者が多

くなると、この2つをよく使われますので、どうしてもこの部分が増えていくというふうな形になっております。

御指摘のとおり、今後の見込みをきちんと出して当初を組んでいくべきだと考えますので、その辺りも踏まえて、今後は予算の計上については考えていきたいと思っております。

以上です。

**○委員（堀口 晃君）** ここでもう一つお尋ねしたいんですが、生活保護と言われるものについては、社会復帰という部分を前提にしているというふうに認識してるんですけども、その辺の効果という分はどういうふうに今出てるのかなという。ただ単にもう病院にかかったから幾ら、抑制という部分については、どういうふうに今考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきましたんですが。

**○生活援護課長（萩野賢志君）** 高齢者世帯の方に対しまして医療費の抑制という部分ですよ。どうしても、慢性疾患とかの方が非常に多いという現実があります。それ以外の部分については、担当ケースワーカーが定期的に訪問しますので、体の状況だったり聞き取りをしたり、重症化予防ということで早期受診のほうを勧めたりとか、そういう取組はやっております。あと、本課に医療扶助相談員というのを1名配置しておりますので、体調に関する相談あたりは、被保護者の方ですね、ケースワーカーの家庭訪問に同行したりとか、そういう対応で行っております。

自立に向けた就労に関しては、就労自立促進事業という形で、ハローワークと一緒にしてお仕事探しのお手伝いをしたりとか、そういったふうに取り組んでいるところです。

以上です。

**○委員（堀口 晃君）** 取組自体は分かったんですが、その効果という部分はどうか。相談に乗ったりとかいろんなことをするんですけども、

目に見えて生活保護世帯が減ってるのか、今こういうことをやったからこういうような改善ができたとかっていう、その辺のところは何か目に見えるような形でございますか。

**○生活援護課長（萩野賢志君）** 目に見える形で数値で表すというのが特に医療費の部分が多分なかなか難しいところがありまして、どうしても、医療費全体、数もかなり多うございますし、高齢者の方がよくなったとか、さっきの取組としては、それ以外にいわゆる受診が適正かどうかの審査も行っておりますので、そういう意味では、不適切な受診があれば指導はしてますし、おおむね皆さん適正に受診されているということで、その辺り、申し訳ないです、具体的な効果の数字というのがなかなか出しにくい状況にあります。

以上です。

**○委員（堀口 晃君）** はい、分かりました。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** 生活保護費事業ということで、システムの改修ということで15万4000円計上されてますけれども、今後、扶助費の追加支給を行うということなんですけれども、対象者と幾らぐらいお支払いすることになるのかと予測はされてますか。

**○生活援護課長（萩野賢志君）** 生活保護費の追加給付に関してですけれども、正直申し上げまして、今回のシステム改修をして対象者を正確に割り出したいというふうに考えております。

扶助費の予算につきましては、平成25年から引き続き、継続して生活保護の方に対しては、4月以降順次支払いをしていきたいと考えますので、こちらは、当初のほうで必要最低限度の扶助費は計上しております。

そのほかの部分、もう既に生活保護でなくなった方とか、当時保護の給付を受けられてた方とか、そういった方の扶助費の予算については、今後、システム改修後に対象者、金額を割り出

した上で、また予算計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 大まか、どれぐらいになりそうとかっていうのは分かっていますか。

○生活援護課長（萩野賢志君） あくまで試算ではございますけれども、継続件数が今回計上の積算では410名、全体でいくと2500から3000の間の世帯というふうには見込んでおるところです。金額につきましては、1億2000万円から1億5000万円程度というふうに、マックスで推測しているところです。

ただ、先ほども申しましたとおり、あくまでもシステム改修で対象者の抽出を試みないと、その辺りが不明ですので、そこは御理解いただければと思います。

以上です。

○委員（野崎伸也君） これが出るのは6月定例会ですか。

○生活援護課長（萩野賢志君） 3月中にシステム改修を必要最低限行いまして、対象者の抽出は4月中に終わりたいと考えております。スケジュールとしましては、継続して保護を受けられてる方については、5月以降順次支払っていくと。既に廃止になっているケースについては、これはもう国のスケジュールでも示されますけれども、夏以降に周知を行って、周知は早めにやるんですけれども、夏以降に申出を受けて順次支払いを行っていくというふうなスケジュールで考えております。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、時枝でございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号につきまして、恐縮ですが、着座し説明をいたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億5701万4000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出において、款6・基金積立金、項1・基金積立金を36万3000円増額し、補正後の予算額を71万4000円とし、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金を696万5000円増額し、補正後の予算額を2058万7000円としております。

また、上の表、歳入において、款5・財産収

入、項1・財産運用収入を36万3000円増額し、補正後の予算額を71万4000円とし、款6・繰越金、項1・繰越金を696万5000円増額し、補正後の予算額を703万7000円としております。

それでは、6ページをお願いします。

歳出の具体的内容について説明いたします。

款6・基金積立金、項1・基金積立金、目1・基金積立金を36万3000円増額しています。

これは、国民健康保険財政調整基金の預金利率が上がったことに伴い、その増加分を増額補正するものです。

次に、下の表、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金を696万5000円増額しています。

これは、令和6年度に受け入れた国・県からの交付金等の超過分を返還するために補正するものでございまして、市町村国保ヘルスアップ事業分184万2000円、特定健康診査等負担金分512万4000円が主なものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただきまして、財源は、上の表、歳入の款5・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子および配当金の36万3000円と、款6・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金の696万5000円で、合わせて歳出の総額と同額を計上しております。

以上で、議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（山村 悟君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）介護保険課、山村と申します。よろしく願いいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○介護保険課長（山村 悟君） 議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号に基づきまして、御説明いたします。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ5億1126万3000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億9489万9000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございまして、款1・総務費、項1・総務管理費で204万9000円、款2・保険給付費、項1・保険給付費で5億200万円、款3・地域支援事業費、項2・包括的支援事業・任意事業費で331万3000円、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で390万100

0円を追加しております。

それでは、歳出の具体的内容につきまして御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の204万9000円は、令和7年度税制改正に係る給与所得控除の最低保障額の引上げへの対応に必要な介護保険システムの改修を行うための経費でございます。

次に、款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費の5億200万円は、施設介護サービス給付事業及び地域密着型サービス給付事業におきまして、当初の予想よりも利用が伸びたことにより予算が不足する見込みとなったことから、追加するものでございます。

次に、款3・地域支援事業費、項2・包括的支援事業・任意事業費、目2・任意事業費の331万3000円は、高齢者食の自立支援に係る委託料及び成年後見利用補助金におきまして、当初の予想よりも利用が伸びたことで予算が不足するため、必要な費用を補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5・諸支出金、項1・目1・償還金及び還付加算金390万1000円は、前年度の地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった負担金等の返還を県に行うものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

5ページから7ページまでは、先ほど御説明いたしました歳出の介護サービス給付費の国、県、市等の負担分や、システム改修費の2分の1の国庫補助金などでございます。

歳入のうち、主なものを御説明させていただきますが、まず、5ページでは、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金で1億3230万円を、次に、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介

護給付費負担金で8100万円を計上しております。6ページをお願いいたします。款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金で7825万円を計上し、7ページでは、款8・繰入金、項1・目1・一般会計繰入金で6291万2000円を計上しております。

以上で、議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** いろんなところで利用が伸びたという報告があったようですが、まず、施設介護・地域密着型サービスというのはどういうことで伸びたというのが、分かれば教えていただきたいんですけど。

**○介護保険課長（山村 悟君）** まず、施設サービスにつきましては、中身を見てみましたら、要介護度が少し上がられてる場合があるというのと、あともう一つが、市外の施設、住所地特例施設ということで、本市の住所から施設がある住所に直接出られる、例えば、子供さんたちが市外におられるとか、そこの近くの施設に入りたいとか、そういう件数が予想より伸びたということでございます。

施設サービスにつきましては、一番高いやつでいきますと、大体、要介護度5とかですと年間1人当たり500万円ほどの費用がかかりますので、例えば、そういう方が20人いらっしゃれば1億円のような形にもなります。

ですので、これということはないんですが、総合的にそういうのが重なって、施設サービスが増えております。

地域密着型サービスのほうですが、こちらは、市内にいらっしゃる方が利用されるということなんですが、そこの中身を見てみますと、地域密着型の通所介護のところの利用が増えてらっしゃると。ここを詳しく事業所ごと見てみま

したが、特に何がどうということではなくて、利用者がやっぱり増えてらっしゃるというようなところでもございました。

あと、当初予算の際に、少し、こちらの見込みより査定のほうで厳しいところもございましたので、こういう大きい金額の補正予算ということになっております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 施設介護のほうで、介護度が上がったというふうなことを言われているんですけども、具体的に、高い方、介護度の4と5とどのくらい増えてるかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○介護保険課長（山村 悟君） 詳しく、細かい、その数字は持ち合わせておりませんが、拝見したときに少し伸びてるという状況でございました。申し訳ございません。

○委員（橋本徳一郎君） じゃあ、具体的なところはまた教えていただきたいと思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第

2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の福田でございます。よろしく願いいたします。

令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号につきまして、御説明いたします。失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 今回の補正につきましては、令和7年度へき地診療所運営費補助金の減額交付に伴い、不足額について補正するものでございます。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条としまして、記載しておりますように、歳入予算の補正を行うこととしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入予算補正の歳入の表でございしますが、款3・県支出金、項1・県補助金を515万4000円の減額、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金に同額の515万4000円の追加を計上しております。

内容につきましては、4ページをお願いいたします。

歳入補正予算事項別明細書、中ほどの表、2、歳入の款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金の515万4000円の減額は、令和7年度へき地診療所運営費補助金が各都道府県からなされました国への補助申請額が国の予算額を超えていたため、当初の予定額より減額して交付されることとなり、へき地診療所運営費に不足が生じたため、一般会計から繰り入れるに当たり、下の表の款4・繰入金、項1・目1・一般会計繰入金に減額相当額を追加するものでございます。

以上で、議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。

す。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） へき地診療所の交付金額が、予算が国の交付金の予算を超えてたということなんですか。これ、あらかじめ予測はできなかったんですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 補助金の減額につきましては、令和6年度から減額をされたものでして、これが、各県で管内の市町村から申請を集約をしまして国へ申請することとなっております。国へ寄せられたそれらの合計額が国の予算額を超えていたということになりますので、今後も減額というのは続くことが予想はされますが、一応、当初の予算としましては、うちは要求する額を要求したという形でございます。

○委員（橋本徳一郎君） はい、分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・令和7年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部の入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

◎議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第7号・

令和8年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（田中智樹君） 改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、令和8年度の教育関係当初予算の審査をお願いするに当たりまして、私から総括のほうをさせていただきたいと思っております。着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育部長（田中智樹君） まず、初めに、令和8年度の教育部所管の当初予算の総額は、約69億3000万円でございます。前年度と比較しますと、約4億7000万円の減額となっております。

これは、第2次総合計画において4か年の重点戦略に掲げておりました学校トイレ洋式化事業や、令和5年度から着手しておりました博物館施設整備事業など、ハード整備に関する事業が終了したことが主な要因でございます。

それでは、説明に当たりましては、今般、新たに策定いたしました、第4期八代市教育振興基本計画に掲げております8つの基本的な方向性に沿って御説明申し上げます。

この計画なんですけれども、先般の一般質問において、永江委員からの御質問で教育長がお答えしましたとおり、「やつしろの 未来を拓く 心豊かな人づくり」を新たな基本理念として、八代の未来に向けて、子供から大人まで一人一人が持続可能な社会の担い手となり、多様な個人それぞれと地域や社会が幸せや豊かさを感じるウェルビーイングの実現を目指して、今後4年間の教育施策の方向性を定めたものでございます。

この内容につきましては、この後の所管事務調査にて改めて担当課より御説明することとなっておりますけれども、この8つの方向性のうち、新年度、令和8年度において重点的に取り

組む4つの方向性について、私から述べさせていただきます。

まず、1つ目ですが、第2の方向性であります多様な教育ニーズへの対応です。

障害の有無にかかわらず、全ての子供の教育的ニーズに応じた学びの場の充実とインクルーシブ教育システムの構築や、不登校生徒の多様な学び、また居場所の確保など社会的自立に向けた支援の充実、また日本語指導を必要とする児童生徒について、日本語教育の機会の確保など効果的な指導・支援体制の充実を図ってまいります。

特に、新年度は、不登校児童生徒の教育支援事業を拡充するために、現在、千丁支所内に設置しております本市の教育支援センターくま川教室に加え、代陽幼稚園跡地を使って2つ目の拠点を整備することとしており、必要な予算を計上しております。この複数拠点化を機に、オンラインを使って家庭から支援を受けられる体制や親子で気軽に立ち寄れるフリースペースなどを整備し、不登校の児童生徒の多様なニーズに対応してまいります。

また、不登校の子供を持つ保護者が孤立しないように、保護者同士の横のつながりを構築する機会を定期的に開催するなど、保護者支援にも取り組んでまいります。

2つ目は、計画の第3の方向性でありますグローバルな視野を持つ人材の育成でございます。

主体的に英語で自分の気持ちや考えを伝えることができる児童生徒や異なる文化を持つ人々と共生することができる児童生徒を育成するために、新年度は、中学校の英検受験料の補助の拡充として、これまで中学3年生全員への全額補助をしておりましたが、新たに1年生、2年生に対しても、希望者全員に受験料の全額を補助してまいります。

3つ目は、第4の方向性であります学びを支える環境づくりであります。

子供たちが、行きたい、行ってよかったと思える学校づくりを推進するために、教職員の働き方改革の一層の推進や学校再編等基本方針に基づいた全市的な視点からの学校再編の推進、日常的なICTの活用を支える環境整備等を図ってまいります。

特に幼稚園教育については、新年度に公立幼稚園を新しく2園に再編いたします。これまで行ってきた園児一人一人へのきめ細かな教育を維持しながら、保育所などとの連携をさらに強化し、子育て支援を充実してまいります。

また、学校現場においては、精神疾患による休職者が増加するなど深刻な教員不足の要因となっている現状を受け、学校教育課内に専門スタッフを配置することで、早期のアドバイスや相談体制を構築いたします。

児童生徒の学習環境では、GIGAスクール構想の初期段階で導入しました1人1台のタブレット端末が更新時期を迎えますことから、動作の遅延解消やより高度な学習コンテンツの活用を目指し、高性能な端末に一齐に更新を行います。

さらに、学校給食費負担軽減事業におきましては、国が行う小学校給食費の抜本的負担軽減による小学校への支援に加え、本市独自に、中学校に対しても国の重点交付金を活用して支援を拡充してまいります。

最後に、第5の方向性として、安全・安心な学校づくりでございます。

学校施設等の安全・安心な教育環境の充実と児童生徒等の安全教育と防災教育を推進いたします。このうち、学校調理場の衛生環境改善に向け、現在整備中の（仮称）新南部学校給食センターにつきましては、令和8年度末の完成に向けた整備工事に加え、完成後のスムーズな運営についても引き続き取組を進めてまいります。

また、毎年度実施しております学校施設の計画的な改修や児童生徒の安全確保のための環境

整備については、新年度は、校舎等の老朽化状況を把握するための劣化度調査費用を新たに計上しております。

以上が、令和8年度における教育部所管事業についての総括とさせていただきます。

引き続き、教育委員会では、変化の激しい社会の中においても、八代の子供たちが可能性を信じ、多様な人々と協働し豊かな人間関係と社会性を身につけ心豊かでたくましく育つことができるよう取り組んでまいります。

新年度の予算については、今回新しく教育振興基本計画に掲げた理念を机上のものにせず、現場で確実に形にしていくための重要な予算と考えております。今後も、計画に基づき、検証と改善を重ねながら教育施策を推進してまいります。

それでは、議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算中、当委員会に付託されました教育部所管の予算の概要につきまして、下津教育次長より御説明申し上げますので、御審議よろしくお願いいたします。

**○教育部次長（下津恵美君）** 改めまして、こんにちば。（「こんにちば」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算、教育費について、失礼して、着座にて説明させていただきます。

**○委員長（山本敬晃君）** どうぞ。

**○教育部次長（下津恵美君）** まず、一般会計予算書の6ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算の歳出、第9款・教育費について説明いたします。

経済文化交流部所管分も含めました教育費の総額は77億9465万7000円を計上しており、一般会計予算全体に占める割合は10.68%となっております。

項別の予算は、第1項から第8項まで記載のとおりとなっております。

次に、13ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

歳出の款9・教育費の総額77億9465万7000円のうち、教育部所管分は69億3029万7000円で、前年度比4億7166万6000円の減、率にして6.4%の減少となっております。

令和7年度と比較した増、減についてですが、主な増額の要因としましては、公立小・中・支援学校の児童生徒用全GIGAタブレット端末約9500台の入替えに伴う5億2569万円の増額、（仮称）新南部学校給食センターの建設工事継続に伴う4億9451万円の増額、学校給食費の国による抜本的な負担軽減事業開始に伴う3億1734万3000円の増額などがございます。

これに対し、減額の主な要因としましては、令和7年度末をもって全校で完了した学校施設のトイレ洋式化事業10億119万2000円の減額、また市立博物館の大規模改修工事終了により7億1703万3000円の減額などがございます。

それでは、歳出の主な事業について御説明いたします。

96ページをお願いいたします。

まず、款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費です。前年度比3097万4000円増の5億9865万3000円を計上しています。

主な事業としましては、説明欄の上から7段目の日本語指導員事業で337万4000円を計上しています。

これは、近年、小・中学校に外国からの児童生徒が毎年編入してきており、出身国も多様化している中、専門的知識を有する日本語指導員を学校へ派遣し、日本語指導が必要な児童生徒に個別指導を行うことにより、早期に日本語を習得させるための事業でございます。今後さらに増加すると考えられる多様なニーズに応える

とともに、支援を必要とする児童生徒一人一人にきめ細かな支援が行き届くよう、令和8年度は指導員を1名増員し6名体制といたします。

1つ飛びまして、いじめ・不登校等対策推進事業に341万円を計上しております。

これは、専門的な立場からの助言・指導を行う、いじめ問題対策連絡協議会、学校支援委員会、いじめ防止等対策委員会の関係経費69万2000円をはじめ、いじめの未然防止及び早期発見を図るための総合質問紙調査、i-checkの実施委託料271万8000円でございます。

1つ飛びまして、ICT授業サポート事業では3970万9000円を計上しております。

これは、教職員がICTを効果的に活用できるよう、ICT授業サポーターが様々な支援を行うもので、その業務委託料3960万円が主なものです。

特定財源として、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金を予定しております。

2つ飛びまして、未来の学校づくり推進事業に17万7000円を計上しております。

本事業は、令和7年度に策定を進めてきました八代市立学校再編等基本方針の具現化に向け、令和8年度では、当事者となる児童生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート調査を、また、市内全中学校区で地域別懇談会を実施する予定としております。主な予算として、地域別懇談会で使用します会場使用料や先進地視察旅費を計上しております。

次に、目3・教育サポートセンター費です。前年度比2192万9000円増の6625万6000円を計上しております。

主なものといたしまして、次のページの上から3段目にあります不登校児童生徒の教育支援事業において、2202万8000円を計上しております。

本市の不登校児童生徒の増加傾向と地理的広

域性を踏まえ、教育の機会や居場所の確保のため、令和7年度末で閉園となる代陽幼稚園跡地を利用して、本市2か所目の教育支援センターくま川教室を設置することとします。複数拠点化を機に、活動内容や支援内容を見直し、不登校児童生徒が自分のペースに合わせて1歩を踏み出す支援を目指すとともに、不登校の子供を持つ保護者支援にも取り組んでまいります。

そのための指導員を3人増やし、16人分の人件費1920万8000円が主なものでございます。

1つ飛びまして、目5・学校保健費には、前年度比263万9000円増の8117万9000円を計上しております。

前年度からの主な変更点としまして、説明欄の1段目、学校保健一般事務事業で335万3000円を計上しております。

これは、近年の学校教職員のメンタル不調に伴う病休、休職が増加しており、その未然防止策としまして、症状の軽い初期の段階で気軽に相談ができる体制を整えるため、市学校教育課にメンタルヘルス担当の教育サポーターを会計年度任用職員として新たに配置するものです。

2つ飛びまして、保健体育等研修事業では33万1000円を計上しております。

本事業では、児童生徒を対象に、体育、主に水泳の学習において、水難事故から身を守る実践力を養うために、ライフジャケットを使用した安全を確保するための授業を行います。その環境整備として、ライフジャケット60着購入のための経費31万7000円が主なものでございます。

次のページ、98ページの項2・小学校費、目1・学校管理費では、前年度比1億4741万7000円増の6億7298万1000円を計上しております。

主な事業では、まず、小学校管理運営事業の2億6751万6000円ですが、これは、児

童が安心・安全な学校生活を送るため、学校施設の維持管理や備品整備など教育環境の整備を行うもので、主なものとして、学校事務員18人、用務員22人の給与等経費1億2128万円と光熱水費1億345万8000円などがあります。

また、令和8年度は、特に教職員の働き方改革の負担軽減策として、通話録音装置を一部の学校の電話に試行的に導入する経費のほか、水泳事業を近隣校や民間プールを活用し実施するためのインストラクター指導料や児童送迎委託料などの経費を計上しております。なお、令和8年度は、本水泳事業の対象校を現行の4校から7校に拡大して実施する予定です。

特定財源として、小学校体育館などの使用料、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金などを予定しております。

2つ飛びまして、小学校通学関係事業の5845万3000円は、主に遠距離等により通学困難な児童生徒の支援のため、7校で運行しておりますスクールバス13台分の運行経費などでございます。また、令和8年度は、八竜小学校のスクールバス1台を更新予定としております。

次の小学校施設整備事業では、2億3420万5000円を計上しております。

これは、小学校24校について、安全・安心で快適な教育環境を提供するため、緊急対策が必要な修繕や機能維持及び向上のための施設整備に要する経費でございます。

特に令和8年度新たに取り組みます劣化調査業務委託につきましては、本市の全学校施設のうち築30年を経過する建物が7割を超えている状況を踏まえ、各施設の劣化状況を点検・評価し改修または建て替えの方向性を整理した上で、今後の年次計画に生かすものでございます。

その下、小学校耐力度調査等事業として1094万1000円を計上しております。

これは、特に老朽化が進んでいる千丁小学校の建物につきまして、前述の劣化調査よりも専門性の高い耐力度調査を実施し、構造の耐力や機能低下の状況を総合的に評価した上で、改修または建て替えの必要性を判断するものでございます。

続きまして、目2・教育振興費でございます。前年度比3億4207万9000円増の6億7075万1000円を計上しております。

大幅な増額の理由といたしましては、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備した児童1人1台タブレット端末の更新を令和8年度で予定しており、その購入費用によるものでございます。

主な事業としまして、説明欄の上から4段目、学校支援職員配置事業（小学校）に1億5166万4000円を計上しております。

本事業は、多様化する学校現場において、児童の実態に応じた継続的な支援を行うため、本年度と同様に、学校図書館支援員を18人、英語指導員を3人、特別支援教育支援員を47人配置します。また、不登校や問題行動に関わる児童に対する生徒指導支援員については、2人増員の6人を配置いたします。

その下、学校教材充実事業（小学校）の628万1000円ですが、主に学力調査を実施するための経費であり、児童の実態把握を行うとともに、各学校の学力向上検証改善サイクルを確立し、教師の指導改善と児童の学力充実に図るものです。

また、今回、災害の記録を保存し教材として活用するための災害教材作成等業務委託料として、96万6000円を計上しております。

次のページ、99ページの上から3段目にありますICT教育推進事業（小学校）にて4億4926万7000円を計上しており、先ほど申しました小学校の児童全員のタブレット端末約6300台の更新に係る備品購入費用3億4

804万円のほか、教職員の端末リースや校務支援システムの使用に係る経費6473万9000円などがございます。

特定財源として、県支出金2億3202万7000円のほか、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金5985万7000円、デジタル活用推進事業債1億440万円を予定しております。

なお、同表の左下、目番号なしの学校建設費において前年度比5億3671万1000円の減でございますが、これは、小学校施設トイレ改修事業が令和7年度末で完了したことによるものでございます。

続いて、項3・中学校費、目1・学校管理費でございます。前年度比1億8317万7000円減の2億9589万7000円を計上しております。

主な事業では、まず、説明欄1段目の中学校管理運営事業で1億5936万8000円を計上しております。

これは、学校事務員8人、用務員15人の給与等経費6923万1000円と光熱水費5972万2000円のほか、民間プール等を活用した水泳授業について、新たに中学校1校を対象に実施するための経費などが主なものでございます。

次に、説明欄一番下の中学校施設整備事業の4459万円は、中学校15校の施設整備に要する経費でございます。

主なものとしましては、第三中学校の井戸ポンプ改修工事のほか、先述の小学校費と同様に、劣化調査業務委託を実施するものでございます。

次のページ、100ページの目2・教育振興費をお願いします。前年度比1億2156万円増の4億8918万3000円を計上しています。

主な事業としまして、説明欄2段目の学校支援職員配置事業（中学校）の7250万200

0円は、小学校と同じく、学校運営において教職員だけでは様々な学習環境の整備や個に応じた支援など人的な不足があり、学校支援職員を配置することにより、教職員の多忙感を軽減するとともに、生徒の実態に応じたきめ細かな支援や学校運営に大きく寄与することにつながっております。新年度は、学校図書館支援員7人、特別支援教育支援員を1人増の20人、生徒指導支援員を1人増の10人配置する予定です。

次の学校教材充実事業（中学校）では、1519万9000円を計上しています。

主なものとして、毎年4月と12月に実施しております本市独自の学力・学習状況調査委託料594万3000円に加え、英語検定受験料の補助金を678万2000円計上しております。

この英語検定受験料につきましては、補助内容を、中学3年生は今年度同様全員に全額補助、また新たに中学1・2年生の希望者も全額補助と拡充し、英検受験に継続性を持たせることで、生徒の英語力向上と確かな学力育成を図ってまいります。

特定財源として、県の中学校英語検定チャレンジ事業補助金などを予定しております。

1つ飛びまして、語学指導外国青年招致事業6863万8000円は、市内小・中学校、幼稚園、特別支援学校に、語学指導のための外国青年、いわゆるALT12人を招致し、英語教師とALTの共同による授業や長期休業を利用したイベントなどを行うことにより、英語教育の改善及び国際交流の充実を図るものです。

4つ飛びまして、ICT教育推進事業（中学校）では2億4826万5000円を計上しております。

小学校と同様、生徒用タブレット端末約3100台の更新に係る備品購入費用1億7281万円のほか、教職員の端末リースや校務支援システムの使用に係る経費4226万円などが主

なものです。

特定財源として、県支出金1億1520万7000円とふるさと八代元気づくり応援基金繰入金3546万1000円、デジタル活用推進事業債6160万円を予定しております。

次の中学校部活動整備事業280万4000円は、国において令和8年度から令和13年度の6年間を中学校部活動改革実行期間と定められたことを受けて、本市においても、休日における部活動の地域展開を推進していくものです。

具体的には、教職員に代わっての指導や学校以外の会場までの引率を行うことができる部活動指導員3人の任用経費200万2000円や、地域クラブ活動への移行のための運営主体の整備、関係者との協議等を行うコーディネーター3人の活動経費53万1000円になります。

なお、同表左にあります目番号なしの学校建設費の前年度比4億6448万1000円減でございますが、先ほどの小学校費と同様、中学校施設トイレ改修工事が令和7年度末で完了したことによるものでございます。

続いて、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費でございます。前年度比362万2000円減の5409万円を計上しております。

主な内容は、次のページの説明欄1段目の特別支援学校通学関係事業に3221万3000円を計上しております。

本年度と同様、スクールバス6台での運行を予定しており、運行業務委託2877万6000円や燃料費183万7000円、突発的な修理代86万4000円の計上となっております。

次に、目2・教育振興費では前年度比727万8000円増の5737万9000円を計上しております。

説明欄一番下のICT教育推進事業（特別支援学校）の966万円は、これも小・中学校と同様、支援学校の児童生徒用タブレット端末約90台の更新に係る備品購入費484万円のほ

か、教職員端末リースや校務支援システムの使用に係る経費などがございます。

特定財源として、県支出金322万6000円とふるさと八代元気づくり応援基金繰入金247万8000円、デジタル活用推進事業債150万円を活用する予定としております。

次のページ、102ページをお願いします。

上段の項5・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。前年度比1億1390万4000円減の1億6384万1000円を計上しています。

目全体の主な減額の理由ですが、令和8年度より現在の6園から2園に再編することに伴い、教諭及び会計年度任用職員数が減少することによる人件費の減が大きな要因となっております。

説明欄の上から2番目の幼稚園管理運営事業では933万8000円を計上しております。

これは、新たに開園する2つの幼稚園の教育環境の整備のための費用を計上しております。再編をしますことで、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料など、維持管理に係る経費が削減されております。

4つ飛びまして、廃園施設管理運営事業で475万8000円を計上しております。

こちらは、再編に伴い閉園する幼稚園について、普通財産移行後の利活用検討に向け、円滑に移行できるように適切な維持管理を行うための経費として、基本使用料を主とした光熱水費、委託料等のほか、廃棄物処理手数料や遊具移設経費を計上しております。

続きまして、下段の項6・学校給食費、目1・学校給食費でございます。前年度比8億4981万1000円の増、32億3298万3000円を計上しております。

主な事業としまして、説明欄上から2段目の学校給食施設管理運営事業（単独調理校）は、9401万2000円を計上しております。単独調理校6校の給食業務の管理運営に必要な経

費のほか、令和7年度より調理業務を休止しております代陽小学校の給食室を解体するための費用として、1331万円を計上しております。

次のページ、103ページの説明欄上から5段目、(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業では21億5700万円を計上しております。

こちらは、令和9年度の2学期からの新センター供用開始に向け、設計・施工の一括発注のDB方式により施設整備を行うものでございます。予算につきましては、継続費として、令和6年度から9年度で設定しております。

特定財源としまして、国庫支出金及び公共施設等適正管理推進事業債を予定しております。

次に、学校給食費負担軽減事業に3億1734万3000円を計上しております。

これは、国が打ち出しました小学校での学校給食費の抜本的負担軽減、いわゆる給食費無償化に伴い、本市小学校に在籍する児童1人当たり月額5200円を基準額として支援するための経費でございます。

特定財源は、全額、県支出金でございます。

その下、学校給食費負担軽減事業(重点交付金)の7479万4000円ですが、これは、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とし、小学校を除く市立幼稚園、中学校、特別支援学校の給食費の一部を支援する事業でございます。

具体的には、1人当たりの給食費月額について、中学生で3000円、幼稚園児で1400円を軽減するものでございます。

特定財源といたしまして、全額、国の重点交付金を予定しています。

続いて、下段の項7・社会教育費、目1・社会教育総務費でございます。前年度比930万2000円増の1億4002万2000円を計上しております。

主な事業として、説明欄4段目の八竜山自然

公園管理運営事業として2107万8000円を計上しております。

当該施設は、県南唯一の天文台を有する施設であることから、市民が気軽に安心して利用できるよう良好な維持管理を進めていくもので、令和8年度の主なものは、八竜天文台屋根等の修繕に伴う経費でございます。

特定財源といたしましては、社会教育施設整備事業債を予定しております。

次のページ、104ページをお願いします。

同じく社会教育総務費の上から2段目、学校・家庭・地域の連携協力推進事業では714万6000円を計上しております。

本事業は、学校を核とした地域づくりを目指し、市立の小・中・特別支援学校に地域コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域の連携協力体制を強化し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える環境づくりを推進するものです。地域コーディネーターや学習支援員などへの報償費685万9000円が主なものでございます。

特定財源として、県の学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金474万8000円などを予定しています。

中段の目2・公民館費では、前年度比958万9000円減の1億281万円を計上しています。

目全体の主な減額理由としましては、各地域や町内が運営しております自治公民館に対する修繕・改修に係る整備補助金事業を総務費へ移管したことによるものでございます。

説明欄上から3段目の生涯学習推進事業の287万6000円ですが、これは、やつしろ市市民大学、おでかけ公民館講座など各種講座の開設や生涯にわたって学びを続けるリカレント教育等の学習機会の提供、また、講演会や市民の学習活動等の成果発表の場として、まなびフェスタ開催に係る経費などでございます。

急速に変化する社会で多様化する市民ニーズや学習ニーズに対応とともに、市民が親しみやすい内容の講座を加えるなど、生涯学習活動を推進してまいります。

特定財源といたしましては、公民館講座受講料などを予定しております。

次の105ページをお願いいたします。

目3の文化施設費は、経済文化交流部所管となりますので飛ばしまして、中段の目4・図書館費をお願いいたします。前年度比1046万1000円の増の1億6029万9000円を計上しています。

主な事業といたしましては、説明欄1段目の図書館管理運営事業における、本館、せんちょう分館、かがみ分館の3館及び移動図書館の指定管理に伴う委託料1億3841万6000円が主なものです。現在は、TRCグループ共同企業体が、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の指定管理として運営しております。

そのほか、図書館システム使用料、保守点検料、人件費高騰分に係る補償金などを計上しております。

次のページをお願いします。

上段、目5・博物館費でございます。前年度比7億327万3000円減の1億3905万8000円を計上しております。

減額の主な理由は、冒頭説明しましたとおり、令和6年度から続いておりました大規模改修が令和7年度末で終了するためでございます。

説明欄6段目の博物館特別展覧会事業、春季といたしまして211万6000円、同じく秋季といたしまして213万2000円を計上しております。

春季展覧会では、再開館特別企画第一弾として、「再発見！未来の森ミュージアム」と題し、休館中に再発見されました収蔵品や熊本大学附属図書館所蔵の松井家文書などの展示を、また、

秋季展覧会では、「再開館こりゃめでたい展」として、館蔵品及び松井文庫所蔵品から、おめでたい吉祥文様をデザインした美術工芸品を一室に集めた展覧会を開催する予定でございます。

なお、博物館の再開予定ですが、令和8年4月24日金曜よりプレオープン、そして5月1日金曜から、再開館特別企画第一弾を開催することとしています。長期間休止しておりましたカフェもプレオープンと同時にオープンする予定でございますので、ぜひ多くの皆様に御来館いただければと思っております。

これ以降の第9款は経済文化交流部所管となりますので、以上が、教育部所管分の令和8年度当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 大変長い説明、ありがとうございました。

私のほうから1つ、不登校対策についてということで、今度、教育支援センターの部分、くま川教室が2園になるということで、私も、12月定例会のときに一般質問させていただいて、早速、代陽幼稚園を利活用されることに決まったということで、大変ありがたいなというふうに思っています。

その中で、最近の部分で、直近3年ぐらいで不登校が増加しているという状況があるというふうなお話もいただいたので、だからこそ2拠点体制を取られるということでございまして、直近3年間でどのぐらいの増加があるのかという部分が一つと、令和8年度においては利用人数という部分をどのくらい見込んでらっしゃるのかというふうなことをお聞かせいただきたいなと思います。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

教育サポートセンター長の中村でございます。不登校の増加傾向につきましては、令和6年

年度末の時点で494名と例年増加傾向にあります。具体的には、数を申し上げますと、令和4年度が小中合わせて510名、令和5年度は減っているのですが457名、そして先ほど申しましたように令和6年度が494名と。本年度が、まだ2月末現在ではございますが、昨年度の同時期と比べて15名増ということになっております。

それから、教育サポートセンターの利用についてでございますけれども、現在は、その494名、令和6年度で申し上げましたときに、その約1割程度がサポートセンターを活用しております。

本年度も、そのような状況で推移しているところですが、来年度、同じような1割ということよりも活用数を増やしたいと考えてる理由でございますけれども、例えば、学校の中の教育支援センターを利用してる子供たちもございません。それから、くま川教室のように学校外の教育支援センターを利用してる子供たちもおります。また、少ないですけれども、フリースクール等を利用してる子供たちもおります。

その中で、私どもが一番今手を打たなければならぬと考えておりますのは、どこの支援ともつながっていない、つまり日中ほとんど家で過ごしてる子供たちが約42.9%おります。この子供たちをぜひ教育サポートセンターにつながりやすいような環境を整えたいと。現在、その準備をしているところです。

具体的には、所管事務調査の中でも御説明したいと思っておりますが、今、くま川教室は登録をして利用する形を取っておりますが、気軽に親子でふらっと寄れるような、そんなスペースをつくって、そこで、来た親子に指導員がさりげなく声をかけながら相談に乗ったり、あるいはくま川教室の雰囲気味わうことで中の利用につないでいくと。そういうふうにも考えているところです。

具体的な人数としましては、今後、考えていきたいと思っております。具体的な数字はございません。申し訳ありません。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。これからの方針というところまで、お話をいただいたのかなと思います。

今、先ほどのお話では、令和6年度で494名、約500名としたときに、半数の方々が家にいらっしゃるというような状況がある、この方々に何とか足を運んでいただけるような施設をつくりたいんだというような、こんなお話でございました。ありがとうございます。

私が、お話を聞いて、なるほどすごいな、そういうような子供さんたちの不登校は増えてきている状況はあるという状況も分かりましたし、これから先のことをどういうふうな形で見守っていくのかということも、本当、今お答えいただいたんでよく分かりました。

このくま川教室であったり、不登校の部分を中心に減らしていくかというふうな部分が非常に重要になってくるんだろうと思います。そのために、もういろんな施策を今打ってらっしゃるんだろうと思いますけども、実際に学校に復帰したという部分の方々は今どのくらいいらっしゃるのかというのを、少しお聞かせいただきたいんですが、そこは数字として把握されているかどうか。いかがですか。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課長の加賀でございます。

ただいま委員からお尋ねのありました学校復帰に向けたというものに関しましては、毎月、学校から定例報告という部分で不登校関係の分も上がってきております。

今年度、毎月毎月学校から上がったものを、私、担当が集計したのを見ておるんですが、これは、私の今記憶によりますと、学校復帰に向けた児童生徒は3名と認識しております。

ただ、結果に見えなくても、精一杯頑張っ

いる子供はおりますので、それ以外の子供にも何らか、学びの場を保てるよう、くま川教室だったり、あとICTだったり、フリースクール、いろんな手当てでいろんな学びの場の保障をやっていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

もう、おっしゃるとおりだと思います。学校に復帰するというのは大前提じゃありますけども、いろんな学びの場というのもあっていいような気がします。

そういう面では、学校に復帰した人数が多ければ多いほうがいいというようなことでもないような気が。それぞれの子供さんたちに合った教育のやり方というのものもあるんだろうと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいんですが。

もう一つだけ、中村サポートセンター長にお伺ひしたいんですが、この2拠点化するという事で、今、先ほどおっしゃられた、いろんな制度を活用できない子供さんたち、家にいらっしゃる子供さんたちが42.9%いらっしゃる、この子供たちをぜひ出てきてもらうような形で受皿としたいというようなことなんですけど、その受皿という部分の中においては、果たしてそれが受皿になるのかどうかという部分は、今どういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

教育サポートセンター、中村でございます。今、委員御質問の件についてお答えしたいと思います。

実際、家庭で過ごしてる子供たちが42.9%、200名を超える数になっておりますが、この子供たちを全てくま川教室の例えばフリースペースに呼ぶということは、非常に難しいかなというふうに考えております。

それで、1つは、フリースペースを使って、子供たちが、あるいは親子で寄りやすい、つな

がりやすい場所をつくりたいと考えておりますが、もう一つの方法として、家にいる子供たちに届く支援ということで、ICTを使いまして、例えば、県が今メタバースを使ったオンライン教育支援センターというのをやっておりまして、八代の子供たちも10名ほどの子供たちが本年度参加をしております。これは、県が試行的にやっている事業でございますが、これに現在家からつながっている子供がおります。

その子供たちはどういう活動をしているかといいますと、例えば、キャラクターとしてメタバース空間に入るわけですが、入ったときに、その中に県の指導主事が同じくキャラクターとしておりまして、さりげなく子供たちと話をし、そして子供たち同士ともつないだり、あるいは、その空間を進んでいきますと学習教材も用意されていまして、そこで学習にも触れることができる。

これに現在参加をしているのを、来年、県の事業として、年度途中というふうには伺っておりますが考えていきたいということですので、これを、本年度のように家からそれに参加をできるように、あるいは家にそういったネット環境が整っていない子供については、くま川教室のフリースペースにネット環境を整備しまして、ここに出ておいでと。そこで受けることができますよという形を取りたいと思っております。

それから、もう一つは、指導員のほうがICTを使って、子供たちタブレットを持っていますので、家庭にいる子供たちに呼びかけて、今日の体調はどうというような、そういうところから始めて、徐々に親しくなったところでくま川教室を紹介したり、あるいは、どうしてもくま川教室に出てこれないという子供たちについては、ICTのやり取りの中で、健康状態を確認したり、あるいは学習支援あたりもつないでいければという、今、案を持っているところで

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（堀口 晃君） 大変詳しく説明、ありがとうございました。

文教福祉委員会でも視察に行ったときに、メタバースを使って教育支援をやってらっしゃるといふところに行かせていただき、非常にいい考えだなと。今、熊本で試験的にやってらっしゃる。ぜひ八代でも、そういうふうな形で率先的にやっていただければいいかなと思います。

ありがとうございました。以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 関連で。不登校の関係になりますけど、今回、2拠点でやるということなんですけども、昨年度から3名の方が増員されるというふうになってますけれども、配置とかっていうのはどのようになっているんですか。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

教育サポートセンター、中村でございます。今、委員御質問の内容についてお答えをいたします。

現在、13名の指導員のほうを配置しております。これに3名増員して16名の体制で考えております。この16人を8、8に分けるといふ手も1つのアイデアではありますが、代陽校区のほうが非常に大規模校の学校に近いということで、予想ではありますけれども、こちらのほうが利用する子供たちも増えてくるだろうと考えておりますので、そこで、16人の8対8を少し代陽のほうを増やすということを現在考えております。臨機応変にそこは対応していきたいと思っております。

それから、もう一つは、先ほど御説明しましたように、フリースペース、それからICTを使って子供たちとつながると。こういう取組をしてまいりますので、そのための人数として、1名は千丁よりも多く配置をしたいと。

16人の具体的な分け方につきましては、子供たちの利用人数を見て、順次判断をしていき

たいと、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 子供たちと相対する場面というのは非常に多くて、これまでも、16人という中で人数が足りてるのかなというふうには心配してたんですけども、今回2拠点になるということで、またさらに、新たな取組もされるということで、3名増で足りるのかなというふうには私は思うんですけども、部長、どうですか。

○教育部長（田中智樹君） 今、中村所長が申し上げましたように、くま川教室については、毎年度毎年度改めて申込みの更新をしていくというパターンもございますので、確かに、蓋を開けてみないとどのぐらいの申込みがあるか分かりませんので、まずは、この16人の体制で始めてみまして、どうしてもやっぱり人数の体制が取れないと、申込者の関係でちゅうときには、予算の増額、人数の増員を予定しておりますので、またお願いをする場面も出てくるかと思っておりますけど、まずは、これでスタートさせてもらえないだろうかということ、最低人数の16人というところで考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

増員を考えてるということは理解しますし、また提案していただければというふうには思うんですけども、以前からなかなか指導員になれる方が。退職されました校長先生方が献身的にやっていたというふうなことだと思っておりますので、もう少し何かこの……、増員したいと思っても、すぐできるかどうかというのを私は不安に思ってるんですけども、そこら辺のところを、ケアするところは非常に大事じゃないかなというふうには思っています。そこはいかがですか。

○教育部長（田中智樹君） 委員御心配のとおり、今のところは指導員の方は皆、教員の免許

を持っております。学校の先生方になっております。

御案内のように、教員は人数不足で、おまけに定年も延びて、教育現場でずっと現役でまだ残ってる方がいらっしゃいますので、なかなか、人選というのは難しい部分もございますので、今後は、いわゆる現役の方ではない教員免許を持っていらっしゃる一般の市民の方とか、または支援員あたりも免許の有無にかかわらずお願いしまして、そちらも一応検討を始めながら、人員の確保を当たっていきたいと思います。

御心配いただき、ありがとうございます。

**○委員（野崎伸也君）** 先ほど、堀口委員から、文教福祉委員会だよそのところを見に行っただという話もあったんですけど、そこで委託とか、そういったノウハウを持ってあるところに対する委託というのもやっておられましたんで、そういった部分も考えていくべきかなというふうには思ったところです。

**○学校教育課長（加賀真一君）** 何度も失礼します。学校教育課の加賀でございます。

先ほど、復帰傾向が見えた生徒数、1名と申しましたが、記憶違いで3名おられましたので、訂正します。

**○委員（堀口 晃君）** 分かりました、ありがとうございます。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにありませんか。

**○委員（村川清則君）** 関連して。八幡町にあったときから、今現在、千丁でやっていますけれども、利用者というのは変化はございましたか。例えば、遠いから行かないとか。いかがですか。

**○教育サポートセンター所長（中村裕一君）**

教育サポートセンター、中村でございます。委員御質問の利用者の変化について御説明いたします。

令和7年度今日現在で、利用者は、小学生14名、中学生20名の合計34名でございます。それから、昨年度、令和6年度が小・中合わせ

て45名、それから、令和5年度が小・中合わせて35名という数になっております。

この令和5年度が八幡町から千丁に移ってきた、仮移転をした年でございますが、現在、35名、45名、34名ということで、数としましては、千丁に移ったから急に減ったとか増えたとかということではございませんが、一つ言えますことは、今度、代陽幼稚園跡地を利用することで、一中から四中までの学校、大きい学校が全て4キロ圏内に入ってくるということで、4キロということは、中学生あたりが自転車で通うのには非常に利用しやすいかなというふうに思っております。

また、千丁のほうのくま川教室のほうも、鏡中・千丁中校区のほうからも4キロ圏内でありますので、この2か所につくるということで、かなり多くの学校が4キロ圏内に入ってくるというふうに考えております。

まだ4キロ圏内に入っていない学校もありますので、今後は、子供たちの利用状況を見ながら、その辺をまた対応していく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにありませんか。

**○委員（深田浩介君）** 学校給食費の件なんですけれども、今、小学校が5700円で中学校が6600円ということで、補助をして3000円と5000円ということで、市長から質を下げないためにということだったんですけど、量とか、子供たちとか保護者と話してるときに、量がちょっと足りないとか中学校で結構出てまして。推移的には、今5700円と6600円になった、1年前、2年前とかの推移は。どんな感じで、今金額的には推移しているのかなと思っておりますね。

**○教育政策課長（押方佐地子君）** 教育政策課でございます。

給食費の推移ということでよろしかったでし

ようか。市内8割の学校に給食を提供しております市の給食会の単価で申し上げますと、7年度が、小学生が5300円、中学生が6200円でした。その前の6年度につきましては、小学生が4700円、中学生が5500円となっております。

以上でございます。

**○委員（深田浩介君）** 金額的にはちょっと上がってきていると思うんですけども、現場で私もたまに見ることはあるんですけども、教育のほうから言って、量的には中学生で足りてるのかなという把握は。一応、学校のほうと私……、小・中学校の校長とかと話す機会があるんですけども、小学校のほうは、低学年で余るときもあるし、高学年はちょうどお代わりできないかぐらいかのときということで、中学校はもう全然、ぎりぎりという感じで聞いてたんですけど、生徒たちからすると、ちょっと足りないという中学生からの意見が結構あって、そういったところをどう把握されているのかなと思って、そこはいかがでしょうか。

**○教育政策課長（押方佐地子君）** 教育政策課でございます。

給食の量についてなんですけど、個人差がありますので、子供の受け取りによって多い・少ないはあるかと思えます。

報道などでも、他県で空揚げが1個という給食の報道がありまして、市としても、独自で調査を行いました。栄養素について調査を行ったんですが、昨年の6月7月に行ったんですが、栄養素としましては、小学校、中学校とも全国の平均よりも上回っている状況はありましたので、栄養素については確保できているかなと認識しております。

以上でございます。

**○委員（深田浩介君）** 栄養としては足りていると思うんですけど、量としてが何か物足りないし、全国で写真報道であったような感じに近い

ときがたまにあるということで、やっぱ、そこは改善をどうにか考えてほしいなというところがあります。これ、意見です。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにありませんか。

**○委員（深田浩介君）** あと1つ、先週、小・中学校の校長たちといろいろ話す機会があって、今、統合とかを考えられてる時点で、今さっきの水泳の件ですね。

プールの民間委託の件で、プールを使用するようになったとき、民間のを使ったときに、夏場じゃなくて10月とかちょっとずれたときに、夏場に何をするかというのが悩ましいということで、体育館のほうも今ついてるところについてないところがあって、小学校に関して、ついてないところは夏場、体育館でするにしてもちょっと厳しいということで。中学校のほうのプールの件もだいたい市のほうには言われてるということだったんですけど、夏場、今年度ですかね、藻がだいたい出て、その中で水泳をしたというのをおっしゃって。今年は苦情が出なかったということなんですけど。

そういった中で、やっぱり民間のほうにという話もあったみたいですけど、夏場の体育の授業とかが振替が厳しいということでお断りされたところとちょっと聞いたんですけども、そういった施設的な面で、改修が厳しいのはもう分かるんですけども、そこをどうにか。藻が浮いてる中で水泳の授業とか、そういったのをしているということだったんで、苦情が出る前にどうなのかなと思ひまして、それを、いかがですかね、把握されてるのかを。

**○理事兼教育施設課長（稲本健一君）** 教育施設課の稲本といいます。どうぞよろしくお願ひします。

委員御質問の水の管理というところで、藻の場合なんですけれども、ろ過機というのがあります。その中で、学校のほうでろ過機の管理、次亜塩素酸っていうんですけども、そういう

のを入れながらろ過機をまわし、その水の管理がうまくいってれば、藻は基本的にはあまり生えない。

ですけれども、ただ、施設の老朽化というのも正直進んでおります。そこに凹凸があった場合、藻が発生しやすいという現状も正直あるところでは。

今後は、プールの民間事業者というところであった場合、どうしても八代では受け入れている民間事業者というのが3者しかございません。その中で、先ほどおっしゃいました1学期が、学校としては要望があるんですけれども、暑いときに何をするかというのも課題がございます。今後、学校と協議をさせていただきながら、民間プールなのか、施設を改修していったほうがいいのかというのも踏まえて、今後、コストの比較とかも行いまして協議を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○教育部長（田中智樹君）** 補足をさせていただきます。

委員さんが御質問のように、特定の学校で少しプールに藻が生えるというのは私も伺っておりますので、今、課長が申し上げたとおり、機械のメンテの部分もありますし、やっぱりそれに学校の先生たちが付きっきりにならんといけないという部分での働き方の部分もあったりして、非常にここは悩ましいところです。

学校のプール1基造るのにも相当な金額がかかる中で、今、夏休みはほとんどの学校で使っていない。本当に水泳の時期というのは短い期間になってしまうんですね。そこに、どれだけの資源を投入するかというのは、物すごく厳しい状況がございます。

ただ、民間施設者のほうからすれば、来てもらうのは十分いいんですけども、いわゆる送り迎えとか行き帰りの問題もあって、なかなか難しいんですけども、子供たちの泳力も、学校の

先生がするよりもプールのインストラクターにしたほうが当然泳力も上がる状況もあります。

今、運動会のほうも春に行ったり秋に行ったりして、なかなか調整もしながらしますし、民間だったら本当に年中泳げるといふ部分もありますので、そこら辺は、民間事業者、また今おっしゃった学校長とも協議しながら。

また、体育館へのクーラー、冷房の設置というの、今のところ、避難所の防災機能というところで整備をさせていただいたところなんですけれども、今後、そちらのほうもまた検討はしていかないといけないのかなということですね。

なかなか、その辺のバランスというのは、コストの面で苦慮しておるところで。先進のほかの自治体もこれは同様なところがございまして、いろんな事例を参考にしながら検討してまいります。よろしくお祈りいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** 午前中の審査は第9款・教育費の質疑の途中までとし、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 開議）

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、午前中は第9款・教育費について質疑の途中でありましたので、引き続き質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** ICT教育推進事業の部分の児童生徒1人当たり1台のタブレット端末について、お伺いをしたいと思います。

今回、小学校6328台と中学校が3142台、これだけでも5億円以上かかっているという状況があるんですが、今まで使っている部分のタブレットがございましてね。それとこのGIGAスクールの学習用端末っていう部分の違いという部分と、この耐用年数ですね。どのくらいもつのかという部分が一つ。

もう一つは、このGIGAスクール学習を使った中において、端末使った中において、どのような教育効果という部分を期待してらっしゃるのかという部分を、この2点お伺いしたいと思います。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課でございます。

今、子供たちが使ってる端末ですが、こちらは、令和元年度に国が打ち出したGIGAスクール構想に基づいて整備したものでございます。今、児童生徒が使ってるものもGIGA端末と。GIGAタブレットというので、今回整備しますものと同等のものと考えております。（「同等」と呼ぶ者あり）はい、同じ。

ただ、現在の端末よりも、性能を高性能なものを整備したいと思っています。処理速度も第1期で整備したものの2倍程度、処理速度も速いものですし、耐久性も非常に強いものを準備したいと思っています。

今、一番、子供たちが使っている中で起動が1分以上時間かかるっていう状況がございます。その解消のためにも、起動性の早い、20秒程度ですぐ起動がされるものに今回更新をしたいと考えております。

今後のこのタブレットなどを活用した教育の方向性なんですけども、こちらにつきましては、もうこのGIGA端末であったり高速度のネットワークは当たり前環境ということで、次期学習指導要領の改訂も今、国のほうで議論が進められているんですが、こちらもう文房具、ノートや鉛筆と同じレベルの当たり前のものということで、これを前提にした議論が進められておりますので、今も一定の活用は図られてはいるんですが、より日常的に子供たちが当たり前にこれを文房具として使いこなすような方向性に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 耐用年数については、

どのくらいぐらい見てらっしゃるか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 失礼しました。

一応目安として5年程度とっております。

今の端末がもう6年目に、8年度で突入しますので、ちょうど更新が必要な時期と考えております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ということは、また5年後にはこの5億円、6億円というお金がまたかかってくるって話ですよ。大変大きなお金だと思いますので、当然入札とか何かをして決めていらっしゃるんだろうと思いますけども、何者ぐらいでこれを入札していらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回整備しますタブレット端末につきましては、県の共同調達に参加しまして、そちらのほうで業者の選定なども行う予定としております。

県の共同調達は、価格入札ではなく、プロポーザル方式による事業者選定となっておりますので、そちらのほう、今現在、県のほうからは2者参加する予定と聞いております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 関連して。このタブレットは、5年前の今使っているのよりも重量的には随分軽くなってんでしょうか。何か抱えたときにこれは重いなど思ったんですけど。

○教育政策課長（押方佐地子君） 県の共同調達においても、1.5キロ未満とするという仕様にはなっております。

現在、子供たちがつかっているタブレットの重さは1.25キロあります。

今回新たに更新しますものも、子供たちが日々使いますので丈夫なものという点で、この

GIGAスクール端末という、それ仕様になっておりますので、今回準備しますのも1.3キロのものになる予定になっております。

以上でございます。

○委員（村川清則君） じゃあ、あんまり重量的には、いや、1、2年生はかわいそうだなと思った記憶があります。

○委員（橋本徳一郎君） ICTの端末更新が何かリース期間でこう、3分の1ぐらいずつに分けるといふような話を、前、聞いたような、聞いたんですけど、それはもう今回はやめてということなんですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回の更新に当たりまして、財政負担の平準化という点でリースであったり、更新年度を順次ずらしていくというのも検討いたしました。

ただ、今回一括更新にしました理由としまして2点ございます。

まず1点目が、今回、更新に当たりまして活用しますデジタル活用推進事業債という起債がございます。県の交付金の補助裏をこの起債を活用したいと思っております。

この起債が令和7年度から11年度までが活用する期間、活用可能ということで創設されたものになります。

ただ、この対象となりますのが、デジタル関連の導入時の初期費用、イニシャルコストに限定されております。なので、リース料にしますとランニングコスト扱いで対象外となりますので、この起債を活用するために今回、一括という方法を選びました。

あと、もう1点ございまして、県の共同調達で今回の調達をするんですが、年度を分けて整備してしまいますと、プロポーザルですので各事業者が附帯サービスの提案をそれぞれ行うんですが、その附帯サービスが、異なった端末が年度が替わると整備されてしまうという可能性がございます。附帯サービスとしては、今想定

されているのがタイピングソフトであったり、電子図書を読み放題といった機能が各事業者から提案が予想されますが、こういったのがずれてしまうと、統一した学習活動とか端末管理がちょっと困難となるというのが予想されたので、今回、費用面は大きいんですが一括更新ということとしております。

ただ、今回、補助、国が準備した県の交付金を活用と、起債を活用しますので、一般財源としましては、事業費5億2569万円に対して一般財源は1753万円となっております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） はい、分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほか。

○教育政策課長補佐兼ICT教育推進係長（緒方義久君） 教育政策課、緒方です。

委員御質問の3つに分けてリースというのは、今現在、学校の先生用のパソコン、これを3つに分けてリースにしております。これはもう引き続きリースで導入していこうと考えております。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今の一般財源の中においては175万円というふうにおっしゃったような気がするんです。そこは別に訂正せんでよかですか。1億7000万円とか、175万円でよかったですか。いや、よければそれでよかったですけど。ちょっと手出しが175万円、いやいや、市が出すのが175万円とおっしゃったけんが、それでいいならそれでいいです。175万円でいいとですか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 一般財源の1753万円は、はい、予算上その金額となっております。

もう一度事業費から御説明させていただきますと、総事業費が5億2569万円です。そのうち県の交付金が充てられますのが、3分の2

が県の交付金があります。その金額が3億5046万円です。先ほど申しましたデジタル活用推進事業債、こちらが充当率が90%の起債になります。起債としまして1億5770万円を予定しておりますので、差し引き一般財源としては1753万円に予定しておるところです。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） すみません、ありがとうございました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 先ほど、下津次長のほうから職員のメンタル対策ということを新規事業というんでお話をいただいたんですが、その職員の精神疾患による休業中とか休養中の方々は今何人いらっしゃるのかという部分と、過去5年間ぐらい増えてるのか減ってるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課の加賀でございます。

今、委員のお尋ねがありました教職員のメンタルによる休職というんですが、直近3年申し上げますと、令和7年度、今年度が3人、昨年度、令和6年度が3人、そして、令和5年度は5人となっております、ここ3年間で3名から5名程度ということではありますが、ただ、令和2年度、令和3年度、令和4年度は、順番に2年から3年、4年、1、1、ゼロですので、やはりそれから見ても少し増えてるという部分がございます。

ただ、これは休職という部分ですので、その前の病気休暇というものがございまして、病気休暇は1人の職員に90日間まで付与されるもので、土日は含みませんので、続けて使えば4か月程度休める病気休暇というものがこの休職の前の段階でございます。その病気休暇を取った職員も入れますと50名を超えてる状況があります。

これも今から遡って言いますが、令和7年度

が、メンタルに関してのみですが6名、前年度の6年度が11名、令和5年度が14名、令和4年度が11名ということで、やはりそれから見ましても、ここ二、三年はやっぱり多いのかなと思っております。

これはあくまでも支給に上がってきた部分でございますので、やっぱり単発で病院に行ったりとか、休むまではないけどとか、そういったもの中にはおられますので、それも含めるとまだ多くなるのかなというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。教職員の成り手が少ないという状況が一つと、あとはいろんな形で過度な労務といえますか、そういったものもありながら、少しずつ緩和はされてきてるんだろうと思います。部活動のことにしろ何にしろという部分があると思いますが、今日、お話をいただいた部分においては、サポーターを配置するというところで、1名のサポーターというふうにお聞きしたんですが、その1名のサポーターで事足りるのかなというようなちょっと心配がありましたので、お尋ねさせていただきましても、1名で十分だというふうにお思いでしょうか。お願いします。

○学校教育課長（加賀真一君） 今、委員お尋ねの1名で大丈夫かということですが、まずやはり予防から入っていきなというふうに思っておりますので、その部分をしっかり市として進めていきたい。例えば在校時間を把握しながら、多い先生も上がってきます。その中で、やはりまずは学校でいろいろ確認もされますので、その中でやはり気になる部分はまたこちらから動いてというふうに行きます。

あと、実際休む方は、休職される方は5名前後、あと、病気休暇は10名程度おられますので、そこを全部カバーできるかというのがありますけど、まずは学校でやっていただいて、い

ろいろやっぱりこの部分悩んでおられる。あと、第三者に相談をしたいという方がありましたら、そのメンタルヘルスの教育サポーターもありますし、あと、産業医の方もいらっしゃいますので、その産業医の方も含めて、複数の目で見えていくことが可能ということで、まず、この一人の教育サポーターで予防的な部分、あと、もちろん直接相談もいたしますし、あと、復帰に向けた支援、あと、学校の環境整備、そういう部分を、まず、全体的なものをやっていきまして、また必要な部分をしっかりまた1年間かけて見ていきたいと思っております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

要望なんですが、職員の方々は本当に激務にね、頑張ってるというふうに思いますんで、職場環境については、ケアのほうをよろしく願いたいと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。

ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 学校教育訴訟関係事業というのが、昨年度もあって、今年度も予算化されてますけれども、この問題事案というのが何の件だったかということと、今どういった状況にあるのかということのを、言える範囲で結構です。お知らせください。

○学校教育課長（加賀真一君） 委員お尋ねの訴訟関係の部分ですけども、昨年度上がったものでございまして、内容に関しましては、八代市立学校における児童への教師の対応について、令和6年の8月に市へ訴状が届いたという案件です。その訴状の提訴に伴う裁判に対して弁護士を依頼したという部分でございます。

詳細が、現在、まだ事実確認等も行っておりまして、これまで書面での確認等も行っておりまして、全部で12月までに9回弁論の準備手続を行いました。あと、2月には、口頭弁論によって証人尋問も行っております。

現在、その部分で、裁判所の方に、この部分に関して審議を伺っているところでございます。

よろしかったでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、よろしいですか。

図書購入事業というのがあるんですけど、こちらで小学校、中学校、特別支援学校、それぞれありますが、図書システム使用料というのが毎年上がってきてるんですけど、それに合わせて今度は図書システム導入関係費というのも上がってるんですけど、これは内容はこういったものなんですか。新しいシステム入れるということなんですか。予算のほうも1000万円ぐらい上がってるみたい。

○教育政策課長（押方佐地子君） 学校図書館のシステムですが、現在もシステムが入っておりますが、この契約が令和8年7月に終了しますことから、新しいシステムの更新を行うものになります。

更新に当たりまして、公募型のプロポーザルを実施を予定しているところです。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

関連なんですけどよろしいですか。

図書館管理運営事業というのの予算計上あるんですけども、こちらの図書システム関連経費というのも毎年あるんですけども、これも、少し若干昨年度より上がってるんですけど、これはまた何か更新とかそういった何か新しいシステムを入れたりとかということがあるんでしょうか。

○生涯学習課長（泉 宜孝君） 生涯学習課の泉でございます。よろしく願います。

図書館管理運営事業ですけども、一応システムのほうが令和8年の2月から運用を開始しております。新しいシステムになっております。その分について新しくシステムが変わった関係

で、その分予算のほうも上がっておりまして、その分を8年度に計上はしております。

内容といたしましては、図書館システムを変えることによってバージョンアップされ、その分、マイナンバーカードでも図書カードの代わりになるということで、今現在、2月から進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

もう1回戻らんですけれども、さっきの学校図書購入事業なんですけれども、それぞれ貸出し数とかですよ、子供たちが借りてる状況というのは、今どういった状況にありますか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 子供たちの図書の貸出しの冊数の状況を御説明します。

年間の貸出し冊数ですが、小学生が児童1人当たり年間102.5冊、中学生が生徒1人当たり年間22.5冊といった状況にあります。こちらは、市で目標値としております小学生が年間100冊、中学生が30冊に近い数字ではあると認識しております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） さっき新システム入れますよって話だったんですけど、これ入れることによって何かその冊数、増えることに何か関係ありますか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 今回更新しますシステムは、子供たちに図書を貸し出したり、蔵書管理をするシステムになります。こちらのシステム、今度公募型のプロポーザルを予定しておりますので、そちらで事業者から提案があれば、この貸出し冊数の増加も期待できるものもあるのではないかと考えております。

一応、今、システムとしましては、今の現状の機能が維持できるものと考えております。以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 今のシステムはよく分からないんですけれども、それは管理する側が

楽になるというシステムですかね。

○教育政策課長（押方佐地子君） このシステムといたしますのは、子供たちに図書を貸し出して返却があつてのかの確認であつたり、今、学校に図書が、何年度に入れた図書が何冊あつてという蔵書管理もできますので、学校の図書の管理としてはぜひ必要なシステムと考えております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○教育部長（田中智樹君） 今の野崎委員の御質問に補足なんですけれども、今、担当課のほうからありましたとおり、学校の図書館のシステムが今度の夏、今年度、新年度、更新を迎えますので、当然そこでは入札なりプロポが発生します。

市立図書館の部分については、今年の2月に行いましたのでいいんですけども、今度その小学校の部分のシステムが改修されるときにプロポなり何なりする中で、業者からの提案があると思いますので、その市立図書館との連携、図書システムの、そこはまだはっきり分かりませんが、もしそういうような積極的な提案があつたら、また、そこも評価の対象としていきたいなど。一応連携させていきたいと。電子図書等もございますので、子供たちに1冊でも多い本をいい本を提供していきたいというふうに考えております。

○学校教育課長（加賀真一君） 先ほどシステムが図書の貸出しに関係があるのかという部分で、学校現場にもおりましたので、その部分からお答えをしたいと思います。

そのシステムを使うことで図書の貸出し、返却がスムーズにできます。特に低学年の担任の先生方は、国語の時間の初めの5分、10分図書館に連れて行って、図書室に連れて行って、本を今日は借りようかという部分で、どつと子供たちが一斉に本を借りようとします。学級に

よりましては、最高35人までおりますので、35人が一気にずらっと並ぶと、手で書くとか、そういう部分に関しましては、やはり非常に時間がかかりますし、もうバーコードでいきますので、もうピッピッ、この速さで一人一人が済んで、非常にシステムとして、学校現場としてはありがたいというふうに思っております。

あと併せて、システム化することで、この一人一人の貸出し冊数、または学級の傾向も見えます。学校によっては図書支援員の先生が、学級担任の先生もしくは管理職の先生に貸出し冊数をクラスごとに報告しますので、クラス間で差があったり、あと、子供によって声かけが必要な場合はそういう前向きな指導もできますので、非常にこのシステムがあることで非常に貸出しがスムーズに進む部分もある。そして、啓発、そしてまたよりよい読書活動につなげる部分もあるのかなというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

**○委員（野崎伸也君）** ありがとうございます。確かに、非常に管理側としても楽になるし、冊数増にも貢献してるんだなというのはよく分かりました。

あと、部長言われたように、私もそのシステムというのがあって、図書館との連携というのは非常に大事だなというふうに思ってたんで、補足していただいて非常にありがたいというふうに思いますし、提案なければ、こちらから提案するというのもあるかと思えますんで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

引き続きよろしいですか。

八竜天文台の件なんですけれども、今回屋根の補修で約200万円ぐらい、先ほど予算計上ということだったんですけど、今、休館されてるというふうに思うんですけど、これは理由は何だったのかなというのと、いつから再開されるのかというのを教えてほしいんですけど。

**○生涯学習課長（泉 宜孝君）** 生涯学習課の

泉でございます。

まず、開館の時期ですけども、開館の時期は4月上旬を目指して、今、やっているところでございます。

休館した理由なんですけども、休館した理由はポンプが4つあって、山の上ですんで、あるんですけども、その発端の部分の一番最先端の、一番下のほうの部分のポンプが上がらないというところで、今現在、水が利用できないような状況であるということで休館をやむを得ないというような形になっております。

一応工事のほうもやっと見つかりまして、そういったポンプの入替えというのをやりまして、4月上旬を目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（教育部長田中智樹君「天文台の屋根」と呼ぶ）

天文台の屋根の部分でございます。天文台の屋根の部分についてはやはり水漏れというか、雨漏りがしておりまして、その部分で、その分の改修実施を行うということで、天文台の改修事業として令和8年度に計上しているところで

以上、お答えいたします。

**○委員（野崎伸也君）** 分かりました。ポンプ4つあって、1つ上がらんけんが使えなくなったということで、今、休館中ということで、4月上旬でまた開館しますよということでしたんで、非常に、開館、オープンを待たれてる方たくさんいらっしゃるんですよ。大々的にそのオープンのときは、何かこう周知できるような形でやっていってほしいなというふうに思います。子供たちも待ってる方もいらっしゃいますんで、そこら辺のところ、早くよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今の意見でお願いします。

別でよろしいですか。

学校給食施設管理運営事業というところで代陽小学校の給食室の解体工事ということで13

00万円ほど計上されてるんですけど、これを解体するというのは今必要なんでしょうか。何か、後からすぐ壊したら何か使わなきゃいけないからすぐ解体しなきゃいけないとか、そういうのが理由があるんでしょうか。

○教育政策課長補佐兼学校給食係長（中松大輔君） 教育政策課の中松でございます。よろしくをお願いします。

代陽小学校の給食室につきましては、既に建築から60年以上たっておりまして、耐震性も満たしていないということで、今ある状態が非常に危険ということで、今回解体をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ちょっと話が戻りますけど、職員のメンタルヘルスサポートですね。支援員入れるというふうに話されましたが、職種としてはどういう方を入れるのかということと、それと、予防的というふうに言われてましたけど、その予防が具体的にどのようにされるのかなという、分かる範囲で話していただければと思います。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課、加賀でございます。

メンタルヘルスにこの会計年度として雇う分ですが、教育サポーターという名称で任用いたします。

どんな方が来るのかということですが、やはり保健関係に精通された方、あと、学校現場のことに詳しい方ということで、以前、こう、学校勤務に経験がある元養護教諭の先生を充てたいというふうに考えております。

あと、2点目がすいません、少しあまり聞き取れなくて。

○委員（橋本徳一郎君） 予防活動でどのような形でフォローしていくのかなというのがです

ね。

○学校教育課長（加賀真一君） 予防活動に関しては、先ほど1点申しました在校時間の把握が1点目です。

あと、ほかにはストレスチェックを本市で行っておりますので、そのストレスチェックの状況を見るという点。

あと、学校でもいろんな研修等も行ってあります。やはりいろんな学力に関する部分であったり、いろんな授業のやり方とかありますが、やはりこう、メンタルに関するセルフケアあたり、あと、ストレス対処法についてもやっぱり先生方全体で見えていく必要がありますが、その部分で校内研修なんかにこう、取り入れる場合の講師としても活用をしていただければというふうに思っております。

ですので、まずは、来年度から動き出せる部分でございますので、まずは学校を1回回ってその状況を見ていただいて、そして、気になるところをまずは管理職等と情報共有することがまず第一歩なのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 学校教材充実事業の部分でお伺いをしたいと思います。

中学校の英検の受験料が、3年生は全員補助ということと、あと、今回拡充するということで、2年生、1年生に、希望者については全額補助ということになっております。

その希望者については、これ、3年生は去年全部受けたんですね。その成果がどうなったのかという部分は一つ聞きたかったんですけど、そっちのほうをちょっと最初に聞かせていただいて、今度新しく拡充される1、2年生の希望者については、どのくらいぐらいの数を想定されているのかという部分をお聞かせいただきたいと思っております。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課の

加賀でございます。

まずは、英検補助を行いまして、先ほど委員申されたとおり、非常に受検率は上がっております。

あと、その成果の部分でございますが、こちらのほうは微増という部分で、令和6年度と比べてしております。CEFR、A1レベル、つまり英検3級レベルの以上を達成した生徒なんですけど、令和6年度が28.5%、中学校3年生、28.5%です。令和7年度、今年度は30.5%、僅かですが伸びております。この部分、まだまだ課題がございますが、引き続き伸ばしていきたいというふうに考えてるところでございます。

2点目は。

○委員（堀口 晃君） 1、2年生の希望者想定数。

○学校教育課長（加賀真一君） 想定数です。失礼しました。

1年生、2年生は300人程度を考えております。

大体1つの学年に900人程度生徒がおりますので、約3割程度という部分で考えてます。これは、これまでの受検希望をした割合を基にその平均値を出しながら積算した数字でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

3年生については、令和6年が28.5%、それから、7年が30台、微増っちゃ微増ですけども、これから学力の向上という部分で目指していかれるんだろうというふうに思いますが、これをどのような形で検証していかれるのか、そこをちょっとお聞きしたい。この英検無料。

というのが、3年生について、私も何人か聞いたことあるんですけど、ただだけん行くっていう、ただこんだけなんです。そのために一生懸命勉強するって話じゃなくて、先生が言わ

すけんが行かなんけんが行くっていうような、こんな人たちも中にいらっしゃるっていう話で、今後、やっぱ語学力、英語っていう部分は特にそうなんですけども、向上していかないといけないっていう部分の中において、この英検3級の部分を検証の材料としていかれるのか、そのほかにも何か検証する項目があるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（加賀真一君） 加賀でございます。

委員お尋ねがありました、今後この検証をどうしていくのかという部分ですが、やはりこう、1点目はこのCEFR、A1レベルに達したか、合格したとかはできますが、あとそれ以外にi-check、学力・学習状況調査もありますので、その中でやはりこう、英語もしくは（聴取不能）外国語活動が好きかどうかという項目もでございます。やはりこう、意欲関心的な部分がありますので、その部分がやはりこうないと、受けさせられる、どうしてもテスト、試験的なものだけでは、やはりこう子供たちもテストのためだけ学ぶということでございますので、それはもう指導する学校側としても考えていないものでございますので、まずはやはり授業の中で、まずは楽しいと感じる、そして、分かる、できる、そして、英語が好きだ、そういう部分の関心意欲も併せて見ていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど申しました1、2年生希望者という部分も、やはりこう全員受けなさいとなると、どうしてもこう縛りが出てきて、テストのためにするという色合いが濃くなってしまいます。中1になって、また頑張ろうという子供たちがテストのためにするのかという、それはやはりなかなかモチベーションもありません。やはり小学校とは違う専門的な学びが中学校ではできる。そこをしっかりと英語の学力向上につなげて、そしてまたALTの先生との接点もかな

り増えてまいりますので、その部分でやはり、自分のやり取りを、発した英語が伝わる、またはALTの先生のネイティブな英語が分かる、やっぱそういう部分でのコミュニケーションの楽しさ、そういうものを感じられるように進めていきたいと思えます。

あと併せて、小学生対象なんですけど、イングリッシュ——すいません、名前忘れちゃったけども、（教育部長田中智樹君「チャレンジイングリッシュ」と呼ぶ）チャレンジイングリッシュも行ってますので、ALTの先生12名おりますので、その関わりもありますけど、小学校からのつながりも大事にしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○委員（堀口 晃君） 今言わんとしているところは、小学校からも学びをしてますよねというところを聞いたかったんですよ。そしてたらもう、先生がもうチャレンジイングリッシュっていう部分で、もう今言ってるんですけど、もう1点だけです。

例えばこの1年生、2年生が、規定数というか、予算の範囲内で来ればいいんですけども、それ以上の部分は、これについては追加の予算で、もう皆さん方には希望者については全員無料ですよという、全額補助しますよということを伝えるわけですから、その希望者が予算を上回ったときにはどういうふうに対応されますか。

○学校教育課長補佐（米村寛樹君） 学校教育課の米村です。

委員御質問の予算額を上回ったときにどうやって対応するのか。今の英検の補助の予算としては、3年生は全員、1、2年生は希望者3分の1。大体1、2年生の今まで受けてる方、大体17%程度で、今、予算としては倍ぐらい取ってるようなところですよ。

あと、3年生に関しても、事情があって行けない子たちも結構いますんで、今のところ予算

としては、これで足りるのかなと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○委員（堀口 晃君） いや、だからほら、それを上回ったときどうするのというような話。

○学校教育課長補佐（米村寛樹君） 上回ったときは一応補正で対応いたします。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） いいですか。ほかにありませんか。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課です。

すみません、先ほどお答えした内容を訂正させていただきます。

児童生徒の端末の更新の一般財源なんですけど、堀口委員がおっしゃる一般財源は1753万円でした。申し訳ありません。

○委員（堀口 晃君） はい。いや、訂正してもらえればそれでいいです、はい。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） メンタルヘルスの特に予防活動のことでいいですか。

話を聞きながら思ったんですけど、在校時間だとか、残業時間だとか、そういう勤務面というのでも確かに必要だと思います。

ただ、医療現場にいた立場で言うと、眠剤の服用状況だとか、そういったものの受診状況だとか、その量がどのくらいだとか、そういったこともちょっと見ていく必要があるのかなというふうに思いました。そういう受診状況、プライバシーも特に配慮しながらになると思いますが、そういったものの服薬状況、受診状況も含めて見ていただけたらなというふ

うに思います。

あともう一つ、図書館の関係で、担任の先生に本の利用状況だとかも個別に報告するというふうに言われてましたけど、もちろん報告は、学習の内容、充実には役立つと思うんですけど、図書がどういったものを借りてるだとか、そういったものの細かい趣味とかそういう嗜好だとかも含めて報告されるとなると、プライバシーに関わるかなというふうに思いますので、その辺も考慮、配慮していただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 委員長、すいません。質疑、戻らせていただきたい。1点だけ質疑させていただきたいのがあるんですけども。よろしいですか。申し訳ございません。

社会教育事業の中に、八代市PTA連絡協議会補助金というのがあります。51万3000円で。昨年と同じですけども。こちらについてなんですが、最近、刑事事件になってるというのをちょっと聞きまして、運営資金の使い込みとか何かそういう話があって、それぞれの保護者の皆さん宛てに何かいろいろと配布されたものがあったということで伺ってますけれども、八代市としてどのように把握されているのか、今後、どのような形で関わっていかれるのか、お知らせいただきたいというふうに思います。

○生涯学習課長（泉 宜孝君） 生涯学習課の泉でございます。

市P連で起こった不正経理ですけども、昨年の10月に報告を受けております。

その内容につきましては、市P連事務局が不正な出金、資金が私的に流用されたということで、その職員については速やかに解雇されており、被害相当分の返還を求められていくという状況になっております。

市との関わり合いですけども、社会教育法で

は、社会教育法の第11条に掲げておりまして、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができるとなっております。

また、12条のほうには、地方公共団体は、社会教育団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならないと。第11条第2項では、教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行うとなっております。

市としましては、社会教育団体に対しましては、助言、支援を行う立場でございます。

そういった支援を行っている中で、事務局については、行政財産の目的外使用の許可を出して事務所のほうを貸してるような状況でございます。

今回の不正経理につきまして、市としてどういことができるかということで、補助金支給に当たっては、事業報告、そして、収支決算書を提出していただいております。その内容については、不備や不審な点はなく、適正な報告として取り扱ったところでございますが、先ほど委員からも言われましたように、そういった不正があったということもございます。

これからどうしていくかということは、適正に我々のほうからPTAのほうの団体のほうに対しまして、適正に行うようにということで言っておりますので、まだ収支決算書とか収支報告書が令和7年度が終わってない、まだ出ておりませんが、一応そのように指導はしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） よく分かりました。ありがとうございます。すいません。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（山本敬晃君） ほかに御意見ござい

ませんか。

○委員（野崎伸也君） 意見で、よろしいですか。

不登校児童生徒の教育支援事業ということで、新たに代陽幼稚園の跡地、整備されて2拠点でということになります。いろんな取組もされて、今まで以上の成果というか、子供たちが寄ってこれるような場所になればというふうに願っておりますし、そうあってほしいなというふうに思っていますので、一生懸命皆さん取り組んでいただければというふうに思います。

あと、給食費の関係ですよね。新しい市長になりまして、方針も出されて、何か前回よりは方針がこう、変わってきたというのもある、児童生徒のお子さんの親の方に対する説明というのも非常に大事じゃないかなというふうに思っていますので、丁寧な説明と、何でそういうふうになるのかということできちっとして対応いただければというふうに思います。混乱なきようお願いをしたいというふうに思っています。

以上になります。

○委員長（山本敬晃君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第9款・教育費を終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 次に、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の辻田です。

令和8年度一般会計予算及び特別会計関係予算の健康福祉部が所管します当委員会分の審議をお願いするに当たり、一括して部長総括を申し上げます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） まず、一般会計の第3款・民生費及び第4款・衛生費から、新年度予算における新たな取組や変更点を中心に説明させていただきます。

まず初めに、結婚活動応援事業です。

住み慣れた地域で結婚し、幸せに暮らしたいという若者の希望をかなえるため、昨年6月に結婚サポートセンターLinkを開設したところ。このLinkでは、専門のアドバイザーによるフォローにより多くのカップルが成立しています。令和8年度は、定住自立圏を形成する氷川町、芦北町との合同で事業を展開していきます。

次に、障がい児通所支援事業における利用料の無償化です。

ゼロ歳から満2歳児までの障害児通所利用料については、原則1割を負担いただいておりますが、これを無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。これにより、早期療育を受けやすい環境の充実につながると考えています。

次に、こども誰でも通園制度事業を市内10か所の保育所、認定こども園で開始します。

保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供が月10時間を上限に、保護者の就労要件を問わず保育所等を利用できる制度で、子供の育ちを応援するとともに、子育て家庭の支援を行うものです。

次に、衛生費、千丁健康温泉センター管理運営事業です。

こちらについては、今回、千丁健康温泉センターの廃止条例を提案しております。

先週、3回の説明会を開催し、議員の皆様にも多数お越しいただき、本当にありがとうございました。

温泉施設については、供用開始後30年が経

過し、施設の安全性の確保や健全な財政運営などの観点から、本年6月末日で温泉の供用を廃止したいと考え、条例を提案したところです。後ほど、条例案の審議がありますので、そちらで詳しい説明を行い、審議をお願いしたいと考えています。

予算については、4月から6月の3か月分の費用を計上しています。

次に、不妊治療助成事業です。

不妊治療については、保険適用である体外受精などの生殖補助医療と併用して行われる保険適用外の先進医療に対して新たに補助を開始します。不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の一助とします。

また、周産期医療提供体制の維持と強化を目的に、令和6年度及び令和7年度で氷川町とともに実施した熊本大学への寄附については、2年間で一定の成果が得られたものとして、令和8年度の予算は計上しておりません。今後、熊本県及び熊本大学の考えを聞く中で、どのような支援が有効であるか、県や県南地域の自治体とも協議し、検討していきたいと考えています。

健康福祉部としては、今後も引き続き状況やニーズを把握し、課題を整理した上で、新たな事業や事業拡充に取り組んでまいります。

次に、特別会計について部長総括を述べさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計です。

熊本県国保では、令和12年度に県内市町村における保険料水準の完全統一が予定されています。そのため、令和8年度においては、国民健康保険税の基礎課税分の平等割額を県が示す標準保険料率に合わせ、引き下げることとしました。

子ども・子育て支援納付金については、子ども・子育て支援金制度の開始に合わせ、令和8年度の所得割額、均等割額等を設定することとしました。

今後も国民健康保険の制度改正等に速やかに対応するとともに、引き続き医療費適正化や健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

団塊の世代全てが後期高齢者医療の対象となり、被保険者が増加しており、それに伴う医療費の増加が見込まれています。国においては、現在制度の見直しについて様々な議論が行われています。

本市としましては、市民の皆様には制度改正に係る情報を迅速かつ適切に提供するとともに、医療費適正化を図ってまいります。

次に、介護保険特別会計です。

本市の65歳以上の人口は令和3年をピークに減少傾向となつていますが、認定者の数は増加しており、介護サービスの給付費は、令和元年度以降増加傾向となつています。

今後も介護予防・生活支援サービスや認知症対策、介護サービスの提供体制の充実を図るとともに、将来にわたる健全な制度運営に取り組んでまいります。

最後に、診療所特別会計です。

泉地区の3つの診療所に加え、今月開設した坂本診療所を合わせた予算となります。

泉地区については、医師や看護師の確保に課題がありますが、八代郡市医師会をはじめとした関係医療機関の協力を得て、診療所の運営を行っていきます。

坂本診療所については、開設後の受診動向や地域の医療ニーズを把握しながら、安定した運営を行っていききたいと考えています。

以上、当委員会関係分について部長総括を述べさせていただきました。

それでは、議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算、第3款・民生費を健康福祉部高崎次長が、また、第4款・衛生費関係分につきましては、森田次長が説明します。

さらに、議案第8号・八代市国民健康保険特

別会計予算及び議案第9号・八代市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、時枝国保ねんきん課長が、議案第10号・八代市介護保険特別会計予算につきましては、山村介護保険課長が、議案第12号・八代市診療所特別会計予算につきましては、福田健康福祉政策課長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君）** 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の高崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算の文教福祉委員会付託分のうち、款3・民生費につきまして、失礼しまして着座にて説明させていただきます。

**○委員長（山本敬晃君）** どうぞ。

**○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（高崎博文君）** 予算書の5ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございます。

第3款・民生費に277億9万5000円を計上しており、前年度比で10億8547万8000円の増額となっています。内訳として、項1・社会福祉費は128億9465万7000円で、前年度比4億3502万5000円の増額。項2・児童福祉費は111億8332万5000円で、前年度比4億2107万4000円の増額。項3・生活保護費は35億1072万4000円で、前年度比1億1841万2000円の増額です。

民生費の増額の主な理由としましては、項1・社会福祉費において障害者や障害児に係るサービス給付費の増加に伴い、障害福祉サービス給付事業で2億3096万4000円の増加、障がい児通所支援事業で2826万7000円の増加、また、五家荘憩いの家等解体工事に伴い、泉憩いの家管理運営事業で1975万6000円の増加、項2・児童福祉費において、公

定価格改定による給付費の増加に伴い、私立保育所保育事業で1億5976万1000円の増加、施設型給付事業で8082万1000円の増加、また、項3・生活保護費において、生活保護世帯の増加、医療扶助の増加などに伴い、生活保護費給付事業で1億167万5000円の増加、生活保護費引下げ訴訟に関する最高裁判決を受けた追加給付に伴い、生活保護費給付事業（追加給付）で2542万円の増加によるものです。

それでは、歳出の内容を御説明いたします。

64ページをお願いいたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では72億2344万5000円を計上しており、前年度比で1億2915万5000円の増額となっています。

右側の説明欄のうち、主な事業につきまして御説明いたします。

説明欄の6つ目、後期高齢者医療広域連合負担金事業22億4594万1000円は、熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、組織運営や制度運営に必要な共通経費分が8545万円、療養給付費分が21億6049万1000円です。

説明欄下から3つ目、特別会計繰出金事業（国保）13億635万9000円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分及び保険者支援分や職員給与費等事務費、国保財政安定化支援事業などに対するものです。

次の特別会計繰出金事業（後期高齢）8億4033万6000円は、低所得世帯に対する保険料軽減分や職員給与費、事務費などに対するものです。

次の特別会計繰出金事業（介護）25億6896万5000円は、介護給付費や職員給与費、事務費などに対するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金14億2494万2000円は、主に国民健康保険

特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金に対する国庫支出金です。また、その他の2554万円は、被災者生活再建支援事業に係るふるさと八代元気づくり応援基金繰入金です。

目2・老人福祉対策費に4億237万5000円を計上しており、前年度比で3377万8000円の増額となっております。

説明欄の4つ目、泉憩いの家管理運営事業1985万9000円は、泉町にある老人の健康増進と親睦を図るための2つの施設を管理運営する事業について、泉憩いの家における排煙設備の改修と、老朽化により4月1日付で供用廃止を予定しております五家荘憩いの家の建屋と附帯施設の解体費や、危険遊具の撤去費用1948万1000円が主なものです。

65ページをお願いします。

説明欄の5つ目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業1834万1000円は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、高齢者の生活習慣病対策などの保健事業と介護予防を一体的に展開し、健康寿命の延伸につなげ、医療費及び介護給付費の適正化を図るものです。

64ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金229万6000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで地方債2980万円は、五家荘デイサービスセンター管理運営事業及び泉憩いの家管理運営事業に係る市債で、その他の7244万7000円は、養護老人ホームの入所者からの負担金などです。

65ページをお願いします。

次に、目3・社会福祉対策費では1億6643万2000円を計上しており、前年度比で1218万1000円の減額となっております。

説明欄の上から10番目、社会福祉団体育成事業1億1380万5000円は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的と

した八代市社会福祉協議会に対する17人分の人件費補助金です。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1240万1000円は、主に豪雨災害に係る事業に対する県補助金で、その他342万1000円は、各地域福祉センターにおける実費徴収金などです。

66ページをお願いします。

目4・障害福祉対策費に50億6378万円を計上しており、前年度比で2億8655万2000円の増額となっております。

説明欄の下から7つ目、地域生活支援事業は、障害者や障害児の保護者からの相談支援をはじめとする国の制度に基づく必須事業のほか、障害のある方の中一時支援などの任意事業を行うもので、1億4039万8000円を計上しております。

本事業の中には、本定例会において上程しています手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に関連し実施する啓発チラシ作成、手話奉仕員派遣や手話奉仕員養成講座などのほか、点字市報、声の広報、失語症者向け意思疎通支援者派遣に係る経費など470万円を含んでおります。

その下の障害福祉サービス給付事業35億3213万9000円は、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するためのサービスを提供するもので、生活介護などの日常生活に必要な介護の支援を受ける介護給付と、就労継続支援などにより自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があります。

1つ飛びまして、障がい児通所支援事業6億3946万4000円は、障害児や障害の疑いのある子供を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などのサービスを提供するとともに、保護者に対し、家庭での養育について支援や助言を行うものです。

提供するサービスには、就学前の障害児を対象とした児童発達支援と、6歳から18歳までの障害児を対象とした放課後等デイサービスなどがありますが、このうち児童発達支援については、保護者の経済的負担を軽減するため、ゼロ歳児から満2歳児までの利用者負担額を令和8年度から市独自助成により無償化することとしております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金3億5202万円は障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、その他1613万2000円は地域生活支援事業等に対する氷川町からの負担金です。

67ページをお願いします。

目5・国民年金費では3862万5000円を計上しており、前年度比で227万9000円の減額となっております。

説明欄の2つ目、年金事務事業256万7000円は、国民年金事務に要する事務用品や郵便料が主なものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金3819万1000円は、国民年金に関する受付を行う法定受託事務等に対する国庫支出金です。

67ページの下の段をお願いします。

項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で9億1633万1000円を計上しており、前年度比で9734万5000円の増額となっております。

説明欄の一番下、放課後児童健全育成事業3億7510万5000円は、仕事などのため昼間に保護者のいない家庭の小学生を対象として、38か所の放課後児童クラブの運営を委託するものです。

68ページをお願いします。

説明欄の2つ目、病児・病後児保育事業4127万5000円は、病中または病気の回復期にある児童を施設で預かることにより、保護者の就労と子育ての両立及び児童の健全な育成を

支援するものです。

八代乳児院と八代ひかり福祉会が運営する市内3施設のうち、利用の少ない1施設を廃止し、利用ニーズが高い地域に新たに1施設設置する予定としています。また、八代北部地域医療センターが運営する施設を定住自立圏共生ビジョンに基づき、本市と氷川町とで相互利用しています。

下から4つ目、こどもの貧困対策推進事業245万円は、子供などに無料または低額で食事を提供する民間のボランティアによる取組であるこども食堂を運営する団体に対し、年間の開催回数に応じて1団体当たり5万円から15万円の補助金を交付するもので、10団体を予定しております。

また、経済的な理由などにより困難な課題を有する子供たちを対象に学習支援を行うボランティア団体等に対し、年間の開催回数に応じて1団体20万円から30万円の補助金を交付するもので、3団体を予定しています。

1つ飛びまして、結婚活動応援事業1000万円は、令和7年度に本市が設置したやつしろ結婚サポートセンターについて、令和8年度から氷川町、芦北町を加え、共同運営とするものです。同センターを定住自立圏における結婚に関する総合的な支援拠点とし、結婚を望む方の希望をかなえるサポートを強化していくこととしています。

次のこどもの居場所づくり支援事業50万円は、各校区のまちづくり団体等が実施する夏休みの子供の居場所確保を目的としたサマークラブなどの実施に係る費用の一部を補助するものです。

67ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金4億3017万6000円は、主に放課後児童健全育成事業に対するもので、地方債80万円は放課後子供環境整備に係る市債で、その他4783万3000円は、

八代市出産祝い金給付事業に対するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金が主なものです。

68ページをお願いします。

目2・児童措置費で32億1074万9000円を計上しており、前年度比で1286万8000円の減額となっております。

説明欄の1つ目、児童手当事業25億2459万円は、高校生年代までの児童を養育している保護者等に対し、児童の年齢等に応じた手当を支給するものです。

次の児童扶養手当事業6億8615万9000円は、離婚などにより独り親家庭で児童を養育する父母等に対して手当を支給するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金23億8277万4000円は、児童手当事業及び児童扶養手当事業に対するものです。

続きまして、目3・保育所費に70億5624万5000円を計上しており、前年度比で3億3659万7000円の増額となっております。

説明欄の2つ目、公立保育所運営事業3億5136万7000円は、公立保育園6園の運営経費で、保育士等の会計年度任用職員の報酬等2億4708万6000円、3つの園の給食業務委託料2515万2000円などです。

説明欄の一番下、私立保育所保育事業46億3559万3000円は、市内の私立保育所43園及び市外の私立保育所8園への給付費45億9000万円と保育士の業務負担軽減を目的とした保育補助者の雇用に対する補助金3211万2000円、ICT化を推進するための私立保育所8園に対する補助金495万円、医療的ケアが必要な園児を受け入れるため看護師を雇用する私立保育所などへの補助金853万1000円などです。

69ページをお願いします。

説明欄の下から3つ目、こども誰でも通園制度事業650万4000円は、保護者の就労要

件を問わず子供1人当たり月10時間を上限とした新たな通園制度の全国実施に伴い予算措置を行うもので、児童を受け入れた保育所などに対して給付を行うものです。

次の私立保育所施設整備事業3569万1000円は、児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に園舎の耐震化及び老朽化施設の改築、大規模修繕を行う私立保育所等に対して経費の一部を交付するものです。対象施設は、鏡町の北新地海音保育園で、本年度から整備が行われており、令和8年度の完成が予定されています。

次の保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）2188万2000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰の影響を受ける中、給食の質を確保するため、児童1人当たり月額500円の食材費を市内の保育所、認定こども園など52施設に対して補助するものです。

68ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金43億4719万3000円は、私立保育所保育事業に対するものなどで、地方債1220万円は私立保育所施設整備事業などに係る市債で、その他3735万7000円は保育所における市独自の副食費免除に係るふるさと八代元気づくり応援基金繰入金などです。

69ページをお願いします。

下の表で項3・生活保護費、目1・生活保護総経費に2億2515万円を計上しており、前年度比で868万3000円の減額となっております。

説明欄の2つ目、生活保護事業3314万4000円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や職員研修などに要するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1376万7000円は、生活保護面接相談員などの任用経費や、就労準備支援事業などに係る国

庫支出金です。

70ページをお願いします。

最後に、目2・扶助費に32億8557万4000円を計上しており、前年度比で1億2709万5000円の増額となっております。

説明欄の1つ目、生活保護費給付事業32億6015万4000円は、生活保護に必要な8種類の扶助費を支給しており、そのうち医療扶助費が最も多く、19億2718万6000円、そのほか、生活扶助費が6億8163万2000円、住宅扶助費が3億9631万4000円などとなっております。

次の生活保護費給付事業（追加給付）2542万円は、令和7年6月の最高裁判決を受け、平成25年の基準改定において影響を受けた被保護者に対し追加給付を行うもので、現在も保護が継続している被保護者に対する給付分を計上しております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金24億7148万2000円は、生活保護扶助費に係る国県支出金で、その他2745万4000円は生活保護費の返還金です。

以上で民生費の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 結婚活動応援事業、これは氷川町と芦北町との共同運用というようなお話をいただいて、今までもずっとこう、結婚サポートという部分はあったんですが、この定住自立圏の形成したという部分の中において、ここの氷川町と芦北町に至った経緯というのを、この結婚活動応援事業についてお聞かせいただきたいと思うんですが。

○こども未来課長（甲斐春一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）こども未来課の甲斐でございます。

委員御質問の定住自立圏で氷川町、芦北町との連携に至った経緯でございますが、これまでも、実際、イベント等での婚活の事業というものは行ってきております。

ですが、課題といたしまして、どうしてもその後の結婚までにつながる支援というところがやはり課題となっておりましたので、今回、八代のほうでLinkのほう立ち上げさせていただきましたので、その後のフォローというところも踏まえて、広く参加者、登録者のほうを募って継続して行っていくというところで、連携を強化するというところでの事業の提案でございます。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 大体内容的には、取りあえず地域の人たちと一緒にしてからやっतीयこう。八代市だけでやったときのここ数年間の結婚の推移っていうのは、どういうふうになってますかね。

それと、今度、氷川町と芦北町を入れた部分においての期待度という、どのくらいぐらいを見込んでいらっしゃるかっていう部分をお聞かせしてもらいたいんですが。まずは八代市だけでいいです。

○こども未来課長（甲斐春一君） 八代での実績においてなんですけれども、Linkについてお話をさせていただければと思いますが、昨年6月18日にLinkのほうを開設させていただきましたが、今年度におきましては、約40組ぐらいのカップルのほうが成立しております。

ただ、そこにつきましては、結構カップル成立数はいったところなんですけれども、どうしても会員さんにおきまして、男性の会員さんというのはなかなかやはり多いんですけれども、やはり女性の会員さん、登録する会員さんというところがやはり少ないというところで、そこは、八代のみならずほかの地域においても、ど

うしてもイベントをする中でも参加者のほうがやはり少ないというような状況でございます。

ですので、そこを3市町のほうが連携することによって、そこを広く募集をかけれるというところもございまして、連携に至ったというところになります。

○委員（堀口 晃君） 今、結婚というふうな部分での活動をやってるわけであって、カップルが40組はできたってのはもう大正解じゃないかなと思う。

これから、じゃあ、結婚に至ったという部分は、去年の6月18日開設以降、何組あったんですか。

○こども未来課長（甲斐春一君） 結婚に至ったカップルというところにつきましては、まだ結婚に至ったというところまでは、まだ報告のほうはあっておりません。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

○こども未来課長（甲斐春一君） ですが、交際を続けて、今、Linkのほうでサポートをして結婚に向けてというところのお話はあつてるカップルというところはあるというところで報告は受けております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） 結婚に至った方はいらっしゃらない、ゼロであるということで、今回、氷川町と芦北町でそれぞれお金を出し合うんで、八代市が1000万円出して、それぞれが1000万円ずつ出すのかどうか分かりませんが、どういう案分されるか分かりませんが、目標という部分はございますよね。どのくらいぐらいのカップルを成立させようという部分は、そこはやっぱ1000万円を使ってどのくらいぐらいの形の方々を集めてイベントしてというふうな部分で、その分はどうなんですかね。

それやったら、氷川町と芦北町の案分での予算も含めて、どのくらい目標を持っていらっしゃるか、この定住自立圏の部分の中において、

お聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課長（甲斐春一君） 今御質問の大体の予算の割り振りなんですけれども、総額で1000万円というところで、人口割で案文をして各市町のほうから負担をいただくと。そして、運営をするというところになってます。

おおむねですけれども、まだ、大体八代のほうが160万円程度で氷川と芦北のほうで40万円前後という形の負担になるかと思っております。（健康福祉部長（福祉事務所長兼務）辻田美樹君「特定財源がほかにあったんでしょう。補助金とか」と呼ぶ）そうです、県のですね。

○委員（堀口 晃君） 八代市が1000万円出してますよね。今回、予算に載ってますよね。今おっしゃったのは、総額1000万円という部分は、じゃあ、氷川町と芦北町は出さないという話になるんじゃないかなと思うんだけど。

取りあえず八代市は1000万円出しますよ、じゃあ、氷川は何%しますよ、芦北何%、総額が1000万円以上になるんじゃないかなというふうに考えているんですが、それとは違うんですかね。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 総額が1000万円をかけます。ただ、その中には県からの補助金を活用できる部分がありますので、その補助金を活用させていただく部分、あと、そのほかの部分八代市と氷川町と芦北町と人口案分して、それぞれ、八代が160万円程度、氷川町と芦北町から40万円程度、今度は歳入として八代市が受け入れるということになります。なので、予算の総額としては、八代市で予算を組んでます1000万円が総額。歳入として負担金を受け入れると。

○委員（堀口 晃君） そういうことね。もらうっちゃね。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） ということで考えています。

○委員（堀口 晃君） よく分かりました。

それでは、総額が1000万円やるよ、そのうちの800万円ぐらいは県から来ますよと。そのうちの160万円は八代市が出します、氷川町と芦北町から後からもらうという話ですね。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） そうです、はい。

○委員（堀口 晃君） 了解しました。

そこで、じゃあ、その1000万円を使ってどのくらいぐらいの目標をされているかということ再度お聞かせください。

○こども未来課長（甲斐春一君） 細かいその目標についてなんですけれども、実際今年度がLynkのほうで40組程度のカップルが成立しておりますので、まだ、正確な目標値につきましては、今、各市町集まりまして、担当者のほうで協議を行っているところでございます。

ただ、この今年度の40組は超える数を目標にということでは、今、協議を進めてるところでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） これ、結婚サポート運営業務委託になってますよね。市がするんじゃないんですよ。どこかに委託するんですよ。じゃあ、その部分での契約の、いや、八代市じゃなくてですよ、八代市とか氷川町、芦北町が1000万円やるけん、お願いしますねというふうに委託するわけですよ。そのときに、何も目標なくて今から協議しますよという、こんな話でこの予算を上げてるんですかね。

事業をするためには何かの成果を求めてするわけなんで、そこについて委託するならばその委託契約者がいるわけでしょう。その委託の部分については、いや、まだ何も決まってませんよっていう、こんな話だったらね、この1000万円ってどうするんですかね。これからですよって。

そのためにこの委員会に説明をされるわけで

すから、予算審議をするわけですからね、私たちは。業務委託するわけ、だけん、何かがあるんでしょう。だから、1000万円という部分があったんじゃないの。積算根拠という部分があるのか、そこもちょっと知りたいですね、それなら。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） こども未来課の秋永です。よろしくお願いします。

現在、Lynk、結婚サポートセンターなんですけど、会員登録が男性127名、女性50名、計177名でございます。次年度、この3市町で行うということで、新たに160名ほど登録をしたいというところで、一応目標のほうは立てているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（堀口 晃君） 会員登録というのは、会員さんはただなんですかね。お金払うんですよ。

もう一つ、去年よりも400万円ぐらい増えてますよね。増えたその要因というのは何なのかという。

それと、よかったら、これ、積算根拠を出してもらっていいですか。1000万円の積算根拠。これ、資料請求させていただきたいと思いますが。

○委員長（山本敬晃君） まず、答弁もらってから。まず、答弁やってください。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） まず、会員の登録料につきましては、今、無料となっておりますので、引き続き次年度も無料というところで、会員のほうを募っていきたいと思っております。

積算根拠につきましては、事業費1000万円と補助率掛けて、残りの人口割とか、あと、均等割料等がございますので、その積算につきましては、後で御提出させていただけたらと思っております。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ただいま堀口委員から、結婚活動応援事業についての資料請求の申出がありました。

お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（堀口 晃君） 去年よりも400万円増えてますよねって話をしましたよね。

去年が177名、男性が127名の50名が女性ですね。これ、177名なんですよ。去年も400万円増えてんですよね。今年は160名というような、去年と同じ数字でも170名、上がるんじゃないですか。例えば去年600万円だった場合には170人集まっているわけでしょう。それと同じようなことをするならば、また170名集まるって話ですから、増額した理由はよく分からないってというような話。去年は600万円で172名の会員さんを獲得しましたよって話ですよ。今年目標は1000万円かけて160名って話だったですよ。

私がするならば、600万円であったとしても160名は確保できるんじゃないかっていう、こんな計算になるんですけども、400万円増えたっていうふうな、どこから。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 私のほうが手元に積算は持ってないんですが、そちらにつきましては、アドバイス専門のアドバイザーさんを雇っていたり、事務所を花園町のほうに構えていたりとかしますので、そちらの費用が積算の中に出てくると思いますので、後で提出いたします。

また、今177名を1年間でということでしたが、結局その方を今も継続してフォローをしていると。今までの八代市がやっていたイベン

ト、定住自立圏でやっていたイベントがあるんですが、そういうのはどうしても単発のイベントになってしまって、そのときにカップルができるかもしれないけど、後が追えなかった。例えば、あと、結婚をためらうような方に対してアドバイスができたりとか、そこがなかったので、今回はサポートセンターを設置して、会員登録をされた方にいろんなアドバイスをしながら、例えばお見合い、マッチングをして、その後、フォローをしてというようなことを考えています。

なので、177名の方が引き続き今度はほぼほぼカップル成立して、もうお世話になりませんとおっしゃった方は抜けるかもしれないんですが、177名の方、また、令和8年度に目指しております160名の方、合わせてアドバイス、フォローをしていくというところで増額して、あと、対象者も八代市内に限ると頭打ちになって増えませんので、氷川町、芦北町と協力して、対象者を増やして、マッチングの機会を増やして、そして、適切なアドバイスをアドバイザーのほうからしてということで、範囲の拡大、あと、金額の増額を提案させていただいたところになります。

○委員（堀口 晃君） 後から資料を見てから判断します。

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 部長総括の中で、周産期医療の大学に対する寄附500万円やめましたというふうには、説明の中で一定の成果があったというふうには言われたんですが、一般質問もしたんですけど、ちょっとその辺、成果について、よく分からなかったんで説明してもらえますか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 周産期に関しては、一般質問でも御質問いただきました、4点ほど、そのときに説明

させていただいたと思います。たしかICTを活用した情報共有ですとか、あと、産科の医師の派遣というのが行われています。八代圏域は県南一帯からの周産期、産科の救急症例に対応できる体制が必要ということで、その整備をされています。

また、地域医療連携ネットワーク構築支援事業ということで、やはり中核病院である熊本総合病院にお医者様の派遣というのが行われております。

あと、人材育成も引き続き取り組んでおられるということで、連絡を受けております。

また、八代市が令和6年度、7年度、氷川町と協力して寄附及び要望を行ったんですけれども、その動きが県の、県が今度、令和7年度、8年度で寄附講座を設けて、やはり八代圏域に対する産科の体制の強化ということで、熊大のほうに寄附講座で寄附をされておりますが、そういう動きが起きたのも、八代市が令和6年度、7年度、要望をし、寄附をし、地域として訴えてきたというのの成果になるかなと考えております。

そういったことで、それが要望の成果と考えたところです。

**○委員（橋本徳一郎君）** 一般質問のコメントでも言ったと思うんですけど、寄附講座の開設というのは確かにその成果の一つかなというふうに思います。ただ、4つの医療活動については、大学病院と、基本的な医療活動の延長線上だなというふうな感じがするんですよ。その成果が、それで成果というふうな評価なのはどうなのかなというふうに私も思いましたけど、ただ、寄附金500万円がなくなったということはよかったかなというふうに思いますので。すいません。意見です。

**○委員長（山本敬晃君）** 今のは意見でお願いします。

ほかにありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** こどもの貧困対策推進事業ということで、こども食堂の運営支援補助金とかというのがあるんですけども、あと、学習支援教室の運営する団体にもということで補助金を出しますよということなんですけれども、これ、何団体ぐらいあるのか、教えてほしいんですけど。

**○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君）** こども家庭支援課の守田でございます。

委員お尋ねのまずこども食堂は、現在8団体ございます。

それと、学習支援教室については2団体に支援をしております。学習支援については、今年度から助成をしておりますが、もともと県のひとり親家庭福祉協議会のほうで支援があった団体様で、それに併せて、市のほうから7年度から支援を行い始めたということになっております。

以上、お答えいたします。

**○委員（野崎伸也君）** それぞれお幾らずつ、その補助を出されるのかということと、利用者数とかというのは把握されてますか。

**○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君）** 今のは、学習支援のほうだけでよろしいでしょうか。

**○委員（野崎伸也君）** こども食堂のほうも。

**○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君）** こども食堂のほうもです。

こども食堂は8団体ございまして、大体、今、3団体が月2回ぐらいされておりますので、こちらのほうが年間15万円、そのほか5団体が年間10万円という形になります。

それと、学習支援教室のほうが、また、今年度初めては開始になりますので、予算の最初の申請のときの計画としては、それぞれ年間145回、もう1団体が146回という形になって

おりますので、100回以上が年間30万円という形で支援しておりますので、2団体とも30万円を支援しております。

以上になります。

○委員（野崎伸也君） こども食堂のほうが月2回されるのが年間15万円というような話だったんですけど、これ、1食に対して幾らとかという積算ですかね。

○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君） 年間の助成金につきましては、1食当たりという形では助成をしておりませんが、他市町村で先行的に行っていたところの状況を聞きまして、年間の回数に応じた補助金額を設定しております。

また、市だけではなくて、スタートアップということで、開設のときに、全国こども食堂ネットワークというものがあります。そちらのほうから、むすびえって、今、コマーシャルとかでよくあると思いますけども、そちらからとか、あと、県のこども食堂ネットワークのほうからも少し助成をいただいたりとか、あと、実際、お子様で100円から200円負担をいただいたり、大人の方は200円から300円、1食当たりいただいたりする中で、会の中で収支のほうを取られたり、あと、地域によりましては、まちづくり協議会様のほうから支援をいただいたりということで、市だけの助成ではなくいろいろなところから支援を受けられながら、あと、実際、食材も御提供いただいたりとか、そういう御寄附をいただきながら運営をしている状況になります。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） すごい支援やられてるなというふうに思ってまして、こども食堂についても満遍なくこの八代地域で、偏った場所でされるんじゃないかと、満遍なくこう、やっていただきたいなと思ってんですけど、そういった状況は確認されてますか。

あと、学習支援のほうもできればもう少しこう、増やせるっていうか、多くなればありがたいなというふうに思うんですけど、これ、どこら辺でされてるんですか。

○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君） まず、こども食堂なんですけれども、あくまでもボランティアでしていただくという形になりますので、どうしてもされる母体のところの周辺の校区だったりもしますが、校区に偏らないようには、どこで、今、実施されてるということを新規のところにはお伝えした上で、だったらここでしようかなと。コミセンのほうも市のほうで減免をさせてもらっておりますので、使用料としては、ガス代、電気代、かかりはしますが、施設使用料は、こちらのほうの課のほうから減免のほうの対応をさせていただいております。

あと、学習支援のほうも2団体なんですけれども、実質は、お一人の方が2か所で実施をされて、それぞれ、また、そこのボランティアさんをしながらされてるんですけども、なかなか学校の先生とか、教える方のスタッフ数がどうしても足りなくて2か所がやっとということと、ほかのところからも、ちょっと御説明をしたことはあるんですけども、なかなかこう、金額的なものとか、場所の問題とかで、御説明はしたものの助成に至らなかったケースもございます。

あと、県のほうで応援の塾というものがございまして、こちらは民間の学習塾のほうに県のほうから支援がございまして、そちらが独り親家庭ですとかの登録がされているお子様につきましては、例えば授業料の1割とか2割の減免とか、教材費の免除とか、そちらのほうも県のほうの応援の塾という形で実施をされてる形になります。

以上、お答えといたします。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

かなりいろんな支援とかもあるというのを初めて知ったんですけれども、周知の状況というのはどうなんですか。やっぱり受ける側が知らないというふうには思うんですけども、いろんな人に知ってほしいと思うんですけども、

**○こども家庭支援課長（こども家庭センター長兼務）（守田直美君）** まず、こども食堂につきましては、校区を限定している地区、先ほど、まち協が助成金をして運営しているところもございまして、そちらについては校区を限定している関係上、その地区の学校のほうにチラシをお配りになられて周知をしておりますりとか、その他のところは、ホームページですとか、いろんな、今回3月の市報のほうにも載せておりますが、どなたでもいいですよとか、そういう形で市報に載せたりとか、ホームページに載せたりとか、あと、私どもで対応した独り親の御家庭でちょっと貧困御家庭というか、お食事にちょっと問題があるかなと思ってるところには、何週目の何曜日にここにありますよ、自由に行っていていいよという形でお知らせをしたりとか、直接言ったり、ホームページ、市報で周知をしたりとかいう形をとっております。

以上、お答えになります。

**○委員（野崎伸也君）** こういうことをやることが知らない人がいないようになってほしいなというふうには思います。

もう1点、よろしいですか。

新規でこどもの居場所づくり支援事業というのをやられるみたいなんですけど、予算50万円ということで、サマーカーブ等を実施されるところの団体に対してということなんですけれども、これは各校区で全部やられてるんですか。それともある一定の団体だけなんですか。

**○こども未来課長（甲斐春一君）** 委員御質問のサマーカーブの現状についてでございますが、実際、千丁校区のほうでは、令和5年度から3

か年にわたりまして、まちづくり協議会のほうが主体となられました夏休みサマースクール事業というのを展開されていらっしゃいます。

ほかの校区におきましても幾つかそういう似たような活動をされているというところのお声を聞いております。

そういったところに対して、今、ボランティアというところでの活動をされていらっしゃいますので、そういったところへの一部の補助というところで展開をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（野崎伸也君）** 千丁校区で3か年でやってるって話だけど、5団体で10万円ずつということなんですけれども、ほかは千丁校区以外であるんですか。

**○こども未来課長（甲斐春一君）** ほかの校区につきましては、八千把校区、松高校区、植柳校区のほうを今、把握しているところでございます。

以上でございます。

**○委員（野崎伸也君）** 新規っていうことで、何か言われてからやったのか分かんないんですけど、こういうことやりますよって言って全校区に投げかけて予算化するっていうのが当然かなというふうに思ったんですけど、それ、どういったやり方なんですか。

あと、サマーカーブっていうのが何なのかが分からないので、内容を教えてください。

**○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君）** 辻田です。

令和5年度に千丁町で行いましたサマーカーブというのは、ちょうど私が千丁支所長でおりましたときに始めたことです。

低学年の子供たちが夏休みになってなかなか、生活のリズムが崩れるというところで、まち協の皆さんと御相談をしまして、夏休み始めて2週間程度、平日の午前中、子供たちに

公民館、コミセンに来てもらってそこで過ごす。そのときに、幾つかカリキュラムといますか、読み聞かせであったり、宿題をしたり、工作をしたりといったことを取り組んでいただきました。その際には、千丁校区のまちづくり補助金でしたか、その辺りを活用させてやっていただいたところであります。

ただ、その事業というのが、千丁だけじゃなくてほかのところにも広げられたらいいなあとということで、今回、新規で。ただ、そのときに、既にここに上げますよというのではなく、野崎委員がおっしゃったように、こういうのを始めますから、どこか手を挙げませんか。やはり助成する際のルールといますか、条件とかがありますので、それを見ていただいた上で、じゃあしようかとか、もうこれは活用しないで今までどおりのことをしようかと思われるところもあるかと思うんですが、まずはこれを提案させていただいて、広くいろんな校区に検討していただくと、子供たちの行き場所があるかなあとということで考えたところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 多分、まずやる気ちゅうか、多分、そこで関わられる方々もいないところは多分できない事業だと思うんで、多分そういう盛り上がっているところからまず始めて、八代市内に普及させようかなという、先進的な事例ということで理解いたしました。分かりました。

○委員（堀口 晃君） 関連で。いいですか。

今のお話を聞かせていただいて、私のイメージが、これ読んだだけなんですけども、各校区にもなかよしクラブというクラブがあって、そこでサマーキャンプみたいな感じで1泊2日だったりとかっていう部分もあるんですけども、そういったやつにも使えるってお話なんです。例えば1週間なら、夏休み期間中の前後1週間が1週間、10日は10日というふうな決まり

があつてっていう話ではなくて、例えば1泊2日で居場所のない子供たち集まってねっていうなかよしクラブでやるよって言えば、代陽校区でもいいよとか、泉でもいいよとかっていうふうになってくるのかなと思うんですけども、そんな感じは使えないんですね。

○こども未来課長（甲斐春一君） 今、委員からの御質問のメニューについてなんですけれども、やはり短期、長期があると思いますので、短期であれば5日以上で、長期であればやはり10日以上を実施していただくような形で募集をさせていただければというところで考えております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） じゃあ、これは、その校区で何でもしていいということなんですか。子供が集まるようなことであれば何でもいいということなんですかね。何か決まりがありますか。学習だったりとか何か。

○こども未来課長（甲斐春一君） 内容につきましては、もうその5日以上、10日以上の時間の範囲内で、本当、何でも活動として子供たちが遊びであったり、学びだったりというところでやっていただければというところで考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 今、野崎委員が言ったように、やっぱしっかりした周知をね、していただきたいなというふうに思いますんで、とてもいいことだと思いますんでね、多分これ、すぐ5団体埋まるような気がしますけども、来てごめんね、もう補助金終わりましたじゃなくてね、次、また考えますっていうようなところをちゃんと伝えてやってくださいね。お願いします。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） 先ほど資料請求がございました資料のほうを整いましたので、持ってまいりますので、配付させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長（山本敬晃君） 先ほど堀口委員より資料請求がありました結婚活動応援事業の積算根拠に関する資料をお手元に配付しますので、後ほど御一読ください。

（資料配付）

○委員長（山本敬晃君） では、質疑に戻りますが、ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 今、資料を配られたんですけど、見る時間が必要なんで別のやつば質問します。

施設型給付事業と地域型保育給付事業というのが、先ほど、令和7年度の3月補正でもありました。施設型給付事業については、さっきの補正で3億5200万円、地域型保育給付事業については1億5000万円というのが、先ほど審議しましたよね。

それを受けて、今回、当初予算ということになるんですけども、全然補正予算を出してきてるのに、毎年かなり少ない金額を予算化してきてるんですよ。補正を必ず3月に入れるためにこういうふうにごとで、当初予算で減らしてるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、通常であれば、先ほども審議の中で人数とか、使用される方が増えてきているという話をされてるものですから、そこを見込んで当初予算の予算計上するはずなんですけど、この予算の根拠って何ですか。本来であればもう少し上げるべきでしょう、予算当初予算のほうを。

○こども未来課保育係長（石本裕美君） こども未来課の石本です。

委員お尋ねの私立保育所保育事業と地域型保育給付事業の予算の根拠ですけれども、例年、今年度の決算見込みの額に本年度改定された率、今年度だったら5.3%人件費の増があったん

ですけども、そちらを加味しまして予算を計上させていただいております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） そういう前々年度についてのことですよね。今年度のやつは、だってまだ令和7年度ね、さっき審議して補正出したじゃないですか。そういう話ですよね。1年ずれるちゅうことでしょうか。

○こども未来課保育係長（石本裕美君） 委員おっしゃるとおり、本年度の12月補正においては、令和6年度の当初の公定価格から積算しておりましたので、結構その後の人件費の伸びが高くございました。それで、12月補正もお願いするような形になったところです。

今年度の予算要求については、そこの人件費の伸びも加味したところで要求をさせていただいておりますので、一応見込みとしては、12月の補正というのは、今のところ考えておりません。ただ、3月には、令和8年の人事院勧告による給与改定がまたあるかもしれませんので、そこはそちらでもう一度積算をさせていただいて、3月補正はお願いする可能性がございます。

失礼します。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。12月までの分で計算してるというようなことで理解しました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 地域福祉基金活用事業でインクルージョン総合支援推進事業というのが新規であるんですけど、先ほどの説明の中には見当たらなかったかなと思うんですが、障害児の社会参加のためのモデル事業にしたいというふうな説明を少し受けたと思うんですよ。これ、どういうふうにされるのかなってちょっとお聞きしたいんですけども。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） こんにちは。

障がい者支援課、吉村です。

インクルージョン総合支援推進事業につきましてお尋ねがございまして、内容でございますけれども、子供たちの日常生活におけるインクルージョンの推進を図るため、相談支援専門員、地域の障害者の相談支援専門員が地域の習い事ですとか、スポーツクラブあたりを訪問をいたしまして、インクルーシブの活動、交流の助言というものを行っていただくものでございます。

金額につきましては44万9000円を予定しております。

令和8年度は、モデルとして市内の1地域を考えているところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） 1地域をモデル事業というふうなことでこの金額ってことは分かりました。

社会参加というのはなかなか障害児、障害者、難しいところがあるので、丁寧にいろんな対応していただけたらなというふうに思います。

以上、意見です。

○委員長（山本敬晃君） 意見でお願いします。ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 資料をいただきましたので、この資料から質問しますが、使用料・賃借料というところで、賃借料サテライト会場とかというのがあるんですが、これ、委託料となっておりますけど、年間132万円。これ、場所はどこですか。あと、会場使用料、イベント会場相談会というのがあるんですけど、これも60万円というふうに年間なっておりますけど、これ、場所はどこですか。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） まず、使用料・賃借料、賃借料のセンター、サテライト会場というところは、今現在、株式会社NAI NAIに委託しておりますので、NAI NAIの新しくこの結婚サポートセンター用に事務所を構えてらっしゃいますので、そちらの賃借料となります。

もう一つ、その他の。（委員野崎伸也君「だけん、場所はどこ」と呼ぶ）場所はですね、花園町。（委員堀口晃君「熊本ね」と呼ぶ）いや、八代の花園町の総合体育館とかの近くになります。

イベントのほう、婚活イベントの開催、3地域、2回ほど予定しております。まだこちらのほうに関しては、まだ決まっております。これから各町と、芦北町、氷川町さんとも相談していくような形になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（野崎伸也君） 今、委託先のところがまた別で事務所を借りられたと。借りられるけんがという話なんですけど、花園町のビルにありますよね、その委託先のところ。そこじゃないんですか。そこと別なんですか。

○こども未来課長補佐（秋永誠一君） 場所はNAI NAIの事務所さんと同じビルになりますが、隣のお部屋をまた新しくお借りしてありますので、そちらの賃借料ということになります。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） これ、もう既にあれなんですかね、そこの今言われた委託先のほうももう委託を受けられてるということでしょうかね。

○こども未来課長（甲斐春一君） そうではなく、今年度のLinkの事業の中でそこを賃借されて、実際に今、運営のほうを開始しているところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） それは令和7年度の話なんで、令和8年度についてはどうなんですか。プロポーザルとか何かあるんですか。

○こども未来課長（甲斐春一君） 今、委員御質問の選定につきましては、そのまま、Link、本年度運営してましますLinkのほうで令和8年度もそのまま継続して運用をしていく予定

でございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） そこら辺のところはちょっと不透明でよく分かりませんが、令和7年度と8年度、400万円ぐらい上がりますよね。その内訳は何なのでしょう。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 内訳の前に契約相手先についてですが、今年度6月にセンターを開設し、会員さんを募集して、その会員さんとずっとカウンセリングとかアドバイスとか、ずっとフォローをしておりますので、信頼関係が出来上がってるかなと思います。

そういった意味も含めまして、今度、地域を拡大はするんですけども、この契約に関しましては、現在の契約者であるNAINA Iさんと1社随契の契約を結ばせていただきたいと考えているところです。

ほかに担当者が変わることによって、会員さんに不利益が生じる可能性があると考えております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 契約の関係については理解します。

その金額が、予算が増えた分についてというのと、こういう収入のところで行くと、運営負担金ということで、先ほど芦北町と氷川町からもらえますよって話だったんですけど、これ合ってますか、331万円というのは。ちょっと何か金額が全然違うんですけど、さっき、説明が。

○委員長（山本敬晃君） 第3款の民生費の質疑の途中でございますが、休憩いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

再開は15時15分をお願いします。

（午後3時04分 休憩）

（午後3時14分 開議）

○委員長（山本敬晃君） 休憩前に引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

○こども未来課主幹兼こども政策係長（大江田浩隆君） こども未来課、大江田でございます。よろしく願いいたします。

では、休憩前に引き続きお尋ねの事項についてお答えいたします。

まず、お配りしております運営費内訳のうち他自治体からの負担金につきましてですが、こちら、お手元でございます内訳が正確な数字となります。先ほど甲斐のほうから申しました部分を修正し訂正させていただきます。

こちら、負担金の計上の仕方なんですけども、今回は県の地域少子化対策推進事業費補助金を使っておりまして、こちらが各自自治体ごとに申請をして補助金を取るという形になっておりますので、うちはうちの割合分を申請する、芦北、氷川もそれぞれの町の分を申請する。なので、負担金としては、事業費を均等割、それから、あと人口割と、利用が想定される分の実績に応じた割合ということで、ある程度本年度についてはもう想定のところ計上をさせていただいているところでございます。

それから、引き続きまして、今年度の取組から増額を想定している箇所につきましてでございますが、今回エリアが氷川から芦北も含めると広域になります。

現在、こちらのLinkの特色としましては、AIとかを使ったマッチングではなくて、実際にカウンセラーが面談をして、個別の方々の特性に応じたマッチングをするという取組をしております。今年度は、2人のカウンセラーを雇っていただいて、この相談事業に当たっていただいておりますが、次年度以降は、相談者も、氷川、芦北分も増えるというところで、このカウンセラーを1名増員で検討しているところでございます。

それから、本年度は八代市単独で事業を行っ

てたところですが、来年度は3市町での事業となりますので、イベントの開催についても3地域掛ける2回ということで、この追加の町の分のイベント開催費。ちなみに本年度は、ホワイトパレスであったり、そのほかの結婚式場等を借り切ったイベントとなっておりますが、この分の想定を見込んでこの委託料の相談会開催費用のところを少し多めに見積もっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

カウンセラーを1人増員でよかったですかね。ということ単純に150万円増ということですよ。

あと、先ほどの事務所の横のとかっていう話だったんですけども、あそこ何部屋あるんですか、ワンフロアで。

○こども未来課主幹兼こども政策係長（大江田浩隆君） 御質問のお答えなんですけど、まず、カウンセラーの費用、少し内訳の細かいところを言いますと、今年が事業の立ち上げが6月でしたもので、まず積算が10か月から12月に増えた分というのが純粋に増額になっております。

それから、御質問の2つ目、事務所なんですけど、そのフロアは今、NAINAIと、うちのほうでつくりましたそのLinkの事務所2か所となっております。

Linkのほうでは、相談員が常駐して、そこでプライベートな形で相談に応じるという形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 平米数とか分かりますか。大体分かりますよね、それだったら、八代の単価っていかですかね。

○こども未来課主幹兼こども政策係長（大江田浩隆君） そこにつきまして、今手元に資料を

持ち合わせてございませんので、申し訳ございません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

調べて教えてほしいんですけども、この11万円っていうのが合ってるのかどうか。申し訳ない、信用しないわけじゃないんですけど、ちょっと確認をしたいなというのがあります。

あと、そのカウンセラーの方っていうのはやっぱり国か何かの資格者なんですか。そういう制度がありますか。

○こども未来課主幹兼こども政策係長（大江田浩隆君） 私どもで把握している限りは、その専門の資格というのは記憶にないんですけども、今、当たられた方は、以前にそういったカウンセリングをやられてた方、また、前職で同じような婚活の取組をされた方というのをカウンセラーとして採用いただいているところです。

以上、お答えいたします。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 生活保護の扶助費のことなんですけど、補正予算でもありましたけど、大分高齢者の方が増えてるというふうなことも言われています。医療扶助、介護扶助が結構高額なことになってるんですけど、それについてもいろいろ予防活動されるというふうに言われましたけど、実際難しいんじゃないかなっていう部分もあるんですよ。

具体的にどういうふうな対応されるのかなというふうに思っていて、聞かせていただきたいと思えます。

○生活援護課長（萩野賢志君） ただいま御質問の予防活動と言うと、ちょっとニュアンスが変わるんですけども、いわゆる医療扶助の適正実施に向けて取り組んでいく。中にはいわゆる頻回受診とか、時間外受診をよくされる方とか、そういう方に向けて適正な医療の受診に向けて努めてくださいというような指導だったり

助言だったりですね。高齢者が増えていって、医療費が増えていく。そういう中で本当にこの適正に受診されているのかというのをきちんと確認して、適正実施に向けて努めていく。

それをやった上でどうしても増えていく分については、もうこれ、義務的経費として仕方ないのかなというふうに考えているところです。

以上、お答えといたします。

○委員（橋本徳一郎君） 言われるとおりでと思います。時間的にも、頻回受診、時間外なんかもできるだけ避けてというのがありますけど、実際医療費に関しては薬剤費負担だとか、いろいろ今審議されてますけど、増える可能性も十分あり得るということもありますので、これで医療費の抑制につながらないような形で補助をしっかりとっていただきたいと思います。

意見をお願いします。

○委員長（山本敬晃君） 今のは意見をお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（野崎伸也君） 婚活事業の件なんですけど、もう少し説明できるように、やっぱり根拠というか、やっぱりちゃんとしっかりやってほしいなというふうに思います。

来年もまた1年間見て質問させていただければと思ってますんで、しっかり取り組んでいただければと。

もちろんそのカップルがいっぱい増えて、結婚される方が増えるというのは、私たちも応援したいというふうに思ってますんで、よろしく願いいたします。

○委員（堀口 晃君） 意見なんですけど、例えば賃借料については、その隣ではなくて、例えば八代市役所の一室の会議室を借りたいとか、

もしくは今度閉園になった植柳幼稚園であったりとかっていう部分も何か活用できるような気がするんですね。だから、活用できるところは、市の施設ならばそこを使ってできないこともないような気がするんで、その辺の検討もお願いいたします。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第3款・民生費を終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 次に、歳出の第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（森田克彦君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部、森田です。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（森田克彦君） それでは、健康福祉部所管分のうち、款4・衛生費につきまして、議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算を使い、御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出です。

款4・衛生費につきましては、全体で44億4208万8000円を計上しており、前年度と比較して8560万9000円の増額となっています。

また、その衛生費中、項1・保健衛生費20億5805万7000円のうち、健康福祉部所管分としましては、目1・保健衛生総務費と目2・予防費で合わせて19億4958万900

0円となり、前年度比1439万8000円の増額となっています。

増額の事業といたしましては、こども医療費助成事業における助成額の増加や、令和8年3月に開設した坂本診療所への特別会計繰出金事業の増額が主なものです。

それでは、歳出の主な事業内容について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で13億9952万4000円を計上しております。前年度に比べ1244万4000円の増額となっています。

それでは、右側の説明欄を御覧ください。

まず、上から3つ目の千丁健康温泉センター管理運営事業1187万3000円は、市民の健康増進と福祉向上を図るため、温泉施設の運営と維持管理を実施しております。本年6月末日で供用を廃止したいと考えており、予算については、6月までの3か月分の経費として計上しています。施設の受付業務及び管理業務の委託料672万4000円が主なものです。

次の不妊治療助成事業325万6000円は、市民が安心して子供を産み、育てることができる環境づくりを推進するため、不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担軽減を図るものです。令和8年度から、生殖補助医療と併用して行われる先進医療に対して新たに助成を開始いたします。

次の妊産婦健康支援事業7056万5000円は、安心して出産・育児ができるよう、母子健康手帳の交付や、妊婦健診、保健指導などを行うもので、1人当たり最大14回分の妊婦健診に係る熊本県医師会への委託料6747万6000円が主なものです。

次に、3つ下のこども医療費助成事業5億9272万9000円は、18歳までの子供の通院、入院などに係る医療費の自己負担分を全額

助成することで保護者の経済的負担を軽減し、子供の健康保持と健全育成を図るものです。

次の初期救急医療推進事業3557万9000円は、夜間や休日における軽度の突発的な疾患に対応するため、夜間救急センターの診療や休日在宅当番医などの運営委託を行い、初期救急医療体制の充実を図るものです。

次に、5つ下の健康増進事業1億213万4000円は、青年期、壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図るため、ヤング健診や胃がん・肺がん・子宮頸がん等の各種がん検診、健康相談、生活習慣病予防講演会などを行うものです。がん検診等の委託料6901万6000円が主なものです。

次に、5つ下の産後ケア事業1017万8000円は、産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図り、産後も安心して子育てができるよう、産後間もない産婦を対象として子育てに対する悩みの相談や授乳指導、心身のケアや育児サポート等を行っています。

それでは、表の中央、本年度予算額の財源内訳を御覧ください。

特定財源のうち、国庫支出金7856万7000円は、こども医療費助成事業や養育医療給付事業等に対する国庫支出金や県支出金、次の地方債440万円は、保健センター管理運営事業への一般単独事業債、次のその他5億7966万8000円は、こども医療費助成事業に対するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金や、健康保持増進事業に対する熊本県後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入などです。

続きまして、次の72ページをお願いいたします。

上の段の表、目2・予防費では5億5006万5000円を計上しています。

説明欄を御覧ください。

各種予防接種事業5億4862万6000円は、予防接種法に基づき、感染のおそれがある

疾患の発症や重症化及び蔓延を予防するため、予防接種を実施しております。主なものとして、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザや肺炎球菌、带状疱疹等の予防接種に2億8304万2000円、乳幼児や子供を対象に実施する予防接種に2億4498万6000円などを計上しております。令和8年度から乳幼児のRSウイルス感染による肺炎や細気管支炎等に対して予防効果のあるRSウイルスワクチンの定期接種を新たに開始いたします。

以上で健康福祉部所管の衛生費の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** 千丁健康保健センター管理運営事業について、辻田部長のほうから、総括の中で3回説明会を行って、市長も行かれたっていうんで、30年経過して安全性に問題があって、財政面でも毎年3000万円以上の繰出しをしているという状況もお聞かせいただいたところではありますが、私ね、説明会をするのは、この1187万3000円、この件について、これ、3か月間って今おっしゃったですよ。これはもう廃止をするっていう前提で3か月間という話だと思うんですけども、仮に廃止が行われなかった場合には、これはどう扱うことになるんですかね。

一生懸命、条例の廃止っていう、条例はまた別にありますから、ここに予算が上がってるんで、予算のここで聞かせていただくと、3か月間、もし条例が廃止できなかった場合には、これはそのままということで、そのままというか、これからまた追加で出すという形になるんでしょうかね。

**○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君）** こちらの予算案については、今のところあくまでも廃止の条例案を出させていただ

てる3か月と。

ただ、施設廃止の条例案の採否がどうなるかは分からないんですが、施設としてかなり、30年を経過してあちこち老朽化で傷んでくるってことを考えると、安全性を確保するために休館をさせていただいて、その後、実際に改修費、今、説明会のほうでも改修費の範囲ですとか、金額ですとか、その辺りにはかなり御意見をいただいておりますので、そこをもう一度積算させていただいて、何ができるのかというのを考えた上で、対応すべき費用、内容について改めて出させていただければなと思っています。

まずは、私どもとしましては、6月末までの運用ということで考えております。

**○委員（堀口 晃君）** 了解しました。

これ、多分セットだと思うんですね。廃止案と3か月間という部分がね。例えば今回定例会で条例案が廃止になった場合にはもうこれでもう3か月間の部分でしますよと。

ただ、条例案が廃止にはできなかった場合には、その都度また考えるというふうなことで、私たちは理解してよかですかね。

**○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君）** そうですね。今回の説明会に関しましても、いろんな材料がまだ不足してるんじゃないかというような御意見もいただきました。

また、市長のほうも3回のうち2回には出席して、もう少し改修費のことやその財政状況やいろんなことを検討する必要があるということを申し上げておりましたので、議会のほうでも、議員さんのほうでも、この後、条例案にはなりませんが、そこで十分議論をしていただいて御意見をいただいた上で、今後の対応を考えさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** 健康温泉センターのことについてなんですが、今お答えいただいた部

分は理解するんです。

この予算についてね、例えば私たちが増額の補正というふうな部分での修正案という部分の出し方もあろうし、これはこれで一旦認めて、そして、条例はどうかというのはまた皆さん方の御意見を聞いた中ですということでは理解してよかですか。もう一回確認です。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） そのように考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） がん検診とか、がん患者さんに対する補助が結構増えたかなという気はするんですけど、アピアランスケアの新事業とかですね、これ、助成額50件というふうに見積もってるんですが、これで対象件数としては大丈夫な感じなんでしょうか。

○健康推進課長（坂井健治君） 健康推進課の坂井でございます。よろしくお願ひいたします。

がん患者のアピアランスケア推進事業、昨年度、令和6年の12月から開始しておりまして、令和6年度が申請者が26件、令和7年度は2月末現在で今39件の申請が上がっております。比較的申請もあるので、プラスアルファの形で50件という形で要求させていただきました。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ワクチンが幾つか入ったっていうふうには書いてあるんですが、予防接種関係ですね。子供のRSウイルス等っていうふうにあるんですが、これは打ち方としてはこれだけの単独ですか、それともほかのに混合して打つような形になるんですか。

○健康推進課長（坂井健治君） 健康推進課、坂井です。

RSウイルスワクチンのほうなんですけれど

も、こちらのほうですね、母子免疫のワクチンでございます、妊娠の28週から37週までの間に接種していただいて、そこで母体のほうに抗体ができるとその胎児のほうにも免疫ができるというものでございます。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 了解しました。妊婦さんに接種していただくということですね。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 健康増進事業についてお伺いしたいと思います。

1億円ぐらい出てる部分がありますけども、この今の健康増進の推移というのは、今、どういうふうになってますかね。例えば健康診査がどのくらい受けてらっしゃるのか、それで効果がどういうふうに出てるのかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

○健康推進課長（坂井健治君） 健康推進課、坂井です。

がん検診なんですけれども、大体大まかにうちのほうでは5がん検診といわれて、胃がん、肺がん・結核、大腸がん、乳がん、子宮頸がんを主に実施しておりますが、最新のデータで、令和6年度のデータで胃がんの検診が2271名、肺がん・結核が6528名、大腸がん5681名、乳がん4041名、子宮頸がん3865名となっております。

こちら、正直申し上げまして、若干下降ぎみでございます。

その理由としまして、今、がん検診のほうは、職場でも比較的職場検診で推進されてるところもありますし、あと、かかりつけ医のほうでも大腸ファイバー撮っていただいたりとか、胃カメラ飲んでいただいたりとかいうのもございまして、若干、今、少しずつ受診率が下がっているような状況にあります。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） これ、要望なんです、検診が一番大事だと思うんですね。これを早期発見をすることによって医療費の抑制という部分につながってきますので、ぜひ推進されて、PRしていただいて、多くの方々が検診を受けるように促していただければと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 一時期、何かマスコミあたりで問題になった子宮頸がんワクチン、あれ、今対象者の何割ぐらい接種してらっしゃいますか。

○健康推進課長（坂井健治君） 健康推進課、坂井です。子宮頸。

○健康推進課長補佐（宮崎宏恵君） 子宮頸がんワクチンにつきましては、接種の期間が、いわゆる12歳から高校1年生に相当するまでの間に3回接種するというような形になっておりますので、接種率の出し方というのが非常に難しゅうございますが、初回接種というところで見ますと、50.1%の接種というふうになっております。

以上です。

○委員（村川清則君） 異常が出たというような報告はございませんか。

○健康推進課長補佐（宮崎宏恵君） HPVワクチンにつきましては、異常の報告は受けておりません。

以上、お答えとします。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・令和8年度八代市一般会計予算

中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

◎議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、時枝でございます。よろしくお願いたします。

議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、恐縮ですが着座し、説明をいたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153億8731万6000円としております。また、第2条で債務負担行為について定めております。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

国民健康保険税納税通知書作成等業務委託は、令和9年度の国民健康保険税納税通知書の印刷及び封入封緘などの業務委託で、期間を令和8年度から9年度までの2か年度間とし、限度額を964万円としております。

資料6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書です。

1、総括で、歳入歳出それぞれ前年度比で5億5325万6000円の減額となっております

す。これは、歳出において、保険給付費や国民健康保険事業費納付金の減などによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出の具体的内容について、主なものを説明いたします。

上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費及びその下の目2・連合会負担金に合計1億8172万6000円を計上しています。これは、職員15人分の給与などの人件費や資格確認書等の発行、レセプト点検などの事務経費のほか、国民健康保険団体連合会の共同事務費に係る負担金などです。

12ページをお願いします。

上の表、款2・保険給付費、項1・療養諸費に合計95億3141万6000円を計上しています。これは、国保加入者が医療機関などを受診された際の医療費から自己負担分を除いた保険者負担分である保険給付費や、コルセットなどの医療用装具の購入後に国保加入者に支給する療養費が主なものです。前年度比1億5166万6000円の減額を見込んでいますが、主な理由は、国保加入者の減少によるものです。

中段の表、款2・保険給付費、項2・高額療養費に合計16億2242万4000円を計上しています。高額療養費は、月ごとの医療機関での自己負担額が限度額を超えたときに支給するものです。

13ページをお願いします。

上の表、款2・保険給付費、項4・出産育児諸費に合計3251万4000円を計上しています。目1・出産育児一時金は、国保加入者の出産につき子供1人につき50万円を支給するものです。

一番下の表、款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医療給付費分、目1・一般被保険者医療給付費分に25億3513万9000円を計上しています。これは、現行の国民健康保険

制度において、病気やけがをしたときの医療費に係る保険給付を行うために、都道府県からの請求に基づき、市町村が支払う負担金でございます。

14ページをお願いします。

上の表、款3・国民健康保険事業費納付金、項2・後期高齢者支援金等分、目1・一般被保険者後期高齢者支援金等分に9億265万1000円を計上しています。これは、後期高齢者医療制度を支える現役世代からの支援金でございます。

中段の表、款3・国民健康保険事業費納付金、項3・介護納付金分、目1・介護納付金分に3億1949万1000円を計上しています。これは、介護保険の第2号被保険者に賦課する介護保険料分でございます。

下段の表、こちらは令和8年度から始まるものでございます。款3・国民健康保険事業費納付金、項4・子ども子育て支援金納付金分、目1・子ども子育て支援金納付金分に7766万1000円を計上しています。これは、少子化対策の財源を確保するため、全ての世代、全ての経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、令和8年4月から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う、医療保険に上乘せして負担いただく納付金分でございます。

これら4つの納付金の合計額38億3494万2000円は、県が県内の市町村国民健康保険の保険給付費を推計し、各市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準などに応じて案分して決定をするもので、子ども子育て支援金納付金分が増額しておりますが、前年度比で3億555万7000円の減となっております。減額の主な理由としましては、国保加入者の減少によるものです。

15ページをお願いいたします。

下の表、款5・保健事業費、項1・保健事業

費、目1・疾病予防費に6336万1000円を計上しています。これは、はり、きゅう、マッサージ等の利用や、人間ドック、脳ドックの受診に係る費用の助成のほか、特定健診未受診者への受診勧奨や、糖尿病腎症重症化予防に関する保健事業などを実施するものでございます。

16ページをお願いいたします。

上段の表、款5・保健事業費、項2・特定健康診査等事業費、目1・特定健康診査等事業費に8877万円を計上しています。これは、特定健診や特定保健指導に係る委託料などに要する経費です。

下段の表、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に合計1543万1000円を計上しています。これは、転出、社会保険への加入、死亡などの国民健康保険の資格喪失に伴う国保税の還付金及び還付加算金です。

以上が歳出になります。

恐れ入りますが、資料戻りまして7ページをお願いいたします。

続いて、歳入の主なものを説明いたします。

款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税で合計25億7137万6000円を計上しています。

令和8年度は、平成30年度以来の国民健康保険税の改正を予定していて、基礎課税額の世帯別平等割額を現行2万2000円を2万円に改正することとしております。

また、令和8年度から施行される子ども・子育て支援制度に基づき、新たに子ども子育て支援納付金分の賦課徴収も開始されます。

前年度比で1億9194万1000円の減となっております。減額の主な理由は、国保加入者数の減少及び歳出の国民健康保険事業費納付金の減額に伴う調整によるものです。

8ページをお願いいたします。

中段の表、款3・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金に11

4億8542万7000円を計上しています。前年度比で2億4919万9000円の減となっております。これは、医療費などに係る保険給付費の全額を県が負担するものや、各市町村の特別な事情による国保財政の調整を図るために交付されるものなどです。減額の主な理由は、歳出の款2・保険給付費の減によるものです。

下段の表、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金に13億635万9000円を計上しています。これは、職員給与費や事務経費をはじめ、低所得者に対する国保税軽減相当額、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化分の繰入れなどです。

9ページをお願いします。

下段の表、款7・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料に合計で1000万1000円を計上しています。これは、国保税の滞納分に係る延滞金です。

10ページをお願いします。

款7・諸収入、項3・雑入に合計で1109万8000円を計上しています。これは、交通事故等に係る第三者納付金が主なものです。

以上が歳入の説明になります。

以上で議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** 今の説明で、国民健康保険の加入者数が減少しているというふうなところの説明であったんですが、1人当たりの医療費っていうのはどのような形で今推移しているのか、御説明いただけますか。

**○国保ねんきん課主幹兼医療給付係長（山田卓君）** 国保ねんきん課医療給付係長の山田です。

今お尋ねのありました1人当たり医療費の推

移ですけれども。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** 加入者数は、毎年の比でいきますと、およそ1300人ずつぐらい減ってきているのが現状でございます。令和5年3月末時点におきまして2万9856人、これが1年過ぎまして令和6年3月末におきますと1276人減りまして2万8580人、令和7年3月末時点におきましては、さらに1420人減りまして2万7160人の状況でございます。直近の令和8年1月末時点の加入者数はさらに740人減りまして2万6420人となっております。

お尋ねのありました1人当たり医療費の推移でございますが、令和5年度の平均値でおきますと1人当たり医療費が45万4608円、令和6年度が45万8865円、令和7年度の見込みとしましては、現在47万3300円程度を見込んでいます。

**○委員（堀口 晃君）** ありがとうございます。

加入者数は毎年減少している。そして、1人当たりの医療費は増加しているという現状があるということで、今後、県内において医療費の水準の統一というのが予定されていますよね。それが本市の保険税について将来的にどのような影響を与えるのかというふうな部分を見込んでいるのかというもお聞かせいただきたいと思うんですが。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** ただいま委員のお尋ねになりましたとおり、現在、熊本県におきましては、令和12年度から県内の全ての市町村での保険料率の統一を目標として、様々な対応、対策、取組が行われているところでございます。

その12年度以降になりますと、市が独自で決める形ではなく、県内統一という方針が出されておりますので、市で細かな数字を積み上げてという作業ではなくなり、県内の医療費のか

かり具合、国保に関して、推計して県のほうが標準例という形で示される。それに倣って各市町村が条例で定めるという手続になると考えております。

それまでの間において、今、県のほうから言われておりますのは、国保財政の赤字を出さないようにというところ、それから、市として考えておりますのは、現在県が示しております標準税率との乖離をいかになだらかに縮めていくか、赤字に陥らないようになだらかに縮めていくかというところを今後考えていかなければいけないなというところで、今、試算しております。

以上です。

**○委員（堀口 晃君）** ありがとうございます。

令和12年からということで、今の推移、令和5年からずっとね、推移を国保が減ってきている状況、そして、1人当たり医療費が増えてるっていう状況、そして、令和12年に料率の統一がなされるというところの中において、この今の現状でいくなれば、八代市におけるその影響というのは、増えるのか、減るのか。保険料というのはまだ分かんないと思うんですけども、このままの状態ですと、熊本県の中でこの八代市の部分はどうかかなっていう、その影響についてはどういうふうにお考えですかね。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** 総じての話をしますと、県内の市町村の中における八代市の国民健康保険税の賦課の状況、料率につきましては高いほうに位置すると考えております。（委員堀口晃君「なるほど」と呼ぶ）ただし、その内側の細かな話をしていきますと、医療費の賦課に関しては高い水準でお願いをしているところなんですけど、その中に構成としましては、後期高齢者医療の支援金分、それから、介護給付への負担分というのがありますが、そ

この部分は県の標準よりも低く定めている状況でございます。

ゆえに、これから12年度に向けての話であります。医療費分については、若干下げる方向で考えなければいけませんし、後期高齢者支援金、また介護納付金の分については若干上げる方向での改定を今後考えていかなければならないというところでございます。

○委員（堀口 晃君） よく分かりました。ありがとうございます。お世話になりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 医療費がだんだん上がってきたということなんですが、その医療内容のことは、どういったことが増えてっというのとは分かりますか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 私どものほうでは医療のレセプトの内容は個別に見ることは分かるんですけども、全体を通しての推移といいますか、状況については情報を、今、持ち得ていません。

総じて言われてますのは、医療自体の高度化がその1人当たり医療費を高める要因の一つになっているというふうに言われております。

なので、国保の加入者の人がこの病気が多いですよというのは、ちょっと今情報を持ち得ないところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） レセプトが今データ提出がほとんどだと思うので、行為別の統計が取れると思うんですよ。そういったところでも分析ができるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうのはされないですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 市としてその技術を用いているかどうかはちょっと今、これまでやっておりませんので、できるかどうかはこれから検討しなければいけないと思うんですが、審査支払機関であります国保連合会のほうに御相談してみようかなとは思っています。

○委員（橋本徳一郎君） ぜひお願いします。

○委員長（山本敬晃君） ほかに。

○委員（堀口 晃君） 基本的なところで大変申し訳ないんですけども、人口に割り当てるその国保の加入者率は、お聞かせいただきたい。すいません、基本的なことです。

○国保ねんきん課主幹兼保険税係長（上野洋平君） 国保ねんきん課の上野です。よろしくお願いします。

国保の加入者数と八代市全体に占める割合なんですけども、令和4年度から令和6年度まで数字を持つてるんですが、直近の令和6年度でいくと、国保加入世帯数は1万8495世帯、被保険者数が令和6年度は2万8106人。これが八代市全体に占める割合ですと、世帯加入率は31.89%、被保険者の加入率は23.38%という数字になってます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） この新年度の予算だと、財調に積み立てる金額が100万円近くあるということなんです。こういうこともあるんだとしたら、基本の料金が2万2000円から2000円引くっていうふうにはなってるんですけど、もうちょっと下げられるんじゃないかなっていうふうな印象もあるんですよ。その辺はちょっと、令和12年から統一っていうふうになるっていうのは分かるんですけど、そういうふうな部分も含めて余裕があるなら、もう少し下げたいなというふうに思います。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第8号・令和8年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課、時枝でございます。引き続きよろしくお願いします。

議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について、恐縮ですが着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） それでは、予算書1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億2214万4000円としております。

4ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括で歳入歳出それぞれ前年度比で3億2715万6000円の増額となっております。

7ページをお願いします。

それでは、歳出の具体的内容につきまして、主なものを説明いたします。

上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に6692万1000円を計上しています。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員2人分を含む8人分の人件費のほか、資格確認書等の交付に係る

事務費などです。

下の表、項2・徴収費、目1・徴収費に1021万9000円を計上しています。これは、後期高齢者医療保険料の徴収事務に要する経費で、会計年度任用職員の報酬及び保険料の納付書、封筒などの印刷製本費並びに郵便料が主なものです。

8ページをお願いします。

上の表、款2・後期高齢者医療広域連合納付金、項1・後期高齢者医療広域連合納付金に合計27億3069万3000円を計上しています。

内訳としまして、目1・被保険者保険料納付金の19億7565万8000円は、被保険者から徴収する保険料を広域連合に納付するもので、前年度比で2億6330万7000円の増となっております。増額の理由は、後期高齢者医療制度の加入者数の増加と、令和8年度が2年ごとに行われる保険料率の見直しの年度に当たり、令和6年度から施行された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入並びに後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率が見直された影響により、令和6年度及び7年度の保険料率から大きく引き上げられましたが、令和8年度も後期高齢者の負担率が引き上げられたことによるものでございます。

次の目2・保険基盤安定分担金の7億5503万5000円は、低所得者の保険料軽減分を補填するものです。軽減額のうち4分の3を県が、4分の1を市がそれぞれ負担することになっており、相当額を一般会計から特別会計へ繰り入れ、広域連合へ支出するものでございます。前年度比で6952万4000円の増となっております。

中段の表、款3・保健事業費、項1・健康保

持増進事業費、目1・健康保持増進事業費に840万8000円を計上しています。これは後期高齢者のはり・きゅう施設利用助成に係る経費でございます。

下段の表、款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に合計490万3000円を計上しています。これは、被保険者の死亡や転出などによる保険料の還付金及び還付加算金です。保険料の還付などは、本市が被保険者に一旦支払いを行い、その分を広域連合に請求し、受け入れる仕組みとなっております。

以上が歳出の主なものでございます。

恐れ入りますが、戻りまして5ページをお願いいたします。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

上段の表、款1・後期高齢者医療保険料、項1・後期高齢者医療保険料に合計19億7565万7000円を計上しています。この保険料は、市で収納した後、全額を広域連合に納付金として支出をいたします。

1つ飛ばしまして、下の表、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金に合計8億4033万6000円を計上しています。

内訳として、目1・事務費繰入金の8530万1000円は、職員給与経費などの財源として一般会計から繰り入れるものです。

目2・保険基盤安定繰入金の7億5503万5000円は、低所得者の軽減措置に係る県、市の補填分として広域連合へ支出する保険基盤安定負担金について、一般会計から繰り入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。

3段目の表、款5・諸収入、項2・償還金及び還付加算金に合計490万3000円を計上しています。これは、保険料の還付金及び還付加算金の支出に対する広域連合からの受入れ分でございます。

以上が歳入の説明になります。

以上で議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） ちょっと聞かせてもらっていいですか。

今、後期高齢者は75歳以上ですよ。何人ぐらいいらっしゃるんですか。その割合は、人口に対する割合を教えてください。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 実績値としまして、令和6年度末において被保険者数の数は2万3953人で、割合としましては、毎年2.5%ずつほど、この3年度間は伸びているところでございます。

といいますのが、この3年度間に団塊の世代の方々が順に後期高齢者の年齢に到達されて、なんでこの数年は非常に多かった時期でございます。

これ以降は、これまでよりは少ない、およそ2%をちょっと下回る程度の数で推移していくものと考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○国保ねんきん課後期高齢者医療係長（垣下裕之君） 高齢者医療係、垣下と申します。

すみません、先ほど後期高齢者の人数のほうの訂正を。八代市で令和7年12月末で2万3953人になっております。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 失礼しました。

○国保ねんきん課後期高齢者医療係長（垣下裕之君） 先ほどの県の31万人で合っております。

令和7年の3月末で2万3760人でございまして、令和6年度の同時期と比較しますと、

388人、約1.7%の増となっております。

○委員（堀口 晃君） すいません。ありがとうございました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 高齢者の医療費が増えてるってのは加入者も増えてるってことなんですけど、もう増えてるってのが見えるんですが、これ、1件当たりの医療費ってどのくらいになってるんですか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 1人当たりの医療給付費の動きなんでございますが、直近3年度間、令和4年度から6年度までの実績を申し上げますと、令和4年度が99万8289円、それから、令和5年度が101万6455円、令和6年度が101万8499円でございます。

ただし、令和4年度に関しまして、コロナで医療の需要が下がっていったところなので、令和元年度以降、令和4年度、5年度入る前までぐらいが医療が少し下がっていたので、令和4年度から5年度の上がり具合というのは非常に大きかったというふうに考えております。

それ以外につきましては、おおよそ1%に満たない0.5%ぐらいずつ伸びているような傾向でございます。

○委員（橋本徳一郎君） その内訳というか、入院、外来の内訳等ぐらいは分かりますか。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 今、医療費、支出ごとの内訳、手元に資料がございませんので、また調べましてからお知らせしたいと思っております。

○委員（橋本徳一郎君） これは、もう後期高齢は医療事務そのものがもう県に移行してるから国保以上にデータがないとは思いますが、さっき言ったとおりレセプト自体は電子データで出てるはずなので、ぜひそういう統計なんかも求めていただきたいと思います。意見です。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第9号・令和8年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○健康推進課長（坂井健治君） 健康推進課、坂井です。

先ほどの衛生費の質問の中での訂正をお願いいたします。

衛生費の質問の中でがん患者のアピランスの件がございましたけれども、令和6年度26名、令和7年度38名と言ったかと思いますが、そちらのほうは39名でした。申し訳ございません。

あと、HPVワクチンの接種状況という形で話があったかと思いますが、こちらのほうですね、60%程度と、6割程度とありましたかと思いますが、こちら、申し訳ございません、50.1%でした。

以上、訂正とさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） 訂正をお願いします。

では、執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

◎議案第10号・令和8年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第10号・令和8年度八代市介護保険特別会計予算を

議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（山村 悟君） 介護保険課、山村です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第10号・令和8年度八代市介護保険特別会計予算について御説明いたします。よろしくお願いいたします。

初めに、1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億5961万9000円と定めております。

次に、少し飛びまして5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括で、歳入歳出それぞれ前年比9億8246万1000円の増となっております。これは、保険給付費におきまして、令和7年度当初予算における見込みが低かったこと、及び令和8年度に介護報酬の臨時改定が行われることに伴う給付費の増が主な要因でございます。

それでは、先に歳出から御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2億4845万4000円は、一般職32人分の人件費2億4231万7000円などや、下の表の項2・徴収費、目1・賦課徴収費1294万9000円は、介護保険料の納付書等の郵便料などが主なものでございます。

13ページをお願いいたします。

項3・介護認定費、目1・介護認定審査会費の2171万円は介護認定審査会委員報酬など、目2・認定調査費の1億3890万8000円は介護認定調査員の報酬や主治医意見書作成手数料などが主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費に139億3130万円を計上しております。この目で歳出予算総額の約86%を占めております。これは、要介護1から5の方の各種介護サービスに対する保険給付事業でございます。

次に、目2・介護予防サービス給付費の3億7940万円は、要支援1または2の方の介護予防サービスに対する保険給付事業になります。

次に、目3・高額介護サービス費の3億9300万円は、高額介護サービス給付事業において介護サービスを利用した月の自己負担額が一定の金額を超えた場合に、その超過分を利用した被保険者に対して支給するものでございます。

次に、目8・特定入所者介護サービス費の4億1700万円は、施設に入所する低所得者の方が一定の要件を満たす場合、居住費と食費について、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられておりまして、その限度額を超えた分を保険給付するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目1・介護予防・生活支援サービス事業費の2億6610万円は、市町村が地域の実情に応じ介護予防や日常生活支援に係る多様なサービスを提供する事業で、要支援1または2の認定を受けた方や生活機能の低下が認められる方が利用する訪問型サービス事業、通所型サービス事業に要する経費が主なものでございます。

次に、目2・一般介護予防事業費の3350万5000円は、全ての高齢者を対象にできる限り健康な状態を維持できるようにすることを目的とした事業で、コミュニティセンター等で介護予防と体力づくりを行うやつしろ元気体操教室や、地域の公民館等で生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりを行ういきいきサロンな

どの開催に係る委託料が主なものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費の1億9179万5000円は、市内6か所に設置しております地域包括支援センターの運営委託事業費などで、目2・任意事業費の3686万8000円は、緊急通報装置を利用した安心相談確保事業や配食サービスを行う食の自立支援事業などが主なものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

上段の表、款4・基金積立金、項1・目1・基金積立金の1000万円は、介護給付費準備基金の預金利子を積み立てるもので、下段の表、款5・諸支出金、項1、目1・償還金及び還付加算金の563万円は、第1号被保険者から徴収した保険料の過年度分の還付金の支出に充てるものでございます。

以上が歳出の説明になります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

主なものについて御説明いたします。

上段の表の款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料に26億3347万9000円を計上しております。節1・現年度分特別徴収保険料は、年金から天引きされるもので、節2・現年度分普通徴収保険料は、納付書や口座振替にて納付していただくものになります。

7ページをお願いいたします。

上段の表、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金の41億8102万9000円は、40歳から64歳までの医療保険に加入されている方の第2号被保険者保険料について、歳出の保険給付費等の一部が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

下段の表、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金27億8468万6000円は、歳出の保険給付費の一部を国が負担するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

上の表の項2・国庫補助金、目1・調整交付金、目2・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、目3・同交付金（包括的支援事業・任意事業）などや、下の表、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金は、歳出の保険給付費や地域支援事業費の一部を国と県が補助及び負担するものでございます。

9ページをお願いいたします。

上の表、項2・県補助金、目1・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、目2・同交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業費の一部を県が補助するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

款8・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は、歳出の保険給付費等に対する市の負担分や職員経費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第10号・令和8年度八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑、ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 全体的に介護給付費、利用者数も増えてるんだと思うんですけど、介護度の内訳っていうのはどんな感じになってるんでしょうか。

○介護保険課長（山村 悟君） 全体の介護度の内訳ですが、人数で申しますと、令和6年12月と令和7年12月の比較で申し上げたいと思います。令和6年12月で要介護5が718

名、要介護4が1260名、要介護3が1289名、要介護2が1517名、要介護1が1406名、要支援2が1470名、要支援1が793名、これが令和6年の12月ということでございます。

令和7年の12月でございますが、要介護5が756名ということで38名ほど増えていきます。要介護4が1295名ということで、35名ほど増えてるといような形です。以下、要介護3で1252名、要介護2で1534名、要介護1で1353名、要支援2で1440名、要支援1で767名ということで、令和6年12月の総計が8453、令和7年12月が8397と、こういう傾向で、年々若干減ってましたけども、微増傾向ということで推移しているような状況です。

**○委員（橋本徳一郎君）** 傾向を見せてもらおうと、最初に説明があったような形でね、（聴取不能）、要介護度の高い方が若干増えてるといふこともありますよね。

いろんな支援とか予防活動なんかを見るとそちらのほうも結構増えてるんですけど、その部分でやはり介護度が上がるっていうのが、加齢によるものなんでしょうけど、やっぱり介護保険という目的で言うと、介護度を上げないっていうのも一つありますよね。そういったものに対する評価っていうか、取組の評価っていうか、そういうものはありますか。予防活動、きちんとできてるかどうかっていうのはという部分は。

**○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（上野 信君）** 高齢者支援課の上野です。

介護度を上げない取組といいますと大変難しくなりますが、うちがやっております予防活動、大きな柱としまして、やつしろ元気体操であったり、筋力アップ教室、いきいきサロン、介護予防教室、それに加えて短期予防というのをや

っておりますが、そこに参加された方の数字を追っております。

これ、1か月間ということで取ってますので大分ぶれはあるかと思いますが、7年の5月時点の数字で言いますと、人数が、うちが参加者って先ほど申しましたのが406名いらっしゃいます。

それから、あと、後期高齢者なんですけど、参加者以外で2万3494名いらっしゃいますが、統計してみますと、医療費は参加者が4万1033円、参加者以外が8万5948円となっております。

介護給付にしますと、参加者が1万1133円、参加者以外が4万1792円となっております。

あと、介護認定率につきましても、参加者が17.2%、参加者以外が30.6%というふうになっております。

あと、慢性疾患につきましても少し見ておりますが、高血圧の方、これは参加者が79.8%、参加者以外が81.4%とそれほど変わらない数字となっておりますので、慢性疾患がある方も気をつけて意識的に参加していただいているものかなと思っております。

それから、糖尿病も参加者が50.5%、参加者以外が52.7%とあまり変わっておりません。

それから、認知のほうでいきますと、アルツハイマー病の方、参加者が4.7%と、参加者以外が11.8%。血管性認知症というので、参加者が4.4%、参加者以外が14.6%となっておりますので、大変、私どもとしては、一定の効果があっていると考えておまして、よりたくさんの方に参加していただいて、こういう数字を統計を取りまして、持って行って皆様に御紹介したいなと思っております。

以上です。

**○委員（橋本徳一郎君）** 統計、詳しく出して

いただいたんですけど、やっぱり慢性疾患にはやっぱり難しいかなって。（高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）上野信君「そうですね」と呼ぶ）やっぱりね。あとは認知関係の血管などは、取組でかなり予防できるっていうふうなのが、やっぱ本当言われたとおり、周知してしっかり活動に参加していただくというのが大事なというふうに思います。これ自体がですね。ただ、介護保険自体がもう財源的に厳しいところがあるじゃないですか。半分が保険料というところ。そういった部分も、すいません、意見になりますけど、国のほうに、もっと国から負担していただくように、要求は必要だと思いますね。お願いします。

○委員長（山本敬晃君） 意見でお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 介護保険制度については、様々なサービスがございます。その中において、ちょっと違った視点で見ると、介護の人材不足というのが非常に全国的にもあるんですけども、本市にとってもその介護事業所もしくは人材の確保という部分を、今、どのような状況になっているのか。足りているのか、足りていないのか、今のままでいいのか、今後不足するのか、その辺の認識をお聞かせいただければと思います。

○介護保険課長（山村 悟君） 今現在、おっしゃられますとおり、やはり人材不足というのは、今後大きな問題かと思えます。それは、介護に限らず全職種だと思えます。

現在のところでいくと、少し人手がということで事業所あたりからお声は聞きますが、切迫したようなところではございません。

ただし、やはり高齢化が進んでらっしゃる。新しい方はやはりなかなかいらっしゃらない。介護のほうの有効求人倍率が全国で大体4.2倍と、全職種で1.1倍ということですので、かなりやはり人気がないと。

私どもとしましても、もう介護人材の不足というのは、今後の介護保険制度で大きな問題ということで認識はしておるものの、やはりこれはもう全国的な大きな問題でございまして、やはり介護人材を確保するためには、今いらっしゃる方を定着させることと新しい方を採用すること。

先日、そういう、今、生産性向上あたりのセミナーが介護業界でよくあるんですが、そこでお話聞いたところだと、やはり定着させるのがまず一番大事ですと。定着させるには何が必要ですかということで、一般的なほかの職種と一緒に給料が高いことである。休みが取れること、仕事が楽なことというような形でございます。

今、市のほうでできることで少しお手伝いさせていただいておりますのが、6月に補正予算でさせていただいたケアプランデータ連携システムということで、事務を改善すると。そういう流れからして、最近、事業所のほうでAIを活用して事務作業を少し軽減されているというようなお話も聞きます。

全国的な話題でも、2026年がフィジカルAIの元年っていうようなニュースもありまして、今後やはり介護業界、医療業界あたりでは、やはりそういったほうの活用も含めて課題を解決していくということになるかと考えております。

○委員（堀口 晃君） もう本当御丁寧な回答、ありがとうございました。

いずれにしろ、人材の確保というのは非常に難しいっていうところがあると思えますので、努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見でよろしいですかね。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 人材の件で、実際にケアプラン作成するケアマネジャーとかは年齢層がだんだん上がってきてるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そちらの人材確保とかは大丈夫なんでしょうか。

○介護保険課長（山村 悟君） 今おっしゃいますとおり、ケアマネジャーさんの年齢層がもう40代以上とか50代以上、今、介護保険が始まりましてちょうど25年なんですけど、私、ちょうど始まる時おりましたが、その頃いらっしゃった方がまだずっと主力としていらっしゃるような形ですので、今後、後進の育成ですとかそういうのも課題かと思えます。

今後、国のほうでもケアマネジャーさんのこの資格の更新ですとか、そういったのを少し緩和しようというところで、今、話はあっているところまで承知しております。

○委員（橋本徳一郎君） ケアマネについては、実際の介護現場でも、過去、その加算の対象にはなっていなかったということもありますので、そういう付近の優遇とか、ちょっと配慮も必要じゃないかなというふうに思うんですよ。こういう要望も出していただきたいと思います。

○介護保険課長（山村 悟君） 今おっしゃられましたケアマネさんの加算のほうで、今度の令和8年度の報酬の臨時改定で、加算がやっつくような形になっております。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第10号・令和8年度八代市介護保険特

別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

### ◎議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の福田でございます。よろしくお願いたします。

議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算につきまして御説明いたします。

失礼しまして着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 令和8年度八代市診療所特別会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条として記載しておりますように、歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額をそれぞれ9204万4000円としております。

次に、5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括でございますが、歳入歳出それぞれ前年度比353万3000円の減額となっております。

内容につきましては、歳出予算から御説明いたします。

ページ飛びまして、9ページをお願いいたします。

3、歳出の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は7578万6000円で、

前年度比265万8000円の減となっております。

一番右側の説明欄を御覧ください。

説明欄の上から2つ目の椎原診療所一般管理事業3011万8000円は、泉町にあります市立のへき地診療所のうち、五家荘地域に開設しております椎原診療所の運営に要する経費でございます。

椎原診療所につきましては、令和4年度以降、自治医科大卒医師の派遣がかなわない状況となっており、熊本労災病院、熊本総合病院、八代北部地域医療センター、熊本整形外科病院の4病院から交代で医師を派遣いただき、週3日の診療と併せて訪問看護を週1日行う体制といたしております。

経費の内訳の主なものとしましては、医師派遣委託料1249万7000円、会計年度任用職員の看護師1名分の報酬253万4000円、患者送迎業務委託料170万6000円、医師送迎委託料132万6000円、受付業務委託料109万7000円、診療報酬請求事務委託料92万8000円などがございます。

説明欄1つ下の下岳診療所一般管理事業2066万3000円は、同じく泉町にあります下岳診療所の運営に要する経費で、主なものは、八代郡市医師会への診療業務委託1775万7000円などがございます。

次の歯科診療所一般管理事業249万3000円は、泉町柿迫地区にあります泉歯科診療所の運営に要する経費で、主なものは、八代歯科医師会への診療業務委託料239万1000円でございます。

次の坂本診療所一般管理事業2212万1000円は、今月、坂本支所内に開設をしました坂本診療所の運営に要する経費でございます。

坂本診療所につきましては、八代郡市医師会から医師の派遣をいただき、毎週火曜日と木曜日の週2日の午後に内科の診療を行う体制とい

たしております。

経費の内訳の主なものとしましては、診療所業務委託料1530万円、オンライン服薬指導・薬剤配送業務委託料486万9000円などがございます。

次の目2・医療費は1485万7000円で、前年度比133万9000円の減となっております。これは、各診療所で使用する医薬品や医薬材料、血液検査や歯科技工の委託に要する経費でございまして、内訳としましては、椎原診療所700万円、下岳診療所576万7000円、歯科診療所18万円、坂本診療所191万円となっております。

10ページをお願いいたします。

款2、項1・公債費、目1・元金は126万2000円で、前年度比35万1000円の増となっております。これは、これまでに医療機器の購入などで借り入れた起債の償還元金でございます。

次の目2・利子は13万9000円で、前年度比11万3000円の増となっております。これは起債の償還利子でございます。

償還元金、償還利子ともに増額している理由でございますが、元金につきましては、令和6年度の椎原診療所におけるレセプトソフト及び電子カルテ購入に係る起債元金の償還が令和8年度から始まるためです。また、利子につきましては、坂本診療所開設のための医療機器などの整備に係る利子償還が令和8年度から始まるため増額しているものでございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。お戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

2、歳入の上の表、款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入は2395万2000円で、前年度比274万2000円の増となっております。これは、医療保険から支

払われる診療報酬で、内訳としましては、椎原診療所で850万円、下岳診療所で800万円、歯科診療所で31万6000円、坂本診療所で713万6000円を見込んでおります。増額の主な理由としましては、今月開設しました坂本診療所の年度を通した保険収入を見込んだことによるものでございます。

次の目2・一部負担金収入389万1000円は医療費の個人負担分で、前年度比35万1000円の増としております。

次の目3・その他診療収入115万6000円は、予防接種に伴う収入で、前年度比39万1000円の増としております。

真ん中の表、款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・診療所使用料は13万5000円でございます。主なものは、下岳診療所の診療に従事する医師などが休憩所として使用しております診療所に隣接する建物の使用料収入13万2000円でございます。

下の表、項2・手数料、目1・診療所手数料は66万円で、前年度比24万9000円の増となっております。これは、診断書の作成手数料や健康診断に係る手数料収入で、椎原診療所が30万円、下岳診療所が15万円、坂本診療所21万円を見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

上の表、款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金は1835万2000円で、前年度比138万1000円の増となっております。その右側にございます節1・へき地診療所運営費補助金1761万8000円は、採算性が低いへき地診療所の運営費に対する補助金で、補助率が3分の2となっております。内訳は、椎原診療所が974万2000円、下岳診療所が632万2000円、歯科診療所が155万4000円としております。その下の節2・へき地患者輸送車運行支援事業補助金38万2000円は、椎原診療所で運行し

ております患者輸送車の運行経費に係る補助金で、補助率2分の1でございます。次の節3・医療施設等整備費補助金35万2000円は、下岳診療所におけるレセプトソフトのクラウド版の購入に係る補助金で、補助率2分の1でございます。

真ん中の表、款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は4356万6000円で、前年度比1044万1000円の増となっております。これは、各診療所の運営における収支不足分を一般会計から繰り入れるものでして、内訳としましては、椎原診療所が1776万2000円、下岳診療所が960万7000円、歯科診療所が78万5000円、坂本診療所が1541万2000円でございます。増額の主な理由としましては、坂本診療所の開設に伴う繰入れ増を見込んだところによるものでございます。

下の表、款5、項1、目1・繰越金は1000円でございます。

8ページをお願いいたします。

上の表、款6・諸収入、項1、目1・雑入は3万1000円で、前年度比98万8000円の減となっております。減額の理由としましては、令和7年度予算におきましてインボイス制度の制度開始に伴う消費税の還付を見込んだ予算計上を行っていたことによるものです。

最後に、下の表、款7、項1、市債、目1・診療所事業債で30万円を計上しております。これは、先ほど下岳診療所におけるレセプトソフトのクラウド版の購入に要する経費の借入金で、経費から補助率の2分の1の県補助金を差し引きました額に充当するものでございます。起債のメニューは過疎債になります。充当率は100%で、交付税算入割合が70%となっております。

なお、3ページの第2表、地方債におきまして、こちらの起債の限度額30万円を設定しているところでございます。

以上で議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 詳細に口頭で説明していただいたんですが、これ、表とかつけてもらえませんか。診療所ごとに患者数だとか、年間の診療日数だとか、そういったものがないとちょっと整理できないというふうに印象がありますので、ぜひそこは要望をお願いします。

あと、診療所の収入が坂本で713万円というふうにあったんですが、実際それだけの収入が見込めるのかなっていうのがあるんですが、そこはどのような計算でされてますか。

補足で言うと、通常、予算立てるときに患者数と日当点、その日の大体その点数、1件、何件とか、その診療日数で月の収入を計算するんです。そういう計算式がどこかにあると思うんですけど、そういうのがないんだったら後でも一緒に出していただければ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 診療科の歳入のシミュレーションをしておりますのが保険収入で、国保が1日当たりの患者数が約16人、開設日当たりの患者数が16人としておまして、そこで計算をしましたところ、国保での保険収入が1人当たりの報酬掛ける1600人というふうに計算をしまして、1人当たりの報酬を5386円として一応シミュレーションをしたところでございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） いや、それにちょっと関連して。

1600人、年間っていうことですよ。それだけの目算があるのかどうかっていうのを教えてもらいたいんですけど。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 坂本診療

所開設をしまして、主な患者の方っていうのが、現在まで医療Ma a Sのほうで巡回診療させていただいた方と、あと、峯苔医院さんのほうで巡回診療されてた方が主な対象の方になるかと思ってるところでございます。それにプラスアルファ、風邪を引かれたとか、そういったことで来院をされる方がいらっしゃると思いますが、それらを一応勘案して1日当たり16人というところで試算したところでございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これ、別の委員会でだと思っんですけど、この開設に当たっての費用というのは災害のほうの特別委員会で審査したということなんですかね。（「そのようになっております」と呼ぶ者あり）

分かりました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 健康福祉部、辻田です。

開設につきましては、令和8年の3月が開設でしたので、令和7年度予算ということで、昨年度、こちらの文教福祉委員会で特別会計ということで御審議いただいたかなと思っております。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） 開設は令和8年3月ですね、今月だったのですが。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 前々から言ってる所ころなんですが、医師の確保という点ですね。もうこれだけ、泉に3か所、坂本に1か所、八

代市が運営している診療所があるわけですので、せめて1人なり、理想を言えば2人はいて、市が独自に医師を確保して運営するっていうのが必要じゃないかなというふうに思いますので、もう安定して運営するっていう部分で考えても、含めて医師確保をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・令和8年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

◎議案第24号・財産の取得の変更について  
（中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書）

○委員長（山本敬晃君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第24号・中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書に係る財産の取得の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○学校教育課長（加賀真一君） 学校教育課、加賀でございます。皆さん、こんにちは。  
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書25ページ、議案第24号・財産の取得の変更について説明をいたします。

着座にて説明いたします。

まず、1、取得する財産、これは中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書でござい

ます。

次に、2、取得予定価格は、変更前は5718万3716円、変更後は5225万6984円でございます。

次に、3、契約の相手方は、合名会社庄野学生堂及び合名会社庄野学生堂八代店でございます。

今回の変更点は、2、取得予定価格のみでございます。変更の主な要因は、学級数の減少や教科書注文数の減少などによるものでございます。

最後に、提案理由でございますが、議会の議決を経た財産の取得について変更するには、八代市有財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第24号・中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書に係る財産の取得の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

（午後5時07分 休憩）

---

（午後5時20分 開議）

◎議案第34号・八代市千丁健康温泉センター  
条例の廃止について

○委員長（山本敬晃君） それでは、休憩前に  
引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

条例議案の審査に入ります。

まず、議案第34号・八代市千丁健康温泉  
センター条例の廃止についてを議題とし、説  
明を求めます。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美  
樹君） 委員の皆様には再びよろしくお願いい  
たします。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ  
者あり）

議案第34号・八代市千丁健康温泉センター  
条例の廃止について御説明いたします。失礼し  
て、着座にて説明させていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美  
樹君） こちらにつきましては、本会議におい  
て西村議員、友枝議員から質問をいただき、ま  
た、利用者の方から存続に関する嘆願書・要望  
書をいただいております。

地元である千丁町の団体の役員の方々には直  
接お会いして説明させていただいておりますが、  
利用者の皆様の御意見を聞く場が不足して  
いたため、急遽、先週3回の説明会を実施させ  
ていただいたところです。

延べ126人の参加があり、存続を望む多く  
のお声と、また一部には廃止もやむを得ないの  
ではないかという両方の御意見を賜りました。

また、特に安全性確保のための改修の考え方、  
範囲、金額に対する御意見なども多数いただ  
いたところです。

市長も3回のうち2回参加し、いろんな御意  
見をいただいた上で、議員の皆様にも検討い  
たきたいと申しております。

それでは、本日は説明会の資料に基づき、福  
田健康福祉政策課長から説明をさせていただ  
きたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 健康福祉  
政策課の福田でございます。どうぞよろしくお  
願ひいたします。

議案第34号・八代市千丁健康温泉センター  
条例の廃止につきまして説明をいたします。失  
礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 議案書の  
ほうは53ページから54ページでございます  
が、失礼ながら本日、机上で配付をさせてい  
ただきました、右肩に令和8年3月16日、文  
教福祉委員会、議案第34号、健康福祉政策課  
と記載されている資料により御説明をいたしま  
す。

それでは、資料の1ページをお願いいたしま  
す。

施設のこれまでの歩みについてでございます。

八代市千丁健康温泉センターは、今から30  
年前の1996年、平成8年に当時の旧千丁町  
が整備した複合施設パトリア千丁として誕生い  
たしました。当時はホールや会議室、デイサー  
ビスなどを備えた地域の拠点としてスタートし  
た施設でございます。

その後、平成17年の市町村合併により、今  
の八代市の施設となり、平成29年には1階部  
分で行っていた介護事業が民間へ移行したこと  
に伴いまして、2階の温浴施設部分を独立させ、  
現在の千丁健康温泉センターとして運営を再編  
し、今日に至っております。

また、資料の下段に記載しております使用料  
につきましては、消費税の増税に伴う値上げは  
あったものの、大人420円、65歳以上の方  
や障害をお持ちの方、また、子供が320円と  
いう、ほかの温浴施設よりも低料金で運営して  
まいりました。

2ページをお願いいたします。

ここには千丁健康温泉センターの平面図を載せております。この平面図でもお分かりいただけますように、千丁健康温泉センターが入る建物は、ホールを含む1階部分が八代市公民館として生涯学習などの業務や地域活動の場となっており、千丁健康温泉センターは建物の2階の一部で営業を行っております。1つの建屋に複数の施設が入っている複合的な建物となっております。

当該施設は長きにわたり皆様に愛されてまいりましたが、年月が経過する中、施設の継続を維持していく上で避けては通れない課題に直面しております。

それでは、順を追って御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

1つ目の課題は、老朽化に伴う安全性の限界があります。

1、安全面での重大なトラブルから御説明いたします。

まず、平成23年に浴室において天井板の落下事故が発生し、利用者1名が負傷しております。これは配管からの水漏れにより、天井を支える基盤が腐食してしまったことが原因です。

事故後、直ちに休館し、周辺の点検を行い、浴室全体の天井の張り替えを実施しました。また、利用者に対して補償を行っております。

この改修には10か月間の期間と工事費約2700万円を要しております。

また、令和5年には浴室内のボディシャワーにおきまして、利用者がやけどを負われた事案も発生いたしました。原因を調査しましたところ、お湯の温度を一定に保つための温度センサーが経年劣化によって故障したことが判明いたしました。

本来であれば部品交換で済む話ではございますが、型式が古く、修理が不可能な状態にあり、現在はやむを得ず、手動による温度調整という対応を取っております。

こちらにつきましても、利用者に対する補償を行っております。

このように人的な事故が発生をしております。次に、4ページをお願いいたします。

経年劣化によるトラブルも発生しております。

平成15年には水の濁りと温度低下により約4か月間休館いたしました。原因は掘削した井戸の崩壊を防ぎ、浅い層の地下水の混入を遮断する重要な保護パイプであるケーシングの亀裂から泥水が流入したことによるもので、ケーシングを二重にするための新たなケーシングの挿入やポンプの再設置に約3500万円の工事費を要しております。

また、平成25年には再び水の濁りと湯量の低下が起き、今度は約1年4か月もの長期休館を余儀なくされました。これも前回同様の亀裂が原因で、ポンプの交換や設置位置の変更に約4000万円の費用がかかっております。

しかしながら、近年は温泉設備だけでなく、建物そのものや機械室の劣化による問題も相次いでおります。

令和2年には、モーターの破損により2階機械室から漏水が発生し、1階会議室へ浸水する事態となりました。このときは幸いにもけが人はおらず、市の職員による清掃などで対応いたしました。

また、同じく令和2年には更衣室において天井板が落下する事故が発生いたしました。湿気による金属の劣化が原因です。こちらもけが人はおらず、休館日に補強して対応しております。

このほかにも、ここには記載しておりませんが、令和6年5月には温泉の温度を管理するヒーターの故障により約1か月間休館、また、同年11月にはボイラーの不具合により5日間の休館など、度重なる不具合などにより利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしているところで

資料の5ページをお願いいたします。

こちらには安全・安心な運営のために必要な抜本的な不具合改善に係る改修工事の費用の内訳を記載しております。

まず、公共施設の改修工事の考え方ですが、公共施設は一般的に建築後70年から80年を使用することを想定されております。本市におきましても、公共施設の計画の中に施設を70年から80年使用していくことを定めております。

公共施設を長く使うためには、その中間期間である築30年から40年頃に大規模な改修を行い、長寿命化を図る必要がございます。また、設備機器などにつきましては、設置後15年から20年が機器類の耐用年数となっていることが多く、順次更新していくことも必要でございます。

当該施設におきましても、建築後30年を経過するため、大規模な改修を行い、長寿命化を図る必要がある時期に来ております。

表のほうを御覧ください。

まず、給湯設備等と給湯配管等の改修約1億3400万円でございます。これは壁の中や床下を通っている配水管や給湯管を新しく入れ替える費用で、お湯を沸かす巨大な給湯器であるボイラーを2台、お湯を循環させて浴槽に送り出す循環ポンプ18台、そして熱を伝える熱交換器を新しくします。また、電気設備や建物工事では、照明のLED化や非常灯の更新、さらに長年の湿気で傷んだ床・壁・天井の張り替えを行います。

次に、貯湯タンク約3300万円ですが、こちらは3階に設置してある汲み上げた温泉やお湯を一時的にためておく巨大な水槽を現在のプラスチック製のFRPからよりさびにくく耐久性の高いステンレス製のタンク2基へ更新をいたします。

現在3階の機械室に設置してある2基のFRP製のタンクのメーカーによる耐用年数は15年ですが、既に30年を経過しているため、更

新が必要です。

3階の機械室の2基のタンクには合わせて30トンのお湯が入っており、仮に破損などが生じた場合、浴室がある2階の天井が落下するなど、大きな事故になりかねません。

その下の源泉ポンプ約1億400万円は、地下深くから温泉を汲み上げるポンプの更新及びポンプ専用の電気設備や、これらを保護する建物の屋根の改修を行う費用です。

次の空調改修約1億4400万円は、浴場や更衣室の湿気を取り除き、温度を調整する換気・エアコン設備の改修で、室内機・室外機の更新に加え、換気設備や配管をやり直します。

次のキュービクル（高圧受電設備）改修約9500万円は、施設全体に電気を配るための電気の司令塔となる設備であり、ここが故障すると、照明も空調もポンプも施設の動きがとまってしまう。電力会社からの高い電圧を施設内で使えるよう変換する装置を更新します。

最後に、設計委託約1500万円は、これら複雑で大規模な工事を間違いなく安全に行うための専門的な設計図書作成や計画費となっております。

これらを全て合わせると、5億2000万円を超える多額の改修費が必要となり、安全を確保し、存続するためには極めて大きな財政的な負担となります。

また、こちらには記載しておりませんが、源泉の深刻な状況も見られます。温泉の供給源である源泉において、近年、温度の低下が顕著に見られます。汲み上げ温度が15度から20度程度と低いため、入浴に適した温度にするために多額の燃料費をかけて追い炊きをしなければならず、運営コストを大きく押し上げております。

抜本的な解決のために、仮に現在と同じ1000メートルを超える深さの井戸を掘り直すとしたら、先ほど御説明した改修費とは別に、さ

らに多額の費用が必要になると思われま

す。2つ目の課題は、運営コストの悪化になりま

す。資料の6ページを御覧ください。

平成8年度の開館当時には年間約13万5000人の方に御利用いただいておりますが、令和6年度には約4万3000人と、ピーク時の3分の1までに落ち込んでおり、周辺の民間温浴施設の開業などにより、年々減少傾向にあります。

資料の7ページを御覧ください。ここには令和2年度から令和6年度までの収支の状況を記載しております。

表のほうを御覧ください。

本施設を運営するための決算額は、人件費や昨今の燃料費・電気代の高騰などもあり、直近の令和6年度では約4300万円程度かかっております。

一方で、利用者からいただく入浴料などの収入、特定財源は、令和6年度をみますと、年間1400万円程度にとどまっており、決算額から特定財源を差し引いた額が表の一番下の一般財源、いわゆる赤字額でございます。直近の令和6年度では約3000万円となっており、多額の一般財源を投入して、何とか赤字分を埋め合わせて営業を続けているのが実態でございます。

8ページをお願いいたします。

ここに福祉的要素の減少とございますが、前身の千丁地域福祉保健センター（パトリア千丁）の時代には、地域住民の保健福祉活動を図ることを目的に、温浴施設の運営だけでなく、社会福祉協議会によるデイサービス事業などの介護事業が盛んに実施されておりました。

しかし、介護事業が民間事業者へ移行したことにより、現在は温浴施設の運営のみとなっております。

最後に、9ページをお願いいたします。

今後の運営方針ですが、まずは施設や設備の安全性の確保ができない以上、温泉施設の利用を停止する必要があると考えております。

また、安全性を確保するためには、先ほど申し上げたとおり、多額の費用負担が発生いたします。

仮に改修を行った場合でも運営経費の増加が経営を圧迫し続けることから継続は難しいと判断し、温泉施設としての供用を廃止したいと考えております。

温泉施設部分の利活用につきましては、まずは公的な利活用の可能性を優先的に検討してまいります。どのような形がベストか、検討を進めてまいります。

また、2階の温泉センター以外の部分のホールや会議室などにつきましては、今後も八代市公民館としてこれまでどおり市民の皆様の交流や学習、講演会など、様々な活動に御活用いただけます。

最後に、今後のスケジュールですが、本定例会において本議案を可決いただいた場合は、6月末までは通常どおり温浴施設の営業を行い、その後6月末をもって千丁健康温泉センターの供用廃止とする流れで予定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明会のほうをされたということで、延べ126人参加ということで伺いました。

主な意見のほうを御披露されましたけど、ほかに主立った意見、どういったことがあったか少しお聞きしたいと思いますけど。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 住民説明会、3日間開催をさせていただきまして、主立った意見としましては、やはり市のほうで、うちのほうから営繕課のほうに大規模改修の費用

の試算をしていただいた5億2000万円の額、それと、業者のほうで費用回収に必要な額として2億円を超えない額として提示された額、その差額の大きい部分、そこについてのいろいろな意見が出まして。

ただ、この差が大きい部分といいますのが、先ほど御説明をいたしましたように、公共施設を長寿命化するに当たっては、70年、80年使うに当たっては、建築後約30年ぐらいの中間のときに大規模な改修をして長寿命化をして、より長く使える状況にする必要があると。一応、計画にもそのような形で行っておりますので、そういった部分で本当に必要な部分だけをされた改修の内容と、長寿命化を考えたところでの大規模改修、そこでの金額の差の開きが出てきているものと考えております。

○委員（野崎伸也君） ほかに何かありました。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） ほかはやはり長年親しまれた施設でございますので、毎日入りに来られている方とか、そういった方からいろんな意見をいただきまして。例えば温泉に入られて体の調子がよくなりましたお話だったり、地域のコミュニティーとして温泉の中でお話をされるというところで、この施設はぜひ存続していただきたいという御意見等もたくさんいただいたところでございます。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） あと、改修費用だけじゃなくて、利用料についても御意見をいただきました。利用者を増やす努力をしたのか、また、利用料を上げて何とか収支を改善する方法はなかったのかという御意見をいただきまして、そこに関しては確かに積極的にPRはしてなかったなと思えました。

観光施設ではないものですから、いろんなPRというのが不足していたかなという反省がございます。

あと、利用料に関しましては、福祉に関する

施設ということで、消費税のみのアップということで、赤字部分を埋め合わせるような大幅な利用料金の値上げはしてこなかったところです。

また、あと民間譲渡のお話もいただきました。他市の事例の中で改修費用をつけた上で無償譲渡した例がありますということで、都城市や宮崎市の例を御紹介いただきましたが、そちらについては、私たちのほうでも調べていて、そこにはやっぱり改修費用というのを市が負担した上で、改修した上でお渡しするというような内容でした。

また、都城や宮崎の施設は建物が1つだけ、温泉センターというような旅館であったり、温泉施設であったり、建物が複合化のものではなかったもので、千丁健康温泉センターはやはり建物が八代市公民館と一体型で一部ということで、なかなか民間譲渡というのが困難であると考えたところです。

また、改修してお渡ししたとしても、ランニングコストで市が3000万円出してる分を民間で利用料収入だけでやっていくのは困難じゃないかということで、民間譲渡については困難であると判断していますというお答えをさせていただいたところです。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 今回の部分については、センターについては、長年市民の皆さんに親しまれてるっていう状況があって、非常に市民の関心も高いところだと思うんですよ。そこにおいて、僕は八代市のやり方が間違ってたんだろうと思う。

まず、最初に住民の皆さん、利用者の皆さんに意見を聞いて、今こういう状態なんだよって、どうしたらいいかねというところからまず話を、煮詰めていただいて、そして、じゃあ、今、健康増進の部分について、こういう代替施設をつくりますよというふうなところを持って

きてですよ、それから、この廃止条例を定例会に出すっていうのは本来の在り方じゃないかなと思うんです。もう本当、市民の皆さんに理解をしていただいて。

最初からもう廃止っていうふうなところを最初に言っというて、説明に行ったって、これ説明、説得力も何もないんですよ。

ですから、今回ね、そこのところはちょっとボタンの掛け違いじゃないけども、今、説明いただいてね、内容的にはよく分かりましたよ。

ただ、もう少しね、慎重に例えば一部改修であったりとか、幾らかかりますよとか、そうすると今度は民間には、——行政の判断の中で民間には何も委ねてないわけですよ。多分、複合施設じゃない、向こうは複合施設である、こっちは違うというような部分の中における違いがある。

でも、それを民間の方々に投げかけて、そして、それをこういうことがありました、うちでできますよなんていう、アドバイスとか提案とかなんかもいただくこともできたわけですよ。

それを踏まえた上で、やっぱり廃止であったりとかというところのね、部分を持つてくる必要があったんだろうと思う。

今回の場合にはもう最初から廃止、条例廃止っていう部分で、6月にはもう閉めますよっていうところを行政が決めてから動いてるけん、おかしなことになってるんですよ。

これ厚生会館も一緒ですよ。もう壊しますよなんていうようなところからスタートしてるんです。そこは言いませんけども。

だから、今回の場合には、私はもう少しね、市民の意見もあるっていうことであるんでね、もう少し調査・検討が私は必要だというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） 意見で。

○委員（野崎伸也君） 今ほど説明会の中で出

された意見って伺ったんですけども、市のほうでの費用、改修費用の試算と提案されてるものがあって、それが大分大きな乖離があったと。

そこについてはどのような説明をされたのかっていうことと、それで納得されたんですかね。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 一応、その乖離の部分につきましては、やはり大規模改修といっても長寿命化するためにいわゆる本当に純然たる温泉施設部分だけではなくて、施設は複合施設になっておりますので、どうしても施設全体として、この大規模改修のときに、例えばキュービクルとか、空調関係、こういったのはそのときにもう施設全体含めて改修するほうが後々のことを考えると経費的に安くなるんですね。

わざわざその部分だけを分けて安くしたとしても、5年、10年先については、ほかの部分、温泉施設以外の部分というところも改修が必要になってくると。そういったところを考えると、後々も考えると、大規模改修として施設全体として捉えて改修する部分、——もちろん温泉センターの部分と施設全体として改修したほうがいい部分というのも含めたところでの試算というところで御説明をさせていただいたところです。

ですので、御納得いただけたかどうかは分からないんですが、なかなか市の公共施設の施設の改修の在り方っていうのは、御説明は一生懸命させていただいたところではございます。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（辻田美樹君） ただ、納得はされてないと思います。やはり御意見の中でもこの資料も廃止ありきの資料じゃないかというような御意見をいただいて、もっといろんなことが考えられるんじゃないか。

あと、その改修についても、私たちのほうは大規模改修ということで提案させていただいて。提案といいますか、考えて、費用がこのぐらい

という試算を出しましたけども、そうじゃない方法があるんじゃないかという意見はいただきましたので、説明は聞いていただきましたが、納得されたかと言われると、そこは納得はされていないと考えております。

**○委員（野崎伸也君）** ちょっと伺ったところでは、やはり今回の修繕費用というか、改修費用については、庁舎内だけで試算して提案したってところに何か不信感を持たれてるみたいな話を私は大分聞いているんですよ。

そういったことがあるんで、よければ、民間のところへ投げかけて、何社か投げかけて、相見積り取って、そういったものをやっぱ提案していくとか、そういうのが必要じゃないかなというふうには思ったところです。

もう1点、利用料とか収支の関係、話ありましたけれども、ここが福祉施設っていうふうなことで安くしてるんですって話だったんですが、もう先ほど説明でいけば、福祉施設としてのもうていをなしてないみたいな話をされたんですが、仮にこれが福祉施設じゃない場合は上げてもいいんだろうというふうには思うんですけども。

あと、存続するとなると、やっぱり営業努力が必要だろうというふうには思うんですよ。いろんな民間施設とかに行けば、シャンプーだったり、リンスとかないとかというのがありますし、そういったことも考えていくと、じゃあ利用料金がこんぐらいで、とんとんで行けるとか行けないとか、そういう説明も必要じゃないかなと思うんで、そういった別の資料というか、説明の部分もやっていくべきじゃないかなというふうに思います。

あと、八代市内に結構、いっぱいほかにも商業施設としてありますけれども、そういったところも含めて、利用料についてはこういったところとか、収支はこういった状況だということも比較検討したのもやっぱ出したほうがいいん

じゃないかなというふうには思います。

総じて、多分、今、同じような施設が市内にはたくさんあるんで、本来であれば合併後にやっぱりどうにかまとめていくっていう作業をしなきゃいけなかったんですけど、それせずにここまで来てるというのがやっぱ一番の問題じゃないかなというふうには思いますよ。

すいません。意見でした。

**○委員（村川清則君）** 同じような内容なんですけれども、私も昨日も近いといえますか、親しい職員さんから大分言われました。厳しい財政状況の中で残す厳しさというのも随分お聞きいたしました。

でも、どうしてもこう説明会に行っても聞いてますと、唐突感っていうのがどうしても拭えない。もう少し堀口委員が言われたように、やり方があったんじゃないかなということも思います。

でも、廃止の条例案が出ている以上、それを、何というか、私どもは判断しなきゃいけないと思ってます。

改修費の積算根拠とか、あるいは民間活力の導入の可能性とか、あるいは廃止後の代替案とか、まだ整理されてない課題というのが残ってると思いますので。

でも、判断しなければならぬということで、今回は私としては同じ会派に地元の議員さんもおられますので、私としては、申し訳ないですけども、反対させていただきたいと思ってます。

**○委員長（山本敬晃君）** 意見でよろしいですかね。

**○委員（村川清則君）** はい。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにございませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** ちょっと細かいところなんですけど、キュービクルなんかは何年か前の落雷で改修とかされてたような気がするんですけど、それもやっぱり併せてしなくてはいい

ないのかなってという意見もあったんですよ。  
その辺の判断はどうだったんでしょうか。

○千丁支所地域振興課長補佐兼健康福祉係長  
(藤澤智博君) 千丁支所の地域振興課の福祉  
係の藤澤と申します。よろしくお願ひします。

落雷で壊れたのは、要するに揚水ポンプ用の  
キュービクルだけの設定になります。これはも  
う別で千丁支所から電源をもらって動かして  
るキュービクルになります。

ですので、ちょっと違うんですけども、こ  
のキュービクルを修理するときに気づいたこと  
がありまして、ちょっとポンプのほう、揚水ポ  
ンプ、上げてるポンプのほうもやはり状況があ  
まりよくなかったので、そのときに少し調整は  
させてもらって、今、もってる状況です。

ですので、今、委員さんが言われたように、  
別ルートのキュービクルというふうに考えてい  
ただければと思います。

温泉自体は八代市公民館のキュービクルの中  
に入ってますので、そちらで改修。温泉の揚水  
ポンプに関してだけは別のキュービクルが1つ  
ついてますので、それで今、運営させていただ  
いてるということです。

○委員(橋本徳一郎君) そういう細かい説明  
をしていただけるとね、非常に納得できるこ  
ろなんですけど、やっぱりこれだけの資料だと、  
やっぱ素直には受け止められないんだというこ  
とですね。分かりました。

○委員長(山本敬晃君) ほかにありませんか。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、以上で質  
疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員(堀口 晃君) 今、私が申し上げまし  
たように、村川委員も一緒なんですけど、市民の  
声を含めて、部長もね、市民の皆さん方に理解  
を得られたとは思ってはいないというふうなお

話もあったことから、まだ十分な議論が尽くさ  
れていないというふうなことを私は感じており  
ます。

そこで、まだこれ調査とか検討を行うための  
必要な時間が必要じゃないかっていうふうに、  
調査とか検討を必要じゃないかと思ひますんで、  
この議案については、継続審査ということがで  
きないかということをご提案したいというふう  
に思ひますが、いかがですか。いかがですか  
っていうか。

○委員長(山本敬晃君) 意見のほかにまだ。  
ほかに意見も、もし意見がまだあればちょっと  
聞いてから。

○委員(村川清則君) 条例案が出てるわけで、  
議会としたら、やはりそれに白黒、賛否で決着  
つけるっていうのが当たり前のことなんじゃな  
いかと思ひます。

継続になると、何か責任というのが議会が持  
つようになります。なると思うんです。

だから、やはり明確に意思表示をしたほうが、  
一旦、その否決、私はしたいと思ひてます。

(委員堀口晃君「なるほどですね」と呼ぶ)

○委員(堀口 晃君) 当然、今、村川委員が  
おっしゃるような形で賛成なのか、反対なのか  
っていう部分が、白黒ははっきりつけるって  
いう。

ただ、この部分については、まだまだ検討の  
余地があるというような状況の中で、ひよっと  
したらその継続審査というふうな部分ができ  
やせんかなというふうなところで、今、御提案  
申し上げたところでございます。

○委員長(山本敬晃君) ほかに。

○委員(野崎伸也君) いろいろと質疑させて  
いただいて、まだその利用者の方については、  
説明会に来られた方については納得されてない  
という部分があるようだと私も思ひましたし、  
先ほど言ひましたように、いろいろとまだまだ  
すべきことがたくさんあるんじゃないかなと。  
調査して説明すべき部分があるんじゃないかと。

まだ説明が尽くされていないというふうに思っています。

そういった意味では、利用される方、——利用されていない方もいらっしゃる、市民の中には。そういったことでいくと、我々としてはいろいろな部分で判断をしなきゃならないというふうに思いますけれども、先ほど堀口委員が言われたように、継続審査というのがあるのであれば、もう少し市の執行部の対応、——執行部というか、職員さんの皆さんの対応というのをちょっと確認した後に審議させていただきたいというふうに思います。継続審査で。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかに御意見。（委員村川清則君「できるんですか」と呼ぶ）

そうですね。採決の前に私、委員長のほうでそういった御意見が今ありましたので、そういったことについてはお諮りをすることができます。

**○委員（村川清則君）** 継続にしたところでまた3か月後、6月定例会で出てくるわけでしょう。次の9月定例会でも出てくる。

それよりも1年とか2年とかのスパンで、もちろんPRもする、経営努力というか、PRもする。そういう中で利用者数もこういう変化がありましたとか、そういうふうになるのであれば、1年、2年のスパンでまた再度考えるというのが、3か月よりもそっちのほうの方が妥当かと思っただけです。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかに。

**○委員（野崎伸也君）** 私は先ほど継続でお話しさせていただいたんですけども、仮に反対して、これをまた営業を続けるというふうになる。なりませんよね。改修しなきゃいけないというのがあるんで。

多分、その推移っていうか、どれだけ利用者が増えるかとか増えないかっていうのは、また大分先の話になってしまうんで、そこを見れないと思うんですよ。

ただ、今できるのは、先ほど言った足りない部分をいかに資料を集約して、利用者の方に説明するかっていうところかなというふうには思っていますんで、取りあえず3か月間、6月までの予算というのは承認しましたんで。

それ以降、まだかかる可能性も私はあると思うんですよ。そういった場合はまた補正予算で6月に提案していただいて。

極端に言えば、6月で施設がもてるのかどうかというのもあるんですけども。もてるというような判断があるのであれば、そこでまた補正予算で若干延ばしていくような運営費も上げていただければというふうには思っています。

そういった意味ではやはりまずは継続審査のほうがいいんじゃないかなと私は思います。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本敬晃君）** ほかに御意見がありませんので、継続審査を求める御意見がありましたので、それでは、議案第34号・八代市千丁健康温泉センター条例の廃止については、今、継続審査を求める意見がございますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

議案第34号・八代市千丁健康温泉センター条例の廃止については、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（山本敬晃君）** 挙手多数と認め、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

**○委員（村川清則君）** 今、継続ということで結論出ましたけれども、私が先ほど言った一旦否決し、整理した情報を基に改めて議論するのが妥当なんじゃないかということについては、少数意見の留保ということをお願いしたいと思います。

○委員長（山本敬晃君） ただいま村川委員から少数意見を留保したいとお申出がりましたが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

村川委員の少数意見留保に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 賛成者1人以上でありますので、村川委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

---

### ◎議案第35号・八代市老人憩いの家条例の一部改正について

○委員長（山本敬晃君） それでは、次に、議案第35号・八代市老人憩いの家条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 健康福祉政策課の福田でございます。引き続きよろしくお願いたします。

議案第35号・八代市老人憩いの家条例の一部改正につきまして御説明いたします。失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 議案書のほうは55ページから56ページでございますが、別に配付しております、右肩に令和8年3月16日、文教福祉委員会、議案第35号、健康福祉政策課と記載されている資料により御説明いたします。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料の1ページの下段の施行期日に米印で条例の廃止日と記載しておりますが、正しくは施設の供用廃止日でした。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、市が設置する老人憩いの家のうち、八代市五家荘憩いの家の供用を廃止するに当たり、当該施設の設置・管理に関して定める条例について、所要の改正を行うものです。

まず初めに、五家荘憩いの家の所在地などにつきまして、資料2ページに掲載しておりますので、御覧ください。

泉町の管内図になりますが、中ほどに施設の建物の全体写真を掲載しております。所在地としましては、泉町の椎原に位置しておりまして、泉支所から二本杉経由で車で約1時間、30キロほどの場所で、近くに椎原診療所がございます。

資料1ページにお戻りください。

供用廃止の理由になりますが、五家荘憩いの家は、九州電力五家荘発電所建設用宿舎として昭和56年に建設された建屋を市町村合併前の泉村が譲渡を受け、介護関連事業に利用してきたものでして、平成17年8月の市町村合併後においても、いきいきサロンや元気体操教室の開催や敬老会などでの使用のほか、五家荘地区の住民による会議などに利用されておりました。

しかしながら、建屋の腐食、カビの発生などにより、利用に耐え難い状況となりましたため、令和元年12月に地域住民の皆様に対する説明会を開催し、翌令和2年2月から施設の利用を休止しております。現在、利用休止から約6年が経過しております。

施設の休止前に利用していたいきいきサロンと元気体操教室につきましては、隣接する五家荘デイサービスセンターふくじゅ草に場所を変更し、敬老会と五家荘地区の住民による会議などにつきましては、近隣の振興センター五家荘に変更されております。

このように利用休止から約6年が経過し、新たな利用ニーズもありませんことから、今回、条例の改正を行い、正式にその供用を廃止する

ものでございます。

次に、条例の主な改正内容でございますが、市が設置する老人憩いの家の名称及び位置を定める別表第1と利用料を定める別表第2から、それぞれ五家荘憩いの家の削除を行うものです。

最後に、条例改正の施行期日でございますが、施設の供用廃止の日の令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 何で6年間もほったんですか。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 令和8年度に解体費用が予算上、提案することができまして。（「解体費用」と呼ぶ者あり）はい。解体費用を今年度提案することができまして、もうそれと同時に。

利用休止はしてまして、実際使えてない施設でございました。今回、解体費用を予算計上することができたので、もうそこの正式に供用廃止という形にさせていただきたいと思っております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。何年も多分、予算要求されて、なかなか通らなかったけど、今回通りましたという話で理解いたしました。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 違うところで、もう今ね、既にやってらっしゃるということで、令和2年から休止を6年間もやってるっていう状況があって、住民の皆さんにはもうこれは十分納得いただいてるっていうふうに執行部のほうではお考えですか。そこを確認です。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） 過去にこ

の五家荘憩いの家で開催されていた催物だったり、会議等につきましては、もうすぐその近隣のデイサービスセンターだったり、振興センター五家荘のほうに移って開催をさせていただいております。

その後、ここの施設を利用したい、存続してほしいという御要望等々も伺っておりませんので、正式に供用廃止というふうにさせていただいたところでございます。

○委員（堀口 晃君） この後の使い方については、何か今お考えはあるなら聞かせてください。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） ここの五家荘憩いの家に隣接するところに五家荘デイサービスセンターふくじゅ草というのが、もうすぐそこに隣接したところになります。ですので、今回解体をしまして、そこはもう平地にする形になります。

平地にした部分というところの具体的なその後活用する策というのは、今のところはない状況でございます。

危険遊具とかが近くにありまして、そういったものも一体的に今回撤去をします。建物等も腐食が激しくて、仮に大きな台風等が来ました場合は、隣接するふくじゅ草のほうに何か被害が出る可能性もございますので、撤去のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員（堀口 晃君） 跡地利用はないということですね。

○健康福祉政策課長（福田裕之君） はい。

○委員（堀口 晃君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第35号・八代市老人憩いの家条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

(執行部 入替え)

---

◎議案第36号・八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第36号・八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○障がい者支援課長(障がい者虐待防止センター所長兼務)(吉村紀美子君) 障がい者支援課の吉村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第36号・八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について御説明をいたします。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○障がい者支援課長(障がい者虐待防止センター所長兼務)(吉村紀美子君) 議案書は57ページからになります。内容の説明につきましては、配付しております、右肩に令和8年3月16日文教福祉委員会、議案第36号関係資料、健康福祉部障がい者支援課とあります資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1、制定理由に記載しております背景

と趣旨でございます。

令和7年6月25日に手話に関する施策の推進に関する法律が施行されました。また、同11月にはデフリンピックが日本で初めて開催され、本市出身のアスリートの活躍もあるなど、市民の手話への関心、重視する機運も高まっているところです。

八代市のろう者福祉協会等の関係団体からもこの条例の制定を望む声が上がっており、本市においても、手話言語に対する尊重の姿勢を示し、理解と利用を促進する好機と捉えております。

併せまして、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を取得し、意思の決定や円滑に意思疎通が図られることは、互いの多様性を認め合う共生社会の実現には必要不可欠であることから、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進していくため、今回条例を提案するものでございます。

2、主な制度内容としましては、基本的理念に関する事項、市の責務、市民及び事業所の役割、基本的な施策に関する事項などです。

続きまして、条例の内容について御説明いたします。

議案書の58ページをお願いいたします。

本条例は、前文及び全8条の構成となっております。

まず、前文は、手話が言語であることの認識を深め、普及を図り、また、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を進めることで、障がいの有無にかかわらず、互いを認め合い、安心して暮らせる地域社会を築くことを宣言するものとなります。

条文の内容について、具体的に説明いたしません。

第1条の目的としましては、手話言語の普及と障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定

め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、市が推進する施策を定めることで、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することとしています。

第2条では、ろう者、障がい者、事業者、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の用語を定義しております。

第3条の基本理念は、手話言語の普及や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するに当たり、まず、第1項で、障がいの有無に関わりなく、人格や個性を尊重することの重要性を認識すること。

第2項で、手話は独自の言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることを認識すること。

第3項で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者自らが選択し、利用できることの重要性を理解しなければならないことを定めています。

第4条から第6条までは、市の責務、市民及び事業者の役割の規定です。

第4条は、市の責務として、基本理念に基づき施策を推進することと、合理的な配慮をすること。

第5条は、市民の役割として、基本理念を理解し、施策に対する協力を努めること。

第6条は、事業者の役割として、市民同様、基本理念を理解し、施策への協力に加えて、事業における合理的配慮を提供することを規定しています。

事業者においては、令和6年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、合理的配慮の提供が義務化されたことに伴うものとなります。

第7条に基本的な施策として、7号規定しております。

第1号で、手話言語への理解とコミュニケー

ション手段の普及に関する施策、第2号で、環境整備を図るための施策、第3号で、情報提供及び取得に関する施策、第4号で、支援者の人材確保等に関する施策、第5号で、児童、保護者等の支援に関する施策、第6号で、災害時の情報取得の支援に関する施策、このほか第7号で市長が必要と認める施策でございます。

最後に、施行期日は令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 表題に手話及び障がいに応じたっていう形になってるので、手話が主に出てくるのは分かるんですけど、ほかの視覚障害だとか、そういった形の部分の表現がないっていうふうな印象を受けるんですね。

障害に応じたっていうところでずっと掲げているとは思いますが、その具体的などころの表記は何か少しほしいなって印象があるんですけど、その辺はどうですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉村紀美子君） 条例案になりますが、条例案の定義の中で第4号になります。障がいの特性に応じたコミュニケーション手段というところで、手話だけではなくて、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字——こういったものも含まれているということでございますので、こちらの部分をトータルで考えていただきましたら、手話だけではないということをお分かっていたいただけるかなというふうに考えております。（委員橋本徳一郎君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（堀口 晃君） 私も一般質問させていただいて、本当に今回こういう提案をしていただいていたというふうな思っておるところです。

その中で、市長の答弁の中においても本条例を単なる理念ではなく、実効性を伴ったものにするには市民の理解と人材育成、そして、設備導入、予算措置などトータル的に施策を進めていかなければならないというようなことをおっしゃってらっしゃいますので、もうぜひこのことを念頭に置いて頑張っていただければと思います。

以上です。

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

○委員長（山本敬晃君） 執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○こども未来課長（甲斐春一君） こども未来課の甲斐でございます。

先ほどの予算審議の中で、婚活事業の中で、センターの運営の運営費の内訳の中の賃借料につきまして、事務所の平米数であったり、賃借料の内訳についての御質問がありましたので、御報告のほうをさせていただければと思います。

まず、事務所の平米数におきましては、73.

26平米、坪数としましては、約22.2坪という形になります。

賃借料の132万円につきましては、こちらは家賃とお客様も来られます駐車場代と事務所の設置費を含めたところの金額になります。

以上、報告になります。

---

◎議案第37号・八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（山本敬晃君） では、次に、議案第37号・八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（甲斐春一君） 改めまして、こども未来課の甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですけれども、着座にて御説明をさせていただければと思います。お願いします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（甲斐春一君） では、議案第37号・八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書は61ページから72ページになりますが、お配りさせていただいております右肩に議案第37号関係とあります資料にて御説明のほうをさせていただければと思います。

まず、制定理由ですが、子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業の令和8年度からの実施に向け、事業者が給付を受けるための要件となる運営に関する基準について、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に準じ、所要の条例を制定するものでございます。

この乳児等通園支援事業といいますのは、12月定例会の本委員会のほうでも御説明をさせていただきましたが、保護者の就労要件を問わずに、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が

保育所等を月一定時間まで利用できる制度でございまして、通称こども誰でも通園制度と呼ばれているものでございます。

次に、制定内容でございますが、資料に記載しておりますとおり、事業を行う者が遵守すべき当該事業に係る運営に関する基準を定めるものでございます。

最後に、施行期日ですが、令和8年4月1日から施行することとしております。

本事業につきましては、認可手続が終了し、現在、開始の準備を進めているところです。参考までに実施施設10か所を資料に掲載させていただきます。

なお、児童を受け入れた施設に対します給付につきましては、利用実績に応じて支給することというふうになっております。

説明は以上になります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** 特定乳児っていうのは、定義は何ですかね。特定乳児。

**○こども未来課保育係長（石本裕美君）** 特定乳児等通園支援事業なんですけれども、こちらは市からこの乳児等通園支援事業の利用を認可されたものという形になります。

**○委員（堀口 晃君）** 言葉で言うと、特定乳児というふうなものはどういうことですかっていう。特定乳児とはどういう方のこと、どういう子供のこと、どういう児童のことでしょうか。特定乳児っていうのはどういうことでしょうか。

**○こども未来課保育係長（石本裕美君）** この特定乳児というところで言葉が切れるわけではありまして、特定乳児等通園支援事業という事業でございます。

市から給付費のほうをお支払いをするための事業として認められた事業ということで御理解

いただければと思います。

**○委員（堀口 晃君）** その事業名は分かっているんですよ。だから、特定乳児っていう部分は言葉としてあるわけですから、どっか特別な乳児なのかというふうな印象を受けるわけですよ。

特定の、——普通の乳児と特定の乳児っていうやつがいるのではないかっていう、私は思っているもんだけ、じゃあ特定の乳児っていうのは誰、どんなことですか。普通乳児がいるならば、特定乳児がいたりとかっていう、そんなことをちょっとお聞きしてるんで、特定乳児とは何だろうかということです。

**○こども未来課保育係長（石本裕美君）** ちょっと別の事業で特定教育保育施設というのがあります。こちらのほうも市から給付を受けるべき、市から保育の委託を受けて、子供さんを保育などをするっていうものになります。

同じように特定の乳児がいるという解釈ではなくて、この特定の乳児等通園支援事業ですね。というところで、市から認可を受けて、委託を受けて、子供さんを受入れを行う事業所に対して給付費をお支払いする、すいません、重複しますけれどもですね。

**○委員（堀口 晃君）** じゃあ、もう質問変えます。

じゃあ、その特定乳児等通園支援事業、これについて市が把握している現在の対象者は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

**○こども未来課長補佐（秋永誠一君）** 対象者は4月1日の見込みでございます。対象者としたしましては、ゼロ歳児169名、1歳児115名、2歳児が41名、合計325名ということで、この対象児童は見込んでおります。

**○委員（堀口 晃君）** 325名いらっしゃるってことで、じゃあ預かることのできる時間帯。そして、認定こども園が2か所で、保育所が8か所。この325人を預かることのできる時間帯。

帯とこの10か所で賄うことができるかどうか、この2点、お聞かせください。

○こども未来課保育係長（石本裕美君） 今現在4月1日の入所者数が、通常の保育園を利用される方が決まってきました、対象児童が325名で、そのうち30%程度の利用率を見込んでおりますので、1時間当たり10名程度受け入れができれば、市全体でこの10施設で10名程度受け入れができれば、十分この事業が可能だと考えております。

この10施設で1時間当たりの定員ですね。定員ってところでこちらが把握しておりますのが1時間当たり70名程度受け入れができますので、かなり十分対応が可能な数かと思えます。（委員堀口晃君「はい、分かりました。どうもありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（堀口 晃君） それで、先ほどからずっと人手不足、人手不足っていうふうに言ってますけども、保育士の方々も非常に減ってきてる状況があって、その職員の確保という部分は大丈夫なのかなというところ、ここをお聞かせください。

○こども未来課長（甲斐春一君） このこども誰でも通園制度におきましては、一般型と余裕活用型というところがございまして、一般型っていうのは、もうその専門の人数を配置してという形になるんですが、余裕活用型っていうのが、実際の保育園の空きの中の範囲内で行ってもらうというようなところになりますので、その園によって、そこを選んでいただいているというような状況でございますので、この制度におきましては、職員の数っていうのは足りているというような御理解でいいかと思えます。

（委員堀口晃君「安心しました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質

疑を終わります。意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第38号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（甲斐春一君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案第38号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明させていただきます。失礼しますが、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（甲斐春一君） 議案書のほうは73ページから76ページになりますが、こちらのほうもお配りさせていただいております右肩に議案第38号関係とあります資料にて説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、改正理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、当該基準等を参酌して定めることとされている関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

一部改正する条例につきましては、記載しております。まず、1つ目が、八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。そして、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。そして、3つ目に、八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。最後に、4つ目に、八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この4つの条例でございます。

次に、主な改正内容ですが、1つ目に、地域限定保育士制度が一般制度化されましたことから、各事業所に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士を追加するものでございます。

この地域限定保育士制度といいますのは、登録した都道府県等においてのみ保育士としての業務を行うことができ、登録後3年経過し、一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県以外でも業務を行うことが可能というような資格制度でございます。

2つ目に、特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において、認可定員とは別に事業における定員を設けて実施する一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、当該事業に係る設備及び職員の基準を適用しないこととする規定を追加するものでございます。

特例保育といいますのは、離島であったり、その他の人口が少ない地域において、保育所を利用するための保育の必要性の認定の定めによらず、柔軟に保育所を利用できるようにした特例制度による保育のことで、本市には該当するものはございません。

3つ目に、アナログ規制の見直しを行うもので、特定の記録媒体の使用義務を定めておりましたものを媒体の種類を示さない形に改めるものでございます。

そのほか改正に伴いまして、条例内の字句の

整理のほうを行っております。

最後に、施行期日ですが、八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のみ、令和8年4月1日から施行することとしております。

その他の条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければこれより採決いたします。

議案第38号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

（午後6時32分 休憩）

（午後6時33分 開議）

○委員長（山本敬晃君） それでは、休憩前に引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

先ほどの議案第34号・八代市千丁健康温泉センター条例の廃止について、継続審査と決しました。

その後、村川委員より少数意見の留保の申出があり、留保に1名以上の賛成者がありましたので、少数意見の留保を認め、少数意見報告書

の提出も申したところでございますが、事務局が確認したところ、継続審査の申出に対して少数意見を留保することができないと判明いたしました。

理由としては、継続審査の議決も委員会の意思決定の1つですが、これは審査延長のための議事手続の議決であります。

また、委員会報告書としてではなく、継続審査の申出書として提出するため、少数意見を留保することは認められていないとの見解でございます。

よって、先ほどの少数意見の留保及び少数意見報告書の提出を撤回いたします。

---

### ◎議案第39号・八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

○委員長（山本敬晃君） 次に、議案第39号・八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課、時枝でございます。よろしくお願いたします。

議案第39号・八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正につきまして、恐縮でございますが、着座し説明をいたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 議案書は77ページ、78ページでございますが、説明は右肩に令和8年3月16日、文教福祉委員会、議案第39号、国保ねんきん課と表示をしました八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の概要及び新旧対照表により行います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、1ページ、概要を御覧ください。

まず、1、改正の趣旨です。

本条例は、国民健康保険財政調整基金の管理及び運用等について規定をしております。本条

例中、国民健康保険財政調整基金の処分に関する規定について、過去、国民健康保険制度の改正のときに実施すべきであったものが行われていなかったため、今般、実態に合わせて改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容でございます。

条例第6条には、当該基金の処分、いわゆる使用について規定をしております。枠囲みの部分、——参考に記載をしておりますが、平成30年度の国民健康保険制度の改正において、国民健康保険制度が抱える構造的な課題に対応するため、都道府県も国民健康保険の保険者となりました。都道府県が財政運営の責任主体の役割を担い、保険給付に必要な費用の全額を各市町村に支払う方法になったため、第2号に掲げる国民健康保険の給付財源等に不足を生じるという事由が生じなくなりました。

次のページの新旧対照表の資料を御覧ください。

これによりまして、基金の使途を本文中に記載をするよう改め、同条各号を削る改正を行うものでございます。

最後に、3、施行期日は公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（山本敬晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければこれより採決いたします。

議案第39号・八代市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第40号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 引き続きよろしく願いいたします。

議案第40号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について、着座し説明をさせていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(時枝秀一郎君) 議案書は79ページ及び80ページでございますが、説明は右肩に令和8年3月16日、文教福祉委員会、議案第40号、国保ねんきん課と表示をしました八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要により行います。

なお、本件は昨年の市議会12月定例会の文教福祉委員会において、所管事務調査として報告をしました本市国民健康保険税の基礎課税分の世帯別平等割額を2000円引き下げることに係る条例の一部改正でございます。

まず、1、改正の趣旨です。

熊本県内市町村の国民健康保険料水準の統一に向けた動向及び八代市国民健康保険特別会計の決算状況に基づき、八代市国民健康保険運営協議会からの答申を受け、令和8年度の本市国民健康保険税の賦課基準額の一部を改正するものです。

次に、2、改正の内容でございます。

1点目、本条例第5条に、基礎課税額の世帯別平等割額を定めております。現行2万2000円を2万円に改めます。それに伴い、特定世帯と特定継続世帯の世帯別平等割額をそれぞれ

改正するものでございます。

この特定世帯及び特定継続世帯の説明は、概要資料の2ページ目に記載をしております。

次に、2点目、本条例第23条第1項に、所得の低い世帯に対する基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を規定しております。第5条に定める額の改正に伴い、第1条のイ、これは7割軽減世帯です。次に、第2号のイ、こちらは5割軽減世帯です。及び第3号のイ、こちらは2割軽減世帯になります。それぞれにございます特定世帯、特定継続世帯、そして、それ以外の世帯の減額する額を改めるものでございます。

最後に、議案書の80ページにお戻りをいただきまして、附則第1項において、施行期日を令和8年4月1日としております。

また、第2項において、本改正は令和8年度以後の年度分について適用し、令和7年度分までについては、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければ以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本敬晃君) なければこれより採決いたします。

議案第40号・八代市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本敬晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

(執行部 退室)

◎議案第41号・八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について

○委員長(山本敬晃君) 次に、議案第41号・八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○博物館未来の森ミュージアム副館長(田島良洋君) お世話になります。博物館副館長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

議案第41号・八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正について御説明いたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長(山本敬晃君) どうぞ。

○博物館未来の森ミュージアム副館長(田島良洋君) 資料の81ページを御覧ください。

当館の常設展示観覧料は現在、一般310円、大学・高校生200円、中学生以下を無料と定めており、これにより毎年多くの小・中学生に社会科学費などを含めて御利用いただいております。

一方、大学・高校生の年間入館者数は博物館開館当初の10年間で平均1470人であったものが、近年は平均340人と77%も減少しております。

そこで、本年5月、博物館がリニューアルし、再開館を迎えることを機に、常設展示観覧料の無料範囲を高校生まで広げ、より多くの若い世代が本市のすばらしい歴史や文化に触れる機会を創出するため、条例を改正するものです。

では、改正内容でございます。

82ページを御覧ください。

条例第7条関係の別表中、「大学・高校生」を「大学生」に改め、同表備考中の「中学生」を「高校生」に改めるものです。

別添資料を御覧ください。

資料にありますとおり、博物館のプレオープンを令和8年4月下旬に予定しておりますことから、条例施行日を同年4月1日とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長(山本敬晃君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(野崎伸也君) これ無料にしたら、入館が多くなるっていう何かもろみがあるんでしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長(田島良洋君) 高校生以下を無料にし、PRを各高校に行うことで入館者数を増やしていきたいと考えております。

○委員(野崎伸也君) 来るかどうかは分からないんですけど、文化施設なんでもうけてくださいって言わないんですが、これ高校生200円だったのを無料にするのであれば、一般を上げるとかそういう考えはなかったんですか。

展示物をよくしたとか、内容をよくしたのであれば、入館料を上げて私はいいと思うんですよ。見せるものがあれば人は来るんですから。それであれば、高校生を無料にする代わりに、一般を上げて私はいいと思いますよ。いかがでしょう。

○博物館未来の森ミュージアム副館長(田島良洋君) 委員のお話でありますその入館者の一般のほうの入館者料を値上げするというに関しましては、それで一般の方々の入館者数が減ってしまうおそれがあると考えまして、高校生にまず入ってもらい、敷居を低くして、高校生に博物館の魅力を知ってもらいたいということで、高校生のほうをできるだけ多くの方に、八代市の宝を見ていただいて、誇りを持っていただきたいと考えまして、今回提案したと

ころでございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりますよ。高校生に来てほしいというのは分かるんですけど、先ほど言ったように、これリニューアルしたんでしょ、だって。見せたいものを、たくさん人を呼び込むために、改修もして、かなりお金かけたじゃないですか。

であれば、自信持って、私は入館料を上げていいと思いますよ。できませんかね。

○博物館未来の森ミュージアム審議員兼学芸係長（山崎 撰君） 山崎と申します。よろしくお願いします。

博物館の観覧料の設定については、特別展と常設展示と2つございます。特別展については、かかった経費であるとか、その内容によって、人が多く見込まれる場合は入館料をなるべく高く設定して、より多くの歳入を上げるようなという努力をこれまでかなりしてきたところでございます。

今回、無料化を図るところは常設展示の部分でして、常設展、——通常、八代の博物館が持っている館蔵品ですとか、そういったものが中心になりますが、八代の歴史と文化を知るためには欠かせない資料でありますことから、より広くたくさんの子供たちに見てほしいということで常設展示の観覧料についての無料化を考えたところでございます。

○委員（野崎伸也君） 子供とかの部分については全然問題ないんです、私も。一般の人については、やはり500円でもいいと思うんですけど。いかがですかね。

もう1回出し直してもらっても結構なんですけど。

○教育部長（田中智樹君） 委員おっしゃることも十分理解できるんですけども、県立の美術館があります、県にはですね。あと、熊本市は伝統工芸館とか、装飾古墳館とかもございんですけども、一応、一般の大体個人の一般の方々の

入館が280円とか210円とか、こういう世界でございます。

今、説明がありましたように、今回、照明とかエアコン、また、トイレ等の照明辺りとか設備辺りを改修した関係で、新しい収蔵品については、先ほど副館長のほうからも説明があったとおり、特別展示でその分の対価をいろいろ、それに見合った入場料で取っていききたいなということで、今回は市内にたくさんおります高校生に地元の芸術や文化をよく知っていただきたいということで、今回、高校生を無料ということで1回チャレンジさせていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○委員（野崎伸也君） 高校生以下の無料は全然問題ない。今、説明あったように、他施設がそういった状況だということであれば、八代市はまだ割高なんですよという説明はいただければ納得できたかなというふうに思いますので。ありがとうございました。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければこれより採決いたします。

議案第41号・八代市立博物館未来の森ミュージアム条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部退席をお願いします。

（執行部 退室）

---

◎令和7年陳情第13号・はりきゅう等施設利用券について

○委員長（山本敬晃君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件及び新規の陳情1件です。

それでは、まず、令和7年陳情第13号・はりきゅう等施設利用券についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 以前、前回の審査の中で他自治体の事例ということで御紹介いただいてたんですけども、八代市よりも充実されてるところもあつたりとか、それ以下だつたりとかいろいろあつたんですけども、その八代市よりも充実されてるところについて、なぜそういう充実されてるのかとか、そういったところの話を聞きたいなというような話を前回してたと思うんですけども、そういったところについては今回お聞きできるんですかね。

○委員長（山本敬晃君） ただいま本件に関して、執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について、執行部から説明を求めるとに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

（執行部 入室）

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件に関して、執行部からの説明を求めます。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 八代市以外の自治体におけるはりきゅうマッサージ助成事業の状況について御報告を申し上げます。着座にて説明いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） まず、

八代市と同規模といいますか、14市の対象の中におきまして、八代市が1回につき1000円、それから年間15回という回数の部分におきましては、熊本市から申し上げますと、1回につき1000円を年間45回。人吉市は制度を廃止されてます。次に、荒尾市ですが、1世帯につき30回、水俣市が1人につき20回ですが、こちらは助成額は500円。玉名市が1世帯につき20回、山鹿市は1人につき20回、菊池市は1世帯につき40回、宇土市が1世帯につき20回、上天草市が1世帯につき24回で助成額が700円、宇城市が1世帯につき15回、阿蘇市が1人につき20回、天草市が1世帯につき40回、1回当たりの助成額が800円、合志市が1世帯につき30回。

ちなみに周辺の町でございまして、氷川町が1人につき年間10回ですが、助成額が1500円、芦北町が1世帯につき10回で助成額は同じでございます。

状況として申し上げますと、熊本市に関しては決算時に、医療費も含めてですが、決算を補填するための一般会計からの繰入れを行われてからの事業運営をなされている状況でございます。他の自治体は特には八代市と運営状況等は変わらないと見られます。

人吉市さんは、財政状況がやはり厳しかったということなので、令和3年度まで実施をされて、令和4年度以降を事業廃止というふうにされている状況でございます。

特に、はりきゅうを実施することに対しての、今、どれぐらいの利用希望があるかというふうには、数字が集まらなかったもので、この場では御報告ができないことをお断り申し上げます。

○委員長（山本敬晃君） 本件について質疑、御意見等はありませんか。よろしいですか。御意見ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今、御紹介いただいたところの制度の内容なんですけれども、今回、

陳情の中では、回数増やしてほしいというのもあるんですけども、家族間でのシェアもお願いしたいという話が出てるんですよ。書いてあるということなんですけど、他自治体でもそんな家族間でのシェアってできるんですか。世帯、何かどっか、荒尾とか何かちょっとあったような気がしたんですけど。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** 先ほど他市の状況を御説明したときに、1世帯当たりというふうに御説明をしたと思いますが、国保世帯の中でこの家族単位で回数が上限が決められていますので、世帯主さんとその配偶者さんでこの回数を分け合うという利用の仕方がありますよと。

それを考えますと、八代市につきましては、2世帯であれば、お一人につき15回利用できるわけなので、お二人の世帯であれば30回利用できる形にはなりません。

ただ、国保税の負担につきましては、世帯の平等割というものもありますが、そのほかに個人個人の均等割という賦課もございます。その観点から申し上げて、家族間でその回数をシェアするということについて、使わない人の分を、使う人が使用してしまうというところに、事務局といいますか、担当課としましては、少し心配を、公平性が保てるのかというところに心配をしているところでございます。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかに。

**○委員（堀口 晃君）** 一つだけお尋ねなんですけど、例えば今、1人15回というふうに決まって、それが平等割とか均等割とかっていうのが国保の中にあって。

これを例えば20回に増やすとか、25回に増やすとか、そういう考え方は今、執行部のほうとしてはお持ちか、お持ちじゃないかっていうのは。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** これは令和6年度の実績の数字を申し上げますが、1

5枚を配布した利用状況というお話をいたしたいと思います。

令和6年度の実績におきまして、交付をした人数につきましては、国保、それから高齢者、——いわゆる75歳以上を含めて2000人の方にこのはりきゅう券を交付をしております。そのうち15枚、15回全部使った利用者は316人、割合でいうと16%です。

1人当たりの利用回数の平均を申し上げますと、1人につき6.17回というのが状況でございます。（委員堀口晃君「なるほど」と呼ぶ）

はりきゅう券の交付を受けたにもかかわらず、1度も利用していない人も399人、28%ほどもいらっしゃる。（委員堀口晃君「こっちが多い」と呼ぶ）

このような状況の中で、その15回が多いか少ないかもそうなんですけど、増やす必要があるかどうかというところは少し考えるところでもありまして。

この事業を拡充する、規模を大きくするとなったときにそこに充てるべき費用、財源を保険税に委ねなければならないということで、それを充てるのが適当かどうかというところをまた改めて考えなければいけないのかなということが行ってまいりますし、今度が高齢者、——75歳以上、後期高齢の対象の方になりますと、完全に一般財源による実施となります。

そうなりますと、その規模が大きくなることについてもやはり十分検討しなければいけないかなと考えているところでございます。

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにございませんか。

**○委員（村川清則君）** でも、逆に言ったら、使いたい人は20回でも。（委員堀口晃君「増やしてほしいって」と呼ぶ）うちの奥さんあたりはよく行くもんですから、月2回ぐらいは行きたいなど常々申しておりますけれども。（委員堀口晃君「24回」と呼ぶ）

でも、例えば20回にしたところで16%しか、316人でしたか、利用者がいないということであれば、逆に言ったら、回数を増やしてもあんまり予算的には変わらないんじゃないかという気もしないでもないんですけど。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** その規模を大きくすることの優位性は理解をするんですが、あと一つ、鍼灸、はりきゅうマッサージを利用することによって、これが健康のほうにつながるのかどうかというところに関してが、今のところ、いわゆる施術を受けた後は気持ちがいい、楽になった気持ちがするということで、専門的な見地からの解説の中においては、健康につながるような明確な科学的な根拠がまだ示されていないといえますか、医療行為における効果の部分とこの施術における効果の部分を対等に評価していいかどうかというところはちょっと判断が悩ましいところかなというふうに考えております。

**○委員（橋本徳一郎君）** 今の話だとちょっと医療とこのはりきゅうと、何か治療行為的にどっちかなんか折衝するみたいなところが。どっちかを受けると、はりきゅうを受けると、医療行為が何か制限されるみたいな話に聞こえんですけど、そういうのがあるんですか。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** そういうことではなくて、はりきゅうを受けることによって健康が改善されるという明確な根拠が示されるのであれば、この保険料、保険税の負担をもって、これを事業拡大して、医療費の抑制とか健康増進とかというところに導かれるのかなという気はするんですが、その部分がまだ明確な根拠の部分が導き出されていないという状況の中において、この回数を増やすというところには、やはりもう少し検討しなければいけない部分もあるのかなと考えているところです。

それとあと、利用実績の中において、15回では足りないという方々の割合というのはさほ

ど大きくないので、現状での事業規模でもよろしいのかなというような考え方を持っております。

**○委員（野崎伸也君）** 利用される方が非常に少ないというような話だったんですけども、これ利用できる方に対するその周知っていうのはどのようにされてるんですか。

**○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君）** こちらの利用券の交付が年度年度になりますので、年度交付になりますので、既に取得をされてる方につきましては、新年度、手続をする際には今現在お持ちの利用券を持ってくると、手続が簡単にできますよということで、翌年度につながるような実施方法を行っております。

そのほかに広報やつしろに折り込みで、国保だよりというのを年に4回発行しているわけですが、そのうちの1回にこのはりきゅう助成事業の紹介をさせていただいております。（委員野崎伸也君「分かりました」と呼ぶ）

**○委員長（山本敬晃君）** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本敬晃君）** では、なければ採決になります。なければ、これより採決いたします。（「どうしましょうか」「うん、どうしますか」「意見ば述べてよかと」と呼ぶ者あり）

じゃあ、意見のほうに。御意見ありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** 陳情者の方の意図とすれば、このマッサージ師会のほうから代表として出されてるというようなことなんで、内容から推測するにいっぱい来てほしいんだということだと思うんです。

ただ、先ほど今、御説明あったように、残念ながらその利用者のほうが少ないということと、利用しない人のほうがかなり多いというような中で、予算をまた上げて、これに予算をつけていくっていうことは、やはり非常に、ほかでも使える予算がもったいなくなってくると、余っ

てくれば、不用額となってくればもったいなくなってくるというのがありますので、なかなかこれは難しいところかなというふうに思います。

ただ、この陳情者の意図を考えると、やはり来てほしいんだと、また利用してほしいんだと、利用してる人がいっぱい利用できる人がいるのについていう話だと思うんで、先ほどお聞きしましたけれども、周知の方法っていうのをもう少し充実させていただくということで、申し訳ないんですけども、私はこの陳情については、もう審議未了でよろしいかなというふうには私は思います。

○委員長（山本敬晃君） ただいま審議未了の御意見ありましたが、ほかに御意見ありませんか。

○委員（堀口 晃君） ここの願意というようなところを読み解くと、検討してほしいということなんですよ。

要は、今、ここには例として15回の部分を家族でシェアできるとか、世帯ごとに60から100回の部分が利用できないかっていう、こういう例として挙げてあるだけであって、要は発行する方法を検討していただきたいというのがこの願意だろうと僕は思うんですよ。

検討する部分においては、先ほど村川委員がおっしゃってたように、使った人たちが16%、316人というふうな部分。使ってないっていう部分は399名。交付は2000人にやってるわけですよ。ということは、使ってない399名の分を移動したって予算が増えるはずがない、増えないんじゃないかっていうことになってくるんじゃないかなと思うんですよ。

であるならば、検討することは私はオーケーだと思うんで、その願意を酌み取れば、採択してもいいんじゃないかなと僕は思いますけど。

何もこの60回にしろとか、100回にしろかっていう話ではなくて、家族もシェアできることをしろというようなことではない。要はこ

こで回数を、使い方をもう少し考えてほしいという、こんなことなんで、私は採択してもいいんじゃないかなと私は思います。

○委員（村川清則君） 採択したところでこれが決定するわけじゃないですよ。担当課がまた検討をすると。その結果、駄目なら、また駄目だということで回答が来るということでしょう。

○委員長（山本敬晃君） よろしいですかね。ほかにありませんか。

なければ、まず審議未了の御意見もありましたので、審議未了について、まずはお諮りをしたいと思います。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手少数と認め、本件は審議未了としないことに決しました。

それでは、採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手多数と認め、本件は採択とすることに決しました。

執行部は御退室をお願いします。

（執行部 退室）

○委員長（山本敬晃君） ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、  
そのように決しました。

◎令和8年陳情第1号・屋内の遊び場設置について

○委員長（山本敬晃君） 次に、令和8年陳情第1号・屋内の遊び場設置についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本敬晃君） 本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） ここに書いてあるね、屋内施設は市内にはほとんどないっていうような部分で、土日、祝日も含めてっていうようなところが書いてある。僕は土日なんか無料で使えるところはあるんじゃないかと思うんだけど、ちょっと執行部に聞いていいですか。

○委員長（山本敬晃君） ただいま本件に関して執行部に説明を求めるとの御意見が出ました。

本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといいたします。

（執行部 入室）

○委員長（山本敬晃君） それでは、本件に関して、執行部からの説明を求めます。

○こども未来課長（甲斐春一君） こども未来課の甲斐でございます。失礼ですけれども、着座にて御説明のほうをさせていただきたいと思っております。お願いします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（甲斐春一君） このたびの陳情に対します担当部署としての見解というところを述べさせていただきたいというふうに思います。

現状といたしまして、無料で子育て中の親子の方が気軽に集まって、安心して遊べる場所としましては、本市ではこどもプラザを2か所、そして、地域子育て支援センターのほうを6か所を地域の子育て支援の拠点として開設をしております。

御指摘のとおり、これらの施設は平日に開設しております。土日、祝日におきましては、市内であれば大型ショッピングセンターなどの有料施設のほうに限られるような状況でございます。

陳情にございます芦北町の総合コミュニティセンターにつきましては、木のおもちゃなどで遊べる子供の広場であったりとか、図書館、歴史資料館展示室、あとコミセン施設として整備されております複合施設でございます。本市の親子が子どもの広場を多く活用されていることと、各種アンケートの調査などでも本市内に同様の施設を求めるといいう声が多くあることは我々としても承知をしているところでございます。

しかしながら、今後、新たに御要望いただきました施設を整備するといった場合、利用に適した改修コストであったりとか、設置後の維持管理費の経費だったりとか、人件費といったところでの、多くのランニングコストのほうが必要になってくるということが容易に予測できますことから、施設の要否の判断につきましては、慎重に進めるべきものであるというふうにご考えております。

本市におきましては、現在、本市独自の施策としまして、子育て世帯の経済的負担軽減であったり、仕事と子育ての両立支援のためといたしまして、保育料の完全無償化であったり、18歳までの子供の医療費の助成などといった、また次年度以降は、給食費の一部負担等も検討している状況であることから、限りある予算の中で今後、人口減少であったり、少子化が進行

する過程におきまして、今回の御提案のほうも含めて、子育て世帯全体にとって有益な事業を実施していく必要があるというふうに考えております。

また、現在、少子化対策であったり、地域活性化という観点から、芦北町、氷川町のほうと定住自立圏を形成しておりまして、連携の主な相互のサービスであったり、施設利用などを効率的・効果的に活用していくことというふうにされております。

限りある財源、少子・高齢化社会を見据えた上で、資源の最適化っていうところを図るために、本市だけにとどまらずに、近隣の市町村も含めた施設の有効活用というところを図っていくことも重要ではないかというところで考えております。

また、仮に施設の設置を検討する場合におきましても、公共施設の建て替えなど、そういったときに伴いまして、複合化のタイミングなどに併せて検討を行う必要もあるかなというふうにも考えております。

また、ありましたように、幼稚園の跡地利用のほうにつきましても、現在、利活用の方策のほうも検討中でありまして、いただいた要望も含めまして、担当部署との情報共有を図りながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、全天候型の遊興施設の設置につきましては、各種アンケートなどでも、先ほども申しましたが、多く御要望をいただいております。市民のニーズも高いものというところでは認識もさせていただいております。

新たな施設の設置につきましては、御説明いたしました内容であったり、将来的な負担も含めて、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○委員長（山本敬晃君）** それでは、本件につ

いて質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（堀口 晃君）** 今、もうまさしく答えをおっしゃったような気がするんですけどね。

今後、検討を進めていくっていうお話ですから、既存の施設の利活用を検討していただきたいということだけ。もうしますよというような、何かね、お話をされたような気がするんですけども。

それと、それも一つ。それともう一つ、今、無料で遊べる場所は平日に限り2か所と6か所、全部で8か所あるっていうふうに、今、お話しをいただきました。

その無料でするところを土日に例えば水曜とか木曜日に休んで、土日か日曜日に曜日を変更すると、土日でもあそこ大丈夫だよっていうのが、例えば1か所か2か所なんかできるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。曜日を変えるだけでいい。

**○こども未来課長補佐（秋永誠一君）** 地域子育て支援センター6か所ございます。こちらにつきましても、保育園のほうに運営のほうを委託しておりますことから、やはり土曜日につきましても、一部イベント等があるときは使えるような状況でございます。

ただ、日曜日につきましても、お休みということになって運営をしているところでございます。

こどもプラザにおきましても、今のところ、土日お休みということで活用はしていないというようなところでの状況でございます。

**○委員（堀口 晃君）** それはもう今、さっき聞きましたから、土日はしていないということは聞きましたから、分かりますけども、こどもプラザの2か所については、今後検討するっていう余地は出てくるわけですよ。

例えば木曜日をお休みしますよ、木曜日、駄目ですよっていったら、じゃあ土曜日に行きますよ。もう一方のところは日曜日は大丈夫です

よ、こっちは水曜日休みですよっていったら、ほぼほぼ全部網羅されるような気がするんですけどもね。

その辺の検討するお考えはあるかどうかって、検討ですよ。お聞かせいただきたい。検討していくっていうお考えがあられるかどうか。検討しないっていうなら、また別の話ですけど。検討する余地があるならば、検討されるのか、されないのか。

○こども未来課長（甲斐春一君） 今、委員おっしゃられましたように、曜日の開設の時期とかということにつきましては、実際、今、こどもプラザのほうを運営していただいております事業者様のほうもごございますので、そちらのほうとお話のほうをさせていただいて、可能かどうかってところの確認をさせていただければというふうに思います。（委員堀口晃君「検討するってことですね。分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかに質疑、御意見等ありませんか。

○委員（村川清則君） どうするんですか。（委員堀口晃君「いやいや。だって、今、先ほど」と呼ぶ）一旦、継続するんですか。（委員堀口晃君「この既存の施設の利活用を検討していただきたいと書いてある」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） 御意見ですか。（委員堀口晃君「でも、すると言わしたけん、検討すると言わしたけん」と呼ぶ）

○委員（村川清則君） 検討するって、その前向きにという意味合いでしょうから、どうします、一旦。検討は進めていただいて、一旦、継続でします。採択でよかですかね。

○委員長（山本敬晃君） 採決ですかね。よろしいですか。（委員堀口晃君「はい」と呼ぶ）

それでは、採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

令和8年陳情第1号・屋内の遊び場設置については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本敬晃君） 挙手全員と認め、本案は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退室）

○委員長（山本敬晃君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

#### ◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（山本敬晃君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、教育に関する諸問題の調査に関連して2件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して3件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

- 
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査  
（下岳保育園の休園について）

○委員長（山本敬晃君） では、まず、下岳保育園の休園について説明願います。

○こども未来課長（甲斐春一君） こども未来課の甲斐でございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、下岳保育園の休園について御説明をさせていただきたいと思っております。失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○こども未来課長（甲斐春一君） それでは、事前に配付をさせていただいております資料の1ページを御覧ください。

まず、(1)の下岳保育園の現状といたしまして、最近5年間の園児数の推移のほうを掲載させていただいております。令和3年度に15名おりました園児が年々減少いたしまして、令和7年度にはゼロ歳児1名、5歳児3名の計4名というふうになっております。

令和8年度におきましては、令和7年度末でゼロ歳児1名が転園を希望しておりまして、5歳児3名は卒園いうところで、また令和8年度の新規の申込みもございませんので、入所児童が見込めない状況というふうになっております。

次に、このような状況を受けまして、(2)にありますとおり、下岳保育園の現状と今後の方針といたしまして、入所児童が見込めないため、令和8年度以降は休園の方向で調整したいという旨の説明を、下岳保育園の保護者さんをはじめといたしまして、泉町のまちづくり協議会などの地域の皆様に対しまして、順次、説明のほうを行わせていただきました。

その中で、主な御意見といたしまして、利用する子供がいないのであれば休園はやむを得ないという声であったりとか、保育園が休園になるというのは非常に残念であるということですね。また、園児が転入してきて、入所を希望された場合はどうするのか、園舎の維持管理はどうするのかといった御意見のほうをいただきま

した。そこに丁寧に御説明をさせていただきまして。

最後に、今後の方針といたしましては、昨年の9月の所管事務調査でも御説明させていただいておりますが、下岳保育園は泉町唯一の保育園であるため、廃園はしない方針としております。

また、今回は、利用児童がおりませんので休園というふうにいたしますが、保育園の再開につきましては、今後の入所申込みの状況などを踏まえまして判断をしたいというふうに考えております。

なお、園舎の維持管理につきましては、引き続きこども未来課のほうで実施をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、2ページに参考までに下岳保育園の施設図等を添付をさせていただいております。

以上で御説明のほうを終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で下岳保育園の休園についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

・保健・福祉に関する諸問題の調査  
（国民健康保険税条例の改正予定について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、国民健康保険税条例の改正予定について、説明願います。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 国保ねんきん課、時枝でございます。よろしく願いします。

先ほど議案第40号において、八代市国民健康保険税条例の一部改正について御承認をいただきましたが、同条例は今年度末までに改正を予定しておりますため、あらかじめ内容を御説

明したいと思います。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（時枝秀一郎君） 一言お断りをするわけですが、本市国民健康保険税は地方税法に根拠を持っております。そのため現在行われております国会に提出されている関係法令の改正を受け、改正手続を行うこととなるため、現時点においては改正案を提示することができないということを御了承ください。

それでは、右上に令和8年3月16日、文教福祉委員会、所管事務調査、国保ねんきん課と記載をしました資料を用いて説明をいたします。

まず1点目は、子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加でございます。

資料1ページをお願いいたします。

令和8年度から開始をされます子ども・子育て支援制度は、少子化対策の抜本的強化に向けた加速化プランの実施に伴い、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全ての世代・全ての経済主体から子ども・子育て支援金を御負担いただく制度でございます。

3ページをお願いいたします。

令和8年度の子ども・子育て支援納付金課税率等は、県が示しました標準保険料率に基づき定めることについて、先月2月12日に行いました八代市国民健康保険運営協議会に諮問をし、御協議をいただいたところでございます。

同協議会事務局の国保ねんきん課から子ども・子育て支援制度の解説を行い、熊本県内市町村の国民健康保険保険料水準の統一に向けた検討・取組が進められている状況を踏まえ、子ども・子育て支援納付金課税率等は県が示す標準保険率等に基づき定めるという提案理由を説明をしました。

その後、委員から、新たな負担増加に対する激変緩和措置についての質問や世論において独

身税と呼ばれていることについての意見等があり、それらに対し丁寧に説明を行いました。

5ページをお願いいたします。

このような協議の結果としまして、令和8年度子ども・子育て支援納付金課税率等の提案は妥当であると、先月2月24日に同協議会からの答申をいただいたところでございます。

それによりまして、子ども・子育て支援納付金課税額としましては、所得割率0.27%、均等割額1400円、18歳以上均等割額50円というもので定めたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

2点目に、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。

昨年末、令和8年度税制改正大綱が閣議決定をされ、国民健康保険税についても税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担、いわゆる限度額の引上げと、軽減対象世帯の判定において、総所得金額から控除する被保険者数に乗じる金額の引上げが示されました。

2、制度の内容に示したように、右斜め上に伸びる課税額を示す直線がありますが、こちらが医療分である基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計賦課額を示しております。このうち、医療費分である基礎課税額の限度額が66万円から67万円に引き上げられることにより、合計の課税限度額が110万円となります。

それとともに、低所得世帯に対する国保税の軽減判定基準額の算定において、一部、被保険者数に乗じる控除額の引上げが行われます。7割軽減については変更ございませんが、5割軽減については、30万5000円が31万円に、2割軽減につきましては、56万円が57万円に引き上げられます。

今回の国民健康保険税の見直しは、医療費の

増大に伴う負担の公平性確保となる高所得者層の課税限度額の引き上げと、物価高騰に直面する中低所得層に配慮した低所得者の軽減措置を適用する所得基準、いわゆる軽減判定所得の緩和を両立させることを目的としております。

また、赤の点線枠内、米印で記載をしました子ども・子育て支援納付金課税額に係る限度額は、令和8年度は3万円と定められております。

以上、2点とこれに関連する条項の文言の整備等が八代市国民健康保険税条例の改正予定でございます。

繰り返しになりますが、この条例改正予定は、本市国保税が地方税法を根拠とするため、本国会におけます地方税法関係法令の改正を受けての手續となります。

時期は例年でございますと、年度末の日付で専決処分を行い、条例改正をした後、次期市議会定例会において、専決処分の報告及び承認の手續となる予定でございます。

以上で報告を終わります。

**○委員長（山本敬晃君）** 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（山本敬晃君）** なければ、以上で国民健康保険税条例の改正予定についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

#### ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について）

**○委員長（山本敬晃君）** 次に、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、説明願います。

**○健康福祉政策課長（福田裕之君）** 健康福祉政策課の福田でございます。よろしくお願いたします。

八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

**○委員長（山本敬晃君）** どうぞ。

**○健康福祉政策課長（福田裕之君）** 本日お配りしております資料ですが、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案の本編のほか、説明用の資料としまして、八代市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）〈概要〉と同行動計画、改定のポイントをお配りしております。

なお、改定案〈概要〉につきましては、紙のほうでも別にお配りをさせていただいております。

説明につきましては、主に改定のポイントのほうを用いて説明をさせていただきます。

それでは、改定のポイントの1ページをお願いいたします。

ここには本計画の対象となる感染症、今回の計画改定の経緯、また、本計画の目的などを記載しております。

まず、本計画の対象となる感染症につきまして、計画の名称にもなっております新型インフルエンザ等とは、右の図に記しておりますように、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいいます。

これらの感染症は、季節性インフルエンザとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスで、国民の大部分がその免疫を獲得していないなどから、全国的に蔓延し、国民生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもので、新型インフルエンザだけではなく、新型コロナウイルスや未知の呼吸器感染症なども含まれます。

次に、計画改定の経緯ですが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が改定の背景要因となっております。

新型コロナウイルス感染症では、本市におき

ましても、市民の生命・健康が脅かされ、学校などの休校、イベント自粛や不要不急の外出自粛などの行動制限に加え、感染に伴う偏見や差別、誤った情報や偽情報が広がるなど、市民生活や社会経済活動に大きな影響を受けることとなりました。

このような新型コロナウイルス感染症への対応により明らかとなった課題や関係法令等の改正などを踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が全面改定され、また、令和7年3月には熊本県の行動計画も全面改定されましたことから、今回、改定を行うものでして、本市の計画改定に当たっては、国・県との連携などにそごが生じないよう、これら政府行動計画、県行動計画の改定内容に基づいた内容での改定を行う必要がございます。

次の計画の目的・位置付け・期間につきまして、本計画では新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割などを示す計画で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定しているものになります。

本計画は、対策項目ごとの基本的な内容を規定するもので、実際の対応については、発生した感染症の特性や感染状況などについての検証結果などを踏まえた国などからの通知に基づき対応していくこととなります。

今後におきましては、部署ごとにBCP（業務継続計画）などを策定していく予定としております。

また、本計画の目的・位置づけなどですが、右のグラフを御覧ください。縦軸が患者数、横軸が時間の経過を表しておりますが、感染拡大防止の対策を行うことで、流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数を小さくするとともに、ピークを遅らせることで、その間に医療提供体制を強化いたします。

こういった対策によって、市民の生命及び健

康を保護し、市民生活及び経済の影響の最小化を図ることを目的とした計画となっております。

また、今後の改定につきましては、新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験を基に随時見直しを行います。なお、おおむね6年ごとに改定していくこととなります。

2ページを御覧ください。

ここからは今回の改定の主な変更点を記載しております。

主な変更点としまして、3つの項目がございます。

①の時期区分の変更、②の対策項目の充実、③の実施体制の明確化となります。詳しくは次のページから記載しております。

3ページをお願いいたします。

まず、主な変更点①-1は、政府行動計画と県行動計画における時期区分の変更に伴い、下の図に記載しておりますように、従来の6つの時期区分からこれを変更し、平時における準備期、初動期、対応期の3つの時期区分と再編し、対策を切り替えるタイミングを明確化しております。

また、従来の計画では、時期区分ごとに実施する対策を記載しておりましたが、今回の改定では対策項目ごとにこの準備期、初動期、対応期、それぞれの時期において市が取り組む内容を記載する形となっております。

紙でお配りをしておりますもう一つの説明資料——改定案〈概要〉のほうを御覧ください。

紙の資料の右側を御覧いただきますと、実施する対策項目として、実施体制や情報の提供・共有、リスクコミュニケーション、蔓延防止などが掲げてございますが、これら対策項目ごとに、準備期、初動期、対応期の3つの時期において市が取り組む内容を記載しております。

資料戻りまして、改定のポイント4ページをお願いいたします。

次に、主な変更点①-2ですが、発生した感染症の特徴や感染症危機の長期化、流行状況の変化などを踏まえて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応することとしており、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期や期間について、想定される具体的な内容を記載し、切替えのタイミングの目安として示しております。

下の図に準備期、初動期、対応期の時期区分のイメージ図のほうを掲載しておりますが、実際の感染症危機におきましては、様々なパターンが想定をされます。

感染症の特徴などにより初動期が極端に短くなる場合や、同じ時期区分内であっても、想定された手順を飛び越して次の対応を行わなければならない場合など、パターンは様々となりますので、対策項目ごとに時期に応じた具体的な取組を記載した計画とすることで、柔軟かつ機動的な切替えを可能としております。

5ページをお願いいたします。

主な変更点の②-1につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の課題などを踏まえて、市が実施する対策項目を従来の4項目から7項目に拡充しております。

度々申し訳ございませんが、先ほどの紙でお配りをしております改定案<概要>の右側のほうを再度御覧ください。

改定後の計画では、対策項目として実施体制や情報の提供・共有、リスクコミュニケーション、蔓延防止などの7項目を設定しております。

そのうち赤色の点線で囲まれたリスクコミュニケーション、また、ワクチン、保健、そして物資が今回拡充された対策項目となります。

拡充された項目のうち、リスクコミュニケーションの項目につきましては、市民との双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの実施に当たり、コールセンター

を設置するなどの相談体制を整え、市民からの問合せや相談内容から関心の高い情報などを整理し、感染者などへの偏見・差別の防止に関する啓発や、科学的知見に基づく正確な情報発信を行うもので、ワクチンの項目につきましては、医師会などの関係者と連携し、接種体制の構築に必要な調整を平時から行い、国などの協力を得ながら、ワクチンを接種するための体制の構築を図るものとなっております。

また、保健の項目につきましては、市としましては対応期のみを取組となりますが、県の感染症対策部門や保健所が実施する健康観察に協力するとともに、患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供などに協力するものです。

また、物資の項目につきましては、準備期のみを取組となっておりますが、マスクなどの感染症対策物資などの備蓄を行い、定期的に備蓄状況の確認を行うもので、この備蓄につきましては、災害対策基本法に基づく物資の備蓄と兼ねることができることとしております。

資料戻りまして、改定のポイントの6ページを御覧ください。

次に、主な変更点の②-2ですが、下の図に記載しておりますように、対策項目ごとに平時における準備期の取組を具体化しております。

B C P（業務継続計画）の作成やワクチン接種体制の構築といった平時からの備えを充実させ、また、県などとの実践的な訓練への参加などといった準備期の取組による迅速な初動体制の確立といたしますのは、感染症の流行のピークを遅らせ、小さくすることで、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済の影響を最小化を図るということを目的としておりますこの計画において極めて重要な部分となります。

7ページをお願いいたします。

主な変更点③-1・2は、実施体制の明確化に関するものとなりますが、従来の計画におき

ましても、有事の際に市対策本部を設置することについての記載はございましたが、市対策本部は感染症の特徴や流行状況などに応じて対策を検討、立案、実施する必要がございますので、今回の改定では感染症の発生段階ごとの実施体制を記載し、意思決定や指揮命令などを行う体制として明確化をしております。

また、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合におきましては、必要に応じて任意の市対策本部の設置を検討いたします。

また、緊急事態宣言に指定された場合は、直ちに市対策本部を設置し、市長を本部長とした対策本部により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整を行うこととしております。

なお、図に記載しておりますように、市対策本部となる新型インフルエンザ等対策本部は、災害対策本部に準じた組織構成としておりまして、今回の改定では、これに準じて本部長に支所長と消防長を追加しております。

改定の内容につきましては以上となりますが、本計画の改定につきましては、市民、医療機関、事業所などの多くの関係機関などに影響しますことから、今後パブリックコメントを実施することとしております。

説明は以上となります。

○委員長（山本敬晃君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で八代市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてを終了いたします。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

---

・教育に関する諸問題の調査  
（第4期八代市教育振興基本計画について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、第4期八代市教育振興基本計画について説明願います。

○教育政策課長（押方佐地子君） 教育政策課、押方でございます。

第4期八代市教育振興基本計画の策定が完了いたしましたので、最終の報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育政策課長（押方佐地子君） さきの12月の本委員会におきまして、計画の素案内容と今後パブリックコメントを予定していることなどを説明させていただきました。そのときの資料と同様のものになりますが、計画の概要版と本編を参考までに提出しております。

昨年12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果としまして、4名の方から9件の御意見をいただいております。

市のホームページの閲覧数は293件で、関心を持って、多くの方に内容を確認していただいたものと思っております。

なお、今回寄せられた御意見は、計画の修正に関するものではなく、給食内容の充実や校務用端末の更新などを望まれるものなどでしたので、計画への反映は行わず、今後の取組の参考とさせていただきますとし、市のホームページで御意見に対する回答を公表しております。

計画につきましては、教育委員会の議決事項でございますので、このパブリックコメントの手続きを終え、教育委員会2月定例会に提案し、承認をいただき、本計画の策定を完了したところでございます。

今後の計画の進捗管理ですが、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年教育に関する事務の執行状況の点検・評価を行っております。

点検・評価の方法としましては、毎年度、教育委員の皆様だけでなく、学識経験を有する外

部評価委員の皆様にも御意見をいただき、計画の見直しや翌年度以降の取組などに反映するなどを行っておりますので、第4期計画に関しましても、同様に毎年度点検・評価を予定しております。

なお、その点検・評価の結果報告書につきましては、これまで同様、毎年度、議員の皆様にも送付させていただき予定しております。

第4期八代市教育振興基本計画の説明は以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で第4期八代市教育振興基本計画についてを終了します。

---

#### ・教育に関する諸問題の調査

（本市の不登校対策の充実について）

○委員長（山本敬晃君） 次に、本市の不登校対策の充実について説明願います。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

それでは、ただいまから教育サポートセンターの今後の取組について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（山本敬晃君） どうぞ。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

1ページの1、くま川教室の経緯につきましては、午前中に触れましたので、省略させていただきます。ただいまもようございますでしょうか。

○委員長（山本敬晃君） 大丈夫です。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

ありがとうございます。

それでは、1ページの2、本市の不登校支援のさらなる充実に向けた視点を御覧ください。

複数拠点化を進めるに当たり、本市の不登校支援のさらなる充実に向け、課題の洗い出しを行うとともに、不登校の子供とその保護者のニ

ーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

取り組むべき大きな課題としては、（2）に示しておりますように、平日の昼間、家庭で過ごしている子供が、令和6年度において、不登校数494人のうち212人、42.9%を占めるということにあると考えております。

また、アンケートに寄せられました要望としましては、（3）の①から③に示しておりますように、不登校の児童生徒支援に関する要望と、④、⑤に示しましたように、保護者支援に関する要望が寄せられたところです。

これに国の基本的な考え方を加味し、1ページの3にあります本市の不登校支援のさらなる充実に向けた目標を立てました。

以下3点がさらなる充実に向けた目標になります。この3つの目標を実現するために、2ページにありますコンセプト「様々な場所を学びと交流の場に～一人一人が自分らしく一歩を踏み出す支援～」に沿って、児童生徒支援と保護者支援という2つの柱に沿って取り組んでまいります。

続いて2ページの5、八代市教育支援センターくま川教室を核とした具体的取組を御覧ください。

児童生徒支援と保護者支援の2つの柱を立てました。

まず、支援の柱1として、4つの児童生徒支援に取り組みます。

1つ目は、代陽幼稚園跡地を利用して、2つ目の拠点を整備します。新年度を迎え、4月よりまずはICTを使った支援からスタートさせたいと考えております。そして、施設等の受入れ準備を進めながら、夏休みに新しい教室のPRのためのイベントや保護者会を開催し、2学期から本格的スタートを目指します。

2つ目は、楽しさと安心の保障です。個に応じた学習支援のほか、創作活動や体験活動など、

楽しい活動を行いながら子供同士の交流が進むように工夫してまいります。

3つ目に、多様なニーズの受皿に取り組みます。具体的には、代陽幼稚園跡地の教室に不登校の子供や保護者、また親子で気軽に立ち寄れるフリースペースを整備します。畳を敷いたり、ネット環境を整備したりして、楽しく安心して過ごせる温かい空間をつくるとともに、さりげなく指導員が寄り添う空間にしたいと思います。

このフリースペースに来ることが難しい子供には、県が進めておりますメタバース空間における交流や学習支援に積極的に参加するとともに、指導員がICTを使った支援に取り組んでまいります。

4つ目として、不登校の子供とその保護者を対象としたイベント等の開催や保護者の交流会等を実施しながら、くま川教室をより身近に感じてもらえるように工夫してまいります。

次に、2つ目の柱である保護者支援として、3つの取組を計画しました。

くま川教室の指導員が日常的な相談対応を行います。保護者の不安や悩みを少しでも和らげることができれば、子供たちによい影響を与えることにつながると考えます。

また、県派遣のスクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを2つの教室を計画的に巡回することで行ってまいります。

2つ目は、保護者同士の交流機会の提供です。教室の利用の有無に関係なく、不登校の子供を持つ保護者に広く呼びかけた交流会を定期的の実施してまいります。

実施に当たっては、民間の不登校親の会と連携し、不登校の子供を持った経験のある方にも参加をいただきたいと考えております。

3つ目は、関係団体や関係課・関係機関等とのネットワークづくりです。教育委員会だけに限らず、民間の不登校支援団体や子育ての関係課やまた機関等とネットワークをつくることで、

一人一人のニーズに合った情報提供が可能になると考えております。

以上、本市の不登校対策の充実について、市の教育支援センターくま川教室を核とした取組の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 代陽幼稚園の跡地に大分、機能を盛り込むっていう感じの計画になってますけど、実際にこれだけ盛り込めるのかなっていうのがちょっとですね。

施設は確かに広いのは広いんでしょうけど、例えばフリースペースにそれぞれパーティションを置いて、メタバース体験とかあるんでしょうけど、実際話すともう横にも聞こえるっていうこともありますよね。

そういった配慮なんかもできるのかなっていうのがちょっと、図面とか見ながら思ったんですけど、その辺はどうでしょう。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

それでは、ただいま委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、フリースペースの構成につきましては、お手元の資料にありますように、パーティションを仕切ったスペースをつくり、その中でネットにアクセスできるような環境を整えます。

また、畳のスペースをつくって、そこで親子が本当、気軽に利用できるような雰囲気をつくってまいりたいと思います。

今ありました隣の声が聞こえるということもございしますが、今の県のメタバース利用をしている子供たちの様子を見ますと、まずは自分の声を出すということが非常に抵抗がありますようで、まずはアクションキーを押して、自分の気持ちを伝えたり、あるいはチャット機能を使って入力をして、自分の気持ちを伝えるというところからスタートをしております。

そして、かなり時間を使った上でようやく自分の気持ちを、声を出して交流するということに至っておりますので、そここのところは、まずは声ということよりも、チャットあたりの機能を使いますので、大きな影響はないかなというふうに考えておりますし、また、それが非常に子供たちから気になるというような声が聞こえてきましたときには、代陽幼稚園は非常に広がりますので、いろんな場所を使いながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（山本敬晃君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 千丁支所のくま川教室と代陽幼稚園跡地のくま川教室、これ呼び方は南部、中北部、市内の北部と中南部っていう具合に、くま川教室、どういうふうな呼び方をしたらいいですかね、今後。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

呼び方については、来年度、子供たちに実際、子供たちと話し合いながら決めてまいりたいと思いますが、現在考えておりますのは、くま川千丁教室、あるいはくま川代陽教室。

そして、フリースペースを例えばひだまりベースというような形で案は持っておりますが、子供たちの意見を大事にして考えたいというふうに思っております。

○委員（堀口 晃君） この中において、先ほどの1は省略されたんですが、その1のところ、令和8年4月の表の中の千丁支所の教室プラス代陽幼稚園跡地の教室っていうふう書いてあって、その右側の対象活動内容の中に民間団体との連携という部分を書いてありますが、この民間団体との連携っていうのは、どういうふうに解釈すればいいですかね。

○教育サポートセンター所長（中村裕一君）

子供たちの支援ということにつきましては、現在、それから来年度3名増員します指導員で十分対応可能だと考えております。

ただ、保護者支援につきましては、やはり指導員が相談に乗ることも効果はあると思います。不登校の子供を持った経験のある先輩の親といいますか、その方々の意見、アドバイスというのが非常に効果的ではないかというふうに考えておまして、現在、八代市に不登校支援の親の会がございますので、そこも今、話し合いを今、進めているところです。

この保護者会を開くときにはぜひその支援の会にも参加をしていただきたいと思っておりますし、可能ならばフリースペースに時々顔を出して、保護者の方に対応していただきたいというふうに考えております。（委員堀口晃君「いいことですね。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（山本敬晃君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で本市の不登校対策の充実についてを終了します。

執行部、退室をお願いします。

（執行部 退室）

○委員長（山本敬晃君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（堀口 晃君） 管内調査をぜひしたほうがいいだろうと思います。

今日でも千丁の健康温泉センターの部分についても継続審査というような形になりましたので、委員会の中で管内調査をする必要があるんじゃないかというふうに思います。

それともう一つは、今、お話がありましたくま川千丁教室、代陽教室っていう部分が見取図、設計図もできておりますので、そちらのほうの部分も、次年度になってからでもいいんですが、そこは管内調査をしたらどうだろうかということ。

あと、八竜の天文台の部分も今日の予算、出ましたんで、その辺も含めて、所管するところの施設の管内調査が必要じゃないかというふ

うに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本敬晃君） 執行部と調整して、  
また御連絡いたします。

ほかにございせんか。

○委員（深田浩介君） さっき質問したんです  
けど、給食のことで、試食まで行かなくても、  
どこか中学校なり、現状のどんな感じで生徒た  
ちの意見とか、そういったのを聞ければ、そう  
いう機会があればなと思ってますので、よかつ  
たらお願いします。

○委員長（山本敬晃君） そちらも執行部と調  
整をいたします。

そのほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） なければ、以上で所  
管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい  
てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び議案1件に  
ついては、なお審査及び調査を要すると思いま  
すので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の  
申出をいたしたいと思いますが、これに御異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本敬晃君） 御異議なしと認め、  
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし  
ました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたしま  
す。

（午後8時08分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に  
より署名する。

令和8年3月16日

文教福祉委員会

委員長